令和7年度 厚生労働省 障害者地域生活支援体制整備事業

# 「全国ブロック会議」研修資料

く関東ブロック>

令和7年11月14日

### 目 次

1.	「全国ブロック会議」「	こついて			1
2.	ブロック会議プログラ	ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ			2
3.	研修講師				
4.	研修資料				4
	• 行政説明(厚生労働	省)			5
	・事例の報告				
	・事例の報告(解	説)			46
	・事例の報告(大				
	・事例の概要				68
	<ul><li>演習(グループワー</li></ul>	ク)			84
	・都道府県の取組状況	等 <関東	ブロック>		93
	• 茨城県 • 栃	木県	• 群馬県	・埼玉県	・千葉県
	• 東京都 • 神	奈川県	・山梨県	・長野県	

#### 当日配布資料一覧

- ・「全国ブロック会議」研修資料
- ・座席表・グループ名簿
- ・演習シート1~5 (演習で使用)
- ・アンケート用紙 (ブロック会議終了後、提出してください)
- ・(参考) オンライン研修「チェックリスト」について

### 参考資料(都道府県ごとに配布)

- ・市町村の基幹・拠点・協議会の設置状況一覧
- ・オンライン研修 参加状況
- ・オンライン研修「チェックリスト」回答一覧
- ・オンライン研修「研修後アンケート」回答一覧

#### 【厚生労働省担当部局】

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

#### 【研修事務局】

一般社団法人北海道総合研究調査会(HIT)

## 1.「全国ブロック会議」について

#### (1)目的

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、(自立支援)協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われたところです。

また、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれ、今後、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営や、これらの市町村に対する都道府県による支援など、各自治体が相談支援体制の強化に向けて取り組むことが必要となっています。

そこで、厚生労働省では、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備を含めた地域の相談支援体制の強化や(自立支援)協議会の効果的な運営の促進を図るため、令和6年度から、各都道府県の担当職員・アドバイザー事業に従事する者等を対象にした「全国ブロック会議」を実施しております。2年目となる今年度は、昨年度検討した「目標」と「取組」の進捗の振り返りとともに、自都道府県内の市町村の課題等を共有したうえで、市町村支援を実践するためにより具体的な取組を検討いただく機会とて実施いたします。

#### (2) 対象者

都道府県の相談支援体制整備に関わる担当職員・アドバイザー事業に従事する者等

#### (3) 開催日程

全国を6ブロックに分け、各1回ずつ開催

	ブロック	開催地	開催日程	会場	住所
第 1 回	関東	東京都	令和7年11月14日(金) 10:00~16:30(受付9:40~)	ビジョンセンター新橋 17F 1702	東京都千代田区内幸町 1-5-2 内幸町平和ビル 17F
第 2 回	北陸・甲信越	金沢市	令和7年11月26日(水) 10:00~16:30(受付9:40~)	TKP ガーデンシティ PREMIUM 金沢駅西 ロ 2F ホール 2C	石川県金沢市広岡 2-13- 33 JR 金沢駅西第三 NKビ ル 2F
第 3 回	名古屋由		令和7年11月28日(金) 10:00~16:30(受付9:40~)	プライムセントラルタ ワー名古屋駅前店 13F 第 1+2 会議室	愛知県名古屋市西区名駅 2-27-8 名古屋プライム セントラルタワー 13F
第 4 回	北海道· 東北	仙台市	令和7年12月5日(金) 10:00~16:30(受付9:40~)	TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口 8F ホール8A	宮城県 仙台市青葉区花 京院 1-2-15 ソララプラザ 8F
第 5 回	中国・四国	岡山市	令和7年12月17日(水) 10:00~16:30(受付9:40~)	ターミナルスクエア 12F スクエアホール	岡山市北区駅元町 1 番 4 号ターミナルスクエア 12F
第 6 回	九州· 沖縄	福岡市	令和7年12月19日(金) 10:00~16:30(受付9:40~)	リファレンス駅東ビ ル 5F 会議室 V-1	福岡市博多区博多駅東 1 丁目 16-14 リファレンス 駅東ビル 5F

# 2.ブロック会議プログラム

時間	内容	担当
10:00	開会	事務局
10 : 00~10 : 05	挨拶(本ブロック会議の目的等)	厚生労働省
10 : 05~10 : 10	資料確認・本日の流れの説明	事務局
10:10~10:55 (45分)	【1】行政説明 ・厚生労働省における直近の取組、次期障害福祉計画及び障 害児福祉計画に係る基本指針の方向性について説明	厚生労働省
10:55~11:25 (30分)	【2】都道府県からの状況報告 ・事前提出「都道府県の取組状況等」について参加都 道府県から報告(1都道府県2~3分程度)	都道府県
11:25~11:30 (5分)	休憩	
11:30~12:20 (50分)	【3】事例の報告 ①事例の報告(解説) ・都道府県による市町村支援の「事例の報告(5事例)」 の概要について解説	講師
	②事例の報告 ・都道府県による市町村支援の取組を報告	各都道府県
12:20~12:30 (10分)	【4】意見交換 ・事例の取組を聞いて、各都道府県内の状況とどんな 違いがあるか等、意見交換	事務局
12:30~13:30 (60分)	休憩	
13 : 30~16 : 05	【5】演習(グループワーク)	
13:35~13:40 (5分)	自己紹介	
13:40~13:45 (5分)	グループワーク 1 の進め方の説明	
13:45~14:45 (60分)	グループワーク1:他都道府県との意見交換	
	①都道府県の現状や課題を発表(15 分)	
	②課題解決に向けての取組等の意見交換(45分)	
14:45~14:55 (10分)	席替え・休憩	講師
14:55~15:00 (5分)	グループワーク2の進め方の説明	
15:00~16:05 (65分)	グループワーク2:自都道府県での意見交換	
	①取組の振り返りと課題の共有(15分)	
	②次年度に向けた取組について(50分)	
16:05~16:25 (20分)	【6】総括	
(20 /3 /	・グループ発表・講師による総括	
16 : 25~16 : 30	閉会(挨拶)	厚生労働省
	アンケート・演習シートの提出	事務局

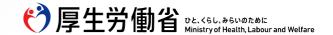
# 3. 研修講師

ブロック		氏名	所属	役職等
関東	講義	岡部 正文	社会福祉法人 ソラティオ	理事長
<b>以</b>	演習	日野原 雄二	社会福祉法人の鶴ヶ島市社会福祉協議会	主幹
北陸・	講義	島優子	社会福祉法人 愛恵会 相談支援事業所 こだま (松阪市障がい児・者総合相談センター マーベル)	管理者
甲信越	演習	村上 美恵子	特定非営利活動法人 福祉ネットこうえん会 相談支援センター 若狭ねっと	管理者
東海・	講義	小島 一郎	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 名古屋市リハビリテーションセンター	相談支援部長
近畿	演習	濱口 直哉	社会福祉法人あかりの家 地域支援センターあいあむ	センター長
北海道	講義	長谷川 さとみ	社会福祉法人 藤聖母園 相談支援事業所 藤	管理者
・東北	演習	齋藤 栄樹	サポートケア県南ありのまま舎難病・障害者相談支援センター	センター長
中国•	講義	永田 拓	社会福祉法人リンク 倉敷地域基幹相談支援センター	施設長
四国	演習	川島 成太	社会福祉法人有誠福祉会 名西郡障がい者基幹相談支援センター	管理者
九州・	講義	山下 浩司	社会福祉法人 大村市社会福祉協議会	事務局次長
沖縄	演習	山口 麻衣子	社会福祉法人清樹会 地域生活支援センターすみよし	管理者

(敬称略)

# 4. 研修資料

行政説明(厚生労働省)	<u>5</u>
事例の報告	
・事例の報告(解説)4	6
・事例の報告(大分県)5	1
・事例の概要 6	3
· 演習(グループワーク) 8-	4
・都道府県の取組状況等9	3



## 「障害者等の地域生活支援体制の充実に向けて」

## 令和7年度 障害者地域生活支援体制整備事業

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 本日特にお伝えしたい事項

## 今年度の行政説明で特にお伝えしたい事項(ホットトピックス)

### 厚生労働省における直近の取組

- ☑ 令和6年度障害者地域生活支援体制整備事業 (都道府県とのブロック会議・市町村オンライン研修の開催)
- ☑ 障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターに係る地方交付税について など

### 次期障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の方向性

- ☑ のぞまないセルフプランの解消に向けた取組
- ☑ 地域生活支援体制の整備についてのアドバイザーの取組
- ☑ 地域生活支援拠点等の機能の更なる強化・充実 など

なお、基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等・(自立支援)協議会の目指すべき方向性、令和6年度報酬改定及び障害福祉計画の概要といった押さえておくべき基本事項については、昨年度の行政説明資料に盛り込んでいるので、必要に応じてご参照ください。 【掲載先】障害者地域生活支援体制整備事業 | 厚生労働省

#### 1 事業の目的

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、<u>基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力</u> 義務となり、(自立支援)協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われた。

当該法改正を踏まえ、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込ま れたところであり、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営に向けて、国が主 導的な立場で各自治体に対して支援を図るもの。

#### 2 事業の概要・スキーム

- 国において、各自治体における相談支援の体制整備等の状況(基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置・整備 状況、(自立支援)協議会の運営状況等)について調査を実施し、現状及び課題について詳細に分析・把握。
- 当該調査結果により把握した地域の体制整備の状況も踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等をはじめと する地域の相談支援体制等の強化や(自立支援)協議会の効果的な運営のため、

国と自治体の間で意見交換等を実施するためのブロック会議や市町村との意見交換会等を開催する。

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



#### 3 実施主体等

◆ 実施主体:国(民間事業者への委託可)

## 障害者地域生活支援体制整備事業(都道府県とのブロック会議・市町村オンライン研修の開催)

#### きっかけづくり

- ☑ 基幹・拠点・協議会の目指すべき方向性、令和6年度報酬改定や障害福祉計画の概要などを確認。
- 全国の好事例を通じた基幹・拠点・協議会の連携の重要性や、機能させるための方法を学ぶ。
- ☑ グループワークにより

(都道府県) 「1年後の目標」と「具体的な取組」の議論し、担当者・関係者で共有。

他自治体の課題や現状を共有し、各自治体の取組のヒントを得る。

- 各都道府県においては、今後の管内での推進方策の検討を行うとともに、各市町村職員等においても制度の趣旨や各 事業の意義等の理解が深まり、地域の相談支援機関との連携の重要性を学ぶ機会となり、好評を得るものとなった。
- 都道府県に対しては管内の市町村向けの伝達研修等を依頼していたところ、これまでに複数の都道府県において管内 市町村向け研修が開催されている状況。機運醸成や取組のきっかけづくりの一助となり、大きな成果となった。

#### 振り返りと実践

- ☑ 地域生活支援体制整備に取り組むためのツール(チェックリスト等)や参考情報を提供。
- ☑ 積極的に取り組んでいる自治体からの事例を紹介(実践者の目線からのリアルな声の提供)
- ☑ グループワークにより

(都道府県) 令和6年度に検討した「目標」と「取組」の進捗状況と現在抱える課題の共有や検討。 チェックリストで把握した現在の取組状況と課題について、他自治体と意見交換。 (市町村)

※チェックリストの結果と要望事項は、都道府県に共有。 都道府県への要望の取りまとめ。

**|アンケート結果等を踏まえて、今年度の事業について評価し、見えてきた課題等は次年度の取組の参考とする** 

## 取組の継続・定着

令和6年度、7年度事業の参加者からのアンケート結果及び 有識者や自治体等で構成される検討会での議論を踏まえ検討

6

和 8 年

令

和

6 年

度

令

和

年

度

#### 令和6年度実績

○ 厚生労働省から全国で統一した資料と行政説明を行うとともに、日本相談支援専門員協会に講師として協力いただき、地域の好事例の紹介、グループワークを実施(計 1,500 名程度参加)。※都道府県:対面(6ブロック)、市町村:オンライン(全4回)詳細は以下のとおり。

#### 都道府県ブロック会議の参加状況

- ・47 都道府県から参加申し込みがあったが、46 都道府県が参加。 (当日の悪天候の影響により欠席となった秋田県を除く)
- ・参加人数は、計 135 名(都道府県職員 75 名、相談支援体制整備事業 のアドバイザー等 56 名、その他 4 名)

			内 訳					
		参加人数	都道府県職員	相談支援体 制整備事業 のアドバイ ザー等	その他			
1	北海道	4	2	2	0			
2	青森県	3	3	0	0			
3	岩手県	1	1	0	0			
4	宮城県	1	1	0	0			
5	秋田県	0	0	0	0			
6	山形県	3	1	2	0			
7	福島県	3	1	2	0			
8	茨城県	4	2	2	0			
9	栃木県	3	2	1	0			
10	群馬県	4	2	2	0			
11	埼玉県	3	2	1	0			
12	千葉県	4	1	1	2			
13	東京都	4	4	0	0			
14	神奈川県	4	2	2	0			
15	新潟県	4	2	2	0			
16	富山県	3	1	2	0			
17	石川県	3	1	2	0			
18	福井県	2	1	1	0			
19	山梨県	2	1	1	0			
20	長野県	3	1	2	0			
21	岐阜県	1	1	0	0			
22	静岡県	2	1	0	11			
23	愛知県	3	1	2	0			
24	三重県	3	3	0	0			

			内訳				
		参加人数	都道府県職員	相談支援体 制整備事業 のアドバイ ザー等	その他		
25	滋賀県	2	1	1	C		
26	京都府	1	1	0	C		
27	大阪府	4	4	0	C		
28	兵庫県	3	2	1	C		
29	奈良県	3	2	1	(		
30	和歌山県	3	1	2	(		
31	鳥取県	1	1	0	(		
32	島根県	3	3	0	(		
33	岡山県	4	- 1	3	(		
34	広島県	3	1	2	(		
35	山口県	2	2	0	(		
36	徳島県	3	3	0	(		
37	香川県	4	1	2	1		
38	愛媛県	3	1	2	(		
39	高知県	2	2	0	(		
40	福岡県	3	2	1	(		
41	佐賀県	4	1	3	(		
42	長崎県	3	1	2	(		
43	熊本県	3	- 1	2	(		
44	大分県	4	3	1	(		
45	宮崎県	4	. 1	3	(		
46	鹿児島県	2	2	0	(		
47	沖縄県	4	1	3	(		
	it	135	75	56	- 4		

#### 市町村オンライン研修の参加状況

- ・各自治体の整備状況別に、4日に分けて研修を開催。
- ・オンライン研修の参加者数は 1,164 アカウント。(参加申し込み総数は、1,282 アカウント。)

		参加市町村 数(圏域・地 域含む)	参加人数	自治体担当職員	相談支援・ (自立支援) 協議会等に 関わる関係 者
1	北海道	39	66	33	33
2	青森県	14	15	13	2
3	岩手県	8	8	7	1
4	宮城県	13	36	12	24
5	秋田県	8	19	9	10
6	山形県	9	11	10	1
7	福島県	8	9	8	1
8	茨城県	13	35	17	18
9	栃木県	8	13	5	8
10	群馬県	9	15	9	6
11	埼玉県	37	82	41	41
12	千葉県	24	40	17	23
13	東京都	30	87	28	59
14	神奈川県	5	13	2	11
15	新潟県	17	22	15	7
16	富山県	9	14	10	4
17	石川県	10	15	9	6
18	福井県	12	19	13	6
19	山梨県	9	9	7	2
20	長野県	13	16	14	2
21	岐阜県	11	16	10	6
22	静岡県	18	45	22	23
23	愛知県	30	56	26	30
24	三重県	9	26	8	18

		*			
		参加市町村 数(圏域・地 域含む)	参加人数	自治体担当職員	相談支援・ (自立支援) 協議会等に 関わる関係 者
25	滋賀県	12	19	9	10
26	京都府	9	12	9	3
27	大阪府	18	29	13	16
28	兵庫県	15	47	15	32
29	奈良県	6	20	10	10
30	和歌山県	1	1	1	0
31	鳥取県	5	9	4	5
32	島根県	8	11	7	4
3 3	岡山県	4	17	5	12
34	広島県	13	41	14	27
35	山口県	5	6	5	1
36	徳島県	13	24	14	10
37	香川県	9	12	6	6
38	愛媛県	11	15	10	5
39	高知県	8	9	7	2
40	福岡県	14	42	16	26
41	佐賀県	5	6	4	2
42	長崎県	11	14	11	3
43	熊本県	23	34	14	20
44	大分県	10	35	10	25
45	宮崎県	15	22	9	13
46	鹿児島県	14	21	10	11
47	沖縄県	13	31	14	17
	計	605	1,164	562	602

## 令和7年度 市町村オンライン研修の実績

	市町村名	申込 申込 申込 申込数(アカウント数) 当日参加数(アカウント数)		ント数)	参加者数	数(複数人参	加含む)						
	10.313 E	1,11,11,11	市町村数	, •		市町村	関係者		市町村	関係者		市町村	関係者
	計	1,741	669	38.4%	1,075	606	469	950	523	427	2,127	940	1,187
1	北海道	179	47	26.3%	60	44	16	55	40	15	87	55	32
2	青森県	40	9	22.5%	10	9	1	9	8	1	29	20	9
3	岩手県	33	10	30.3%	15	9	6	13	8	5	22	10	12
4	宮城県	35	17	48.6%	20	13	7	19	13	6	49	24	25
5	秋田県	25	16	64.0%	21	15	6	18	12	6	45	20	25
6	山形県	35	9	25.7%	9	7	2	8	6	2	14	9	5
7	福島県	59	14	23.7%	19	10	9	16	8	8	36	12	24
8	茨城県	44	23	52.3%	36	25	11	32	21	11	68	40	28
9	栃木県	25	13	52.0%	15	13	2	13	11	2	37	16	21
10	群馬県	35	6	17.1%	6	4	2	5	4	1	13	4	9
11	埼玉県	63	36	57.1%	64	33	31	59	30	29	138	57	81
12	千葉県	54	21	38.9%	40	17	23	36	15	21	70	28	42
13	東京都	62	27	43.5%	62	22	40	48	15	33	98	34	64
14	神奈川県	33	18	54.5%	44	15	29	39	13	26	64	25	39
15	新潟県	30	12	40.0%	31	13	18	27	12	15	60	25	35
16	富山県	15	6	40.0%	10	4	6	9	3	6	13	4	9
17	石川県	19	4	21.1%	5	4	1	5	4	1	8	6	2
18	福井県	17	11	64.7%	14	12	2	14	12	2	29	20	9
19	山梨県	27	9	33.3%	9	6	3	9	6	3	26	9	17
20	長野県	77	15	19.5%	19	11	8	16	8	8	41	16	25
21	岐阜県	42	10	23.8%	21	10	11	20	9	11	38	14	24
22	静岡県	35	14	40.0%	33	13	20	30	12	18	85	29	56
23	愛知県	54	29	53.7%	41	21	20	39	19	20	98	32	66

# 地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践(大切にしてほしい31のチェック項目) 厚生労働省障害者地域生活支援体制整備事業 ※一部集計結場

申込

市町村数

%

17.2%

26.3%

34.6%

34.9%

39.0%

30.8%

33.3%

36.8%

36.8%

88.9%

82.6%

52.6%

25.0%

41.2%

60.0%

46.7%

30.0%

52.4%

28.9%

72.2%

57.7%

41.9%

43.9%

7 20.6%

市町村数

市町村名

三重県

滋賀県

京都府

大阪府

兵庫県

奈良県

和歌山県

鳥取県

島根県

岡山県

広島県

山口県

徳島県

香川県

愛媛県

高知県

福岡県

佐賀県

長崎県

熊本県

大分県

宮崎県

鹿児島県

沖縄県

申込数(アカウント数)

市町村

関係者

当日参加数(アカウント)

市町村

関係者

参加者数(複数人参加含む)

市町村

関係者

。									
				あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計	
Ι	. 相談支援体質	制構:	築のための基礎理解						
1	相談支援専	1	   相談支援専門員と(自立支援)協議会は、障害福祉施策を推進する行政の	533	24	4	1	562	
	門員の創設と(自立支	機能をサポートする重要な仕組みであることを理解している。	94.8%	4.3%	0.7%	0.2%	100.0%		
	援)協議会	議会 2 相談支援専門員は、相談者の年齢や障害毎の区別なく支援できるように	539	18	4	1	562		
	の設置	_	制度化された職種であるということを理解している。	95.9%	3.2%	0.7%	0.2%	100.0%	
П	. 相談支援体質	制の	構築に必要な理解と実践						
1		3	障害福祉担当係の窓口対応において、相談者の相談内容を丁寧に聞き	501	23	8	30	562	
		3	取っている。	89.1%	4.1%	1.4%	5.3%	100.0%	
	行政の担当	4	障害福祉担当係において、相談者に担当者を分かりやすく明示するなど、	431	84	17	30	562	
	部署	,	責任の所在をはっきり示している。 	76.7%	14.9%	3.0%	5.3%	100.0%	
		5 1	□ 障害福祉担当係で対応に苦慮する場合には、上司や部署内で相談でき	508	21	3	30	562	
			<b>ర</b> ం	90.4%	3.7%	0.5%	5.3%	100.0%	
2	!	6	庁内連携が必要な場合には、障害福祉担当係内だけでなく、関係部署に	430	86	17	29	562	
			もタイムリーに相談・対応できるチームが組める。	76.5%	15.3%	3.0%	5.2%	100.0%	
	行政内にお	7 1111111111111111111111111111111111111	精神保健分野と協働して、相談支援体制を整備する重要性を理解してい	466	52	15	29	562	
	ける連携	,	<b>ీ</b>	82.9%	9.3%	2.7%	5.2%	100.0%	
		8	重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備が目的であり、総合窓口をつくるための事業でないこと、また事業の推進にあたっては調整機能が重要で	410	93	30	29	562	
			あることを理解している。	73.0%	16.5%	5.3%	5.2%	100.0%	
3		9	相談者の状況等によっては、障害福祉担当係と管内の委託相談支援事	498	25	16	23	562	
	行政と委託 相談等との		業者、基幹相談支援センター等に情報共有や協働体制が組める。	88.6%	4.4%	2.8%	4.1%	100.0%	
	連携	10	委託元である市町村は、委託相談支援事業者の事業計画等について事	306	148	80	28	562	
			業評価を行う等、事業運営の中立性・公平性を担保する仕組みがある。	54.4%	26.3%	14.2%	5.0%	100.0%	

				あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計
4		11	計画相談(指定特定・指定障害児)、委託相談(市町村障害者相談支援事業)、(中核機能強化加算を算定している)児童発達支援センターとの連携	346	94	79	43	562
		'''	による相談支援体制が整備されている。	61.6%	16.7%	14.1%	7.7%	100.0%
		12	計画相談・地域相談について、報酬による収入で事業経営が成立可能と	202	173	143	44	562
			理解している。	35.9%	30.8%	25.4%	7.8%	100.0%
		13	複数の計画相談支援事業所が協働して一体的管理運営を行う体制を確保することや、「相談支援員」の導入など、相談支援体制の充実に向けた	145	144	230	43	562
			取組を計画的に促進している。	25.8%	25.6%	40.9%	7.7%	100.0%
		14	  のぞまないセルフプランの解消に向けた具体的な取組を行っている。	213	143	162	44	562
	基幹相談支			37.9%	25.4%	28.8%	7.8%	100.0%
	援センター	15	委託相談は、計画相談支援によらない人を対象に、福祉サービスの利用 援助等が必要な人に対して相談支援を行うものという役割分担ができて	328	93	96	45	562
			いる。	58.4%	16.5%	17.1%	8.0%	100.0%
		16	相談者の状況に応じて、モニタリング頻度を上げる、または地域定着支	315	127	77	43	562
		10	援、自立生活援助を活用する等の体制を整備している(目指している)。	56.0%	22.6%	13.7%	7.7%	100.0%
		17	基幹相談支援センターの中核的な機能である「相談支援従事者の支援者支援」 「協議会の運営の関与を通じた「地域づくり」の業務」を行っている(あるいは体	388	51	79	44	562
		17	制の構築を進めている)。	69.0%	9.1%	14.1%	7.8%	100.0%
		18	市町村の障害福祉担当係と基幹相談支援センターが協働して、サービス	156	104	258	44	562
		10	等利用計画やモニタリング結果の検討・検証を行っている。	27.8%	18.5%	45.9%	7.8%	100.0%
5		19	基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の機能と役割を理解してい	433	78	33	18	562
		10	<b>ర</b> .	77.0%	13.9%	5.9%	3.2%	100.0%
		20	拠点等に求められる機能を理解し、協議会で検討した上で、コーディネー	176	67	297	22	562
	地域生活拠	拠 ターを配置している。	ターを配置している。	31.3%	11.9%	52.8%	3.9%	100.0%
	点等		84	84	371	23	562	
			点等機能強化加算)を活用している(あるいは検討している)。	14.9%	14.9%	66.0%	4.1%	100.0%
		22	拠点コーディネーターは、地域事情を踏まえて、必要な人数を配置してい	178	101	261	22	562
			る(あるいは検討している)。	31.7%	18.0%	46.4%	3.9%	100.0%

## <mark>※一部集計結果</mark>

				あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計
		23	拠点等では、見学や体験の機会の確保等の取組により、平時や緊急時に	267	127	149	19	562
	地域生活拠	23	おける体制や地域移行の促進のための体制整備を進めている。	47.5%	22.6%	26.5%	3.4%	100.0%
	点等	24	行政、計画相談・地域相談、委託相談、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所、入所施設等が、拠点等に関わる自らの機関の担う役割を理解し	140	127	272	23	562
		24	て、拠点コーディネーターと協働しながら取り組んでいる。	24.9%	22.6%	48.4%	4.1%	100.0%
6		25	協議会には、当事者家族に加え、福祉・医療・教育・雇用の従事者等、支	485	40	34	3	562
		23	援体制の構築に必要な関係機関等の参画が得られている。	86.3%	7.1%	6.0%	0.5%	100.0%
		26	協議会において、個別の課題から地域課題としてミクロレベル、メゾレベル、マクロレベルに整理し、関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等の重点課題	272	187	99	4	562
		20	を明確にして取り組んでいる。	48.4%	33.3%	17.6%	0.7%	100.0%
		27	協議会において、守秘義務の範囲と個人情報保護の取扱について共有	475	64	19	4	562
		21	し、適切な取扱いが可能な状況にある。	84.5%	11.4%	3.4%	0.7%	100.0%
	(自立支援)	28	協議会において、市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や助言、必要	414	82	60	6	562
	協議会	20	に応じた専門部会等の設置・運営等を行っている。	73.7%	14.6%	10.7%	1.1%	100.0%
		29	個別事案から見える地域で抱える課題等について、必要に応じて、市町	159	141	252	10	562
		20	村協議会から都道府県協議会へ報告を行っている。	28.3%	25.1%	44.8%	1.8%	100.0%
		30	都道府県が行う専門性の高い相談支援事業(発達障害者支援センター運	155	159	239	9	562
		30	営事業等)の活用や連携の推進に取り組んでいる。	27.6%	28.3%	42.5%	1.6%	100.0%
		31	都道府県のアドバイザー(都道府県相談支援体制整備事業等)を活用し	227	95	230	10	562
		01	ている。	40.4%	16.9%	40.9%	1.8%	100.0%

※「オンライン研修」事前課題 集計結果概略(速報値)

## 令和7年度 市町村オンライン研修アンケート結果(概要)

- ◆ オンライン研修(全4回開催)の参加者数は2,127名(市町村:940名 関係者:1,187名)
- ◆ 基幹相談支援センターの設置ならびに地域生活支援拠点等の整備状況に応じて参加日程を分け、かつ自治体の人口 規模別に演習グループを設定して開催し、各日程とも研修で見えた課題や都道府県に期待すること等についてアン ケートを実施。

基幹等の設 置状況	事前学習の効果	自治体の課題	今後取り組みたいこと	都道府県との 連携・期待
未設置 ・未整備	・制度的理解が深まった ・ (基幹・拠点・協議会)の目的の再確認に繋がった ・ 設置プロセスの理解が出来た・都道府県との連携が重要 ・ ADV活用(特に大分県の例) ・ 高知県の地域アクセスが良い	・人材不足・社会資源不足 ・財源不足・ノウハウ不足 ・(自立支援)協議会の形骸化 ・各種情報の不足 ・担当者が他部署に説明できない ・官民協働が不足している ・広域設置の方法が分からない	<ul><li>・近隣自治体に広域設置の依頼</li><li>・ADVの活用を検討する</li><li>・官民協働の促進(抱え込まず巻きこむ・小規模自治体の強みを活かす)</li><li>・協議会の運営を見直す</li><li>・設置要項の作成に着手する</li></ul>	・制度説明等の機会の確保 ・県内設置整備情報の共有 ・ADV活用方法の情報提供 ・県職員と一緒に考えたい ・振興局までしか見えない ・町に足を運んで欲しい ・広域設置へのサポート
いずれか設 置・整備済	・制度理解が深まった ・同規模自治体の実践が役立つ ・広域的な支援方法を学べた ・チェックリストの活用 ・ADVの活用(おせっかい) ・各県の実践(県との連携) ・平時からの備えの重要性 ・基礎自治体の報告が少ない	・情報が不足・社会資源不足 ・相談支援事業所がパンク状態 ・人材育成(不足を育成で補う) ・(自立支援)協議会が形骸化 ・関係機関相互の役割分担と連携 ・緊急時の受入体制が無い ・官民協働の機会が無い ・チェックリストで課題が明確化	・基幹C設置のためのWGの設置 ・拠点整備の部会を設置してみる ・広域設置の検討 ・先ず出来ることから始める ・先進的な自治体に連絡してみる ・県の担当部署を調べる ・県の協議会の状況を調べる ・地域の課題に強いADVの活用	<ul><li>・市町村のバックアップ</li><li>・ADVの活用方法の情報提供</li><li>・県内情報共有の場</li><li>・都道府県担当との意見交換</li><li>・振興局の支援(市町村訪問)</li><li>・都道府県協議会の状況周知</li><li>・都道府県協議会への報告</li></ul>
いずれも設置・整備済	・基幹の巡回相談は良い ・官民協働が重要 ・チェックリストの活用 ・ADVの積極的な活用 ・設置整備後の連携強化 ・加算 I を目指す必要性	・セルフプラン率の高さ(児) ・拠点コーディネーターの未配置 ・(拠点)事前登録制でない ・一人事業所のフォロー不足 ・医ケア児や強行等の対応不足 ・異動に伴う行政の理解不足 ・次世代の育成(継続性の担保)	<ul><li>機能強化加算取得への取組</li><li>主任相談支援専門員の活用</li><li>改めて現状の再点検を行う</li><li>日中支援型GHの部会への報告</li><li>県協議会への意見出し</li><li>行政としての予算確保</li></ul>	・市町村職員対象の勉強会 ・広域設置の仲介・調整 ・専門人材育成の研修 ・ADVの活用方法の情報提供 ・協議会への県職員の参加 ・施設の空き状況の情報提供 ・都道府県担当との意見る

## 本日お話しする内容

## 目 次

- 1. 現状の再確認
- 2. (自立支援)協議会の活性化
- 3. 地域の相談支援体制の強化(基幹相談支援センターの役割)
- 4. 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化
- 5. アドバイザーの活動に関する取組
- 6. 市町村・都道府県へのご依頼事項

## 現状の再確認

- 2. (自立支援)協議会の活性化
- 3.地域の相談支援体制の強化(基幹相談支援センターの役割)
- 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化
- 5. アドバイザーの活動に関する取組
- 6. 市町村・都道府県へのご依頼事項



## **害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための** 붙等の一部を改正する法律 (令和4年法律第104号) の概要

(令和4年12月10日成立、同月16日公布)

#### 改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、<u>障害者等の希望する生活を実現するため、</u>①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労二一 に対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の 充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

#### 改正の概要

- 1. **障害者等の地域生活の支援体制の充実** [障害者総合支援法、精神保健福祉法]
  - 共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
  - 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域 生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
  - 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの 者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。
- 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 [障害者総合支援法、障害者雇用促進法]
  ① 就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法 を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
  - 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率に おいて質定できるようにする。
  - ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。
- 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 【精神保健福祉法】
- 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、 医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ) 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」 を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道 府県等に通報する仕組みを整備する。
- 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 (難病法、児童福祉法)

  - ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。 ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の 連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。
- 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備 【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】 障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。
- 6. その他 【障害者総合支援法、児童福祉法】
  - 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

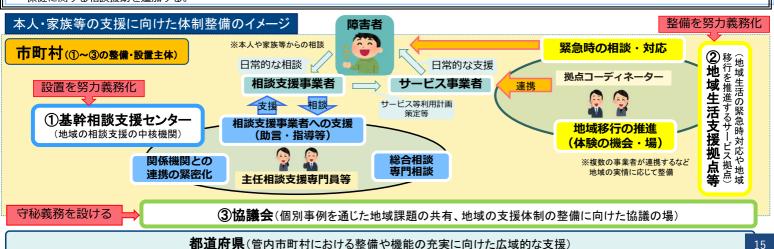
このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法例則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

#### 現状•課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村 は6割程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進し てきたが、約7割の市町村での整備にとどまっている。※令和6年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:1,270市町村(73%),基幹相談支援センター:1,045市町村(60%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様 化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

#### 見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。  $\bigcirc$
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関によ る協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心 身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神 保健に関する相談援助を追加する。



都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

#### 1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R5年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR6~8年度

#### 2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 障害者等に対する虐待の防止
- 障害福祉人材の確保・定着
- ・障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 発達障害者等支援の一層の充実
  - ・地域における相談支援体制の充実強化
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・障害福祉サービスの質の確保

・福祉施設から一般就労への移行等

- よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ・障害者総合支援法に基づく難病患者等への支援の明確化 ・その他(地方分権提案に対する対応)

#### 3. 成果目標(計画期間が終了するR8年度末の目標)

- ① 施設入所者の地域生活への移行
  - ・地域移行者数:R4年度末施設入所者の6%以上
  - ·施設入所者数:R4度末の5%以上削減
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活 日数:325.3日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)
- •精神病床の1年以上入院患者数:13.8万人 (R2年度の17.1万人と比べて3.3万人減)
- ・退院率: 3ヵ月後 68.9%以上、6ヵ月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

#### ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・市町村地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置などによ る効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以 上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う
- ・強度行動障害を有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズ を把握し、支援体制の整備を進める(新)
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- •一般就労への移行者数: R3年度の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合 が5割以上の事業所: 就労移行支援事業所の5割以上(新)

- ④ 福祉施設から一般就労への移行等(続き)
- ・都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援 体制を構築するため、協議会を活用して推進(新)
- ・就労定着支援事業の利用者数: 令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労 定着支援事業所の割合: 2割5分以上
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ・児童発達支援センターの設置: 市町村又は圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制 の構築
- ・都道府県による難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定。都道府県及び必 要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築。
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等: 市町村又は圏域に1か所以上
- ・都道府県は医療的ケア児支援センターを設置(新)
- ・都道府県及び政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設 置(新)

#### ⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等(新)
- ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上
- ・都道府県や市町村において、サービスの質向上のための体制を構築



- 1. 現状の再確認
- 2. (自立支援)協議会の活性化
- 3. 地域の相談支援体制の強化(基幹相談支援センターの役割)
- 4. 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化
- 5. アドバイザーの活動に関する取組
- 6. 市町村・都道府県へのご依頼事項



## (自立支援)協議会の概要

#### 経緯

- ・ (自立支援)協議会は、<u>地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の</u> 整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、**自立支援協議会の名称について**地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、**当事者及びその家族の参画が明確化**された。

#### 概要

- ・ (自立支援)協議会の設置は、地方公共団体(共同設置可)の努力義務規定。(法89条の3第1項)
- <u>都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更</u>しようとする場合、あらかじめ、(自立支援)協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。(法88条第9項、89条第7項)
- 設置状況(R7.4月時点) 市町村 : 1,693自治体(設置率約97%)

都道府県: 47自治体(設置率100.0%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきものである。

(想定される例) ※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等

## (自立支援)協議会の役割・機能(障害者総合支援法89条の3関係)

令和6年4月1日施行

改 ① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては<u>「個から地域へ」の取組が重要</u>。(第2項改正)

地域の状況を反映した、現に住民が直面している 課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への<mark>適切な支援に関する情報</mark>及び支援体制に関する課題についての<mark>情報</mark>を共有し、関係機関 等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

- ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じるこ とについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)
- 覇 ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。 (第5項新設)
  - \* 今回改正により、社会福祉法(重層的支援会議等)・生活困窮者自立支援法(支援会議)・介護保険法(地域ケア会議)と同旨の規定をもつものとなった。(第3項~第6項)

#### (※)協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

令和7年5月に(自立支援)協議会の設置・運営ガイドライン を改定し、個人情報の取扱いを整理の上、お示し。

事例の報告等

サービス 担当者会議

市町村+基幹相談支援センター

(自立支援) 協議会は、地域の関係者が 障害福祉計画・障害児福祉計画 協議会の機能 集まり、個別の相談支援の事例を通じてI 明らかになった本人・家族・地域の課題 関係機関け例示 連携強化 を共有し、その課題を踏まえて地域の 相談支援や 地域課題の抽出 サービス基盤の整備を着実に進めていく 社会資源の改善・開発 役割を担っている。 都道府県協議会 市町村協議会 複数自治体での共同設置可 (家族) 参画 地域移行部 就労支援部 権利擁護部 相談支援事 2 情報提供や 材育成部 こども部会 務局 意見の表明

業

事務局機能

## 市町村協議会の主な機能と留意点

参考資料

19

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広 域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

#### 主な機能と留意点

#### 主な機能

- 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・地域における障害者等への支援体制等に関する課題(以下、地域課題という)の抽出、把握や共有
- ・地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有
- ・地域における関係機関の連携強化

専門部会(例)

- ・社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- ・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等

専門部会(例)

都道府県協議会との連携

等

#### 留意点

- ○協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえて地域におけ る障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要であり、効果的に協議会を運営するため、以下の取組 を行うこと。
  - ・必要に応じ、専門部会等を設置し、協議を行うこと。
  - ・個別事例の支援のあり方についての協議を通じた地域課題の抽出を促進させるため、地域の相談支援事業者等の参画を広く求める 専門部会等(例:相談支援部会、協議会運営会議等)を設置し、定期的に開催すること。
  - ・市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同で事務局を担当すること。
- ○地域の相談支援体制を強化するため、以下の取組を実施すること。
  - ・市町村が実施する障害者相談支援事業の検討・評価(障害者相談支援事業を市町村が指定相談支援事業者に委託する場合、事業 運営の中立性・公平性を確保する観点で委託事業者の事業運営等について評価する取組を含めること)
  - ・基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
  - ・地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ○地域の支援体制強化のため、以下の取組を実施すること。
  - ・地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
  - ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議

## 都道府県協議会の主な機能

都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

#### 都道府県協議会の主な機能

- ・都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)
- ・都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議 ・ 相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議
- ・管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の ・ 電価・ 助量
- ・都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザー の職種や人員等に関する協議
- ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制 構築に関する協議
- ・都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・専門部会等の設置、運営等
- ※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

#### 都道府県相談支援体制整備事業の概要

#### 実施要綱

目的 都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする

#### 事業内容

- ・地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・地域で対応困難な事例に係る助言等
- ・地域における専門的支援システムの立ち上げ援助 例:権利擁護、就労支援などの専門部会
- ・広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・地域の社会資源(インフォーマルなものを含む)の点検、開発に関する 援助等

#### アドバイザー

- ・地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・相談支援事業に従事した相当基幹の経験を有する者
- ・社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

#### 留意事項

都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について」(令和6年3月29日 障発0329第26号、こ支障第89号)

## 21

## (自立支援)協議会の設置・運営ガイドライン

(令和7年5月改定)

- (自立支援)協議会については、ほぼ全ての地方公共団体に設置されているものの、地域差や形骸化が指摘されており、一定の標準的な 手法の提示や活性化が求められているが、その実態の把握や形骸化の要因分析は行われていなかった。
- ) こうした状況を踏まえ、障害者総合推進事業において、(自立支援)協議会の実態調査を行ったうえで、設置運営に関する標準的な方法 や検討方法について取りまとめた「設置・運営ガイドライン」を作成。(令和6年3月に初版を発出)

15

掲載先(厚労省HP): https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/shougaishahukushi/service/kyougikai.html

#### (自立支援)協議会の役割と機能

- □「支援体制整備と地域づくりの視点」が協議会の目的として明確に定義されているか
- □協議会の6つの機能(情報共有・調整・社会資源の開発・人材育成・ 権利擁護・評価)が整理・実行されているか
- □協議会メンバーに守秘義務を課す仕組みや個人情報の取扱いが導入されているか(※)

#### 市町村(自立支援)協議会の進め方

- □行政と基幹相談支援センターをパートナーとする「事務局体制」となっているか
- □地域課題を「個別支援事例」から収集し、協議に活かすプロセスが確立 しているか
- □多様な関係者(相談支援、福祉、医療、保健、教育、当事者等)が構成 員として適切に参画しているか

#### 市町村(地域)と都道府県の効果的な連携

- □都道府県体制整備事業のアドバイザーを活用して、市町村(圏域) に必要なバックアップを行っているか
- □地域課題を市町村から都道府県協議会へ定期的に報告しているか
- □都道府県の機能である「人材の確保・養成、育成支援」に関して、 地域の実態把握に基づいた人材育成体制を確保しているか

#### 都道府県(自立支援)協議会の進め方

- □都道府県協議会において、市町村の課題や二ーズが網羅的に共有・分析 されているか
- □研修体制(相談支援従事者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者など)が体系的に構築されているか
- □「めざす姿(ビジョン)」を都道府県として明確化し、地域づくりに資する体制整備が行われているか

#### (※)個人情報の取扱い

協議会における検討を活性化させるため、障害者総合支援 法の改正(法第89条の3第3項・4項・5項)により、

- ・協議会は関係者に協力を求めることができ、関係者はこれに応じることについて努力義務化、
- ・あわせて守秘義務を課した。

#### 個人情報の取扱いは本人の同意が原則。

ただし、一定の要件を満たした場合、個人情報保護法による個人データの第三者提供の制限に係る例外 (法令に基づく場合)等に該当し、本人の同意を得ずに第三者に情報提供可能。令和7年5月にガイドラインを改定し、この取扱いについて明記。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく(自立支援)協議会における情報提供(第89条の3第3 項)について、個人情報保護法による個人データの第三者提供の制限に係る例外 (法令に基づく場合)等に該当することとする整理

障害者総合支援法上、「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むため の支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本 的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、・・・総合的かつ計画的に行わなければならない。」(障 害者総合支援法第1条の2)とあり、支援を行う上で、「障害者の意思の尊重」は重要であり、そうした観点からも、法第 89 条の3に規定する (自立支援)協議会(以下「協議会」という。)において個人データを共有する場合は、当事者の同意を得ることが原則である。<u>一方で、当事者の</u> 同意が得られない場合であっても、以下の①から③までの全ての要件に当てはまる場合は、障害者総合支援法上の「地域における障害者等への適 切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、 関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制 の整備について協議を行う」ために必要があると認めるときに当たる(当事者の尊厳を損なうことにはならない)と考えられることから、個人情報 <u>の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) (以下「個情法」という。) における個人データの第三者提供制限の例外として、個情法第 27 条第</u> 1項第1号の「法令に基づく場合」に該当するものと考えられる。

#### ① 本人が支援を求めることができないことに相当の理由があり、同意が得られない場合

例えば、本人に認知機能に支障があることがうかがわれる場合や、精神的な疾患をうかがわせる症状等がみられる場合等には、判断能力が 不十分であると推察され、自身の状況を客観的に判断できないことから本要件に該当し得ると考えられる。

#### ② 速やかに介入しなければ生命、身体又は財産に危険が見込まれるような場合

例えば、自殺念慮や著しい自傷・他害がある又はそれを疑う言動が見られる場合、十分な食事をとることができないことにより健康を害し ている様子である場合等であって、こうした状態が続くことで、本人又は家族、近隣住民等の生命、身体又は財産への危険が及ぶことが想定 されるものと、およそ通常の判断能力をもってすれば判断可能である場合には、本要件に該当し得る。

#### ③ 協議会の関係機関等の間で情報共有する必要がある場合

例えば、当事者に複合的な課題が生じており、複数の主体で対応することが必要である場合等であって、協議会で協議することで生命、身 体又は財産の保護に資することが見込まれる場合には、本要件に該当し得る。

#### 〈要保護性〉

支援会議

支援会議

支援会議

上記個人データのうち、要配慮個人情報に当たるもしくは当たる可能性があるものとしては、以下が考えられる。

・ 障害の状況 ・ 精神的・身体的な疾患やそれをうかがわせる症状

これらの情報は、上記個人データの中でも特に要保護性が高いと考えられるところ、支援を図るための目的以外に利用された場合には、不当 な差別や偏見その他の不利益が生じるおそれがあることから、必要最小限の共有にとどめたうえで、情報漏えいしないよう留意する必要がある。

なお、障害者総合支援法第89条の3第3項において提供が予定されている範囲と当該提供先で予定されている取扱いは以下の通り。

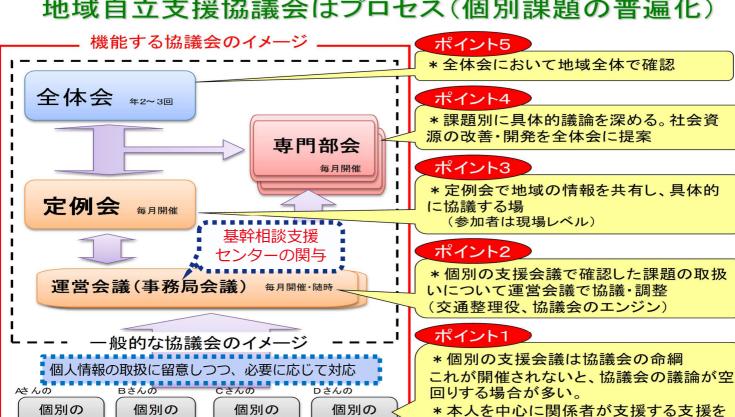
- 提供が予定されている範囲: 協議会の関係機関等
- 当該提供先で予定されている取扱い:

個人データの取扱主体は、協議会を構成する個々の関係機関等に限られる。また、当該者が取得した個人データの利用については、当 事者に対する支援のために必要な情報の交換を行うとともに、必要な障害福祉サービス等の利用等により日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標とした必要な支援に関する検討を行う場合に限って使用する。

## (自立支援)協議会の活性化に向けて

出典:自立支援協議会の運営マニュアル(財団法人 日本障害者リハビリテーション協会(平成20年3月発行))

## 地域自立支援協議会はプロセス(個別課題の普遍化)



支援会議

行う上での課題を確認する場

3

- 1. 現状の再確認
- 2. (自立支援)協議会の活性化
- 3. 地域の相談支援体制の強化(基幹相談支援センターの役割)
- 4. 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化
- 5. アドバイザーの活動に関する取組
- 6. 市町村・都道府県へのご依頼事項



## 障害者の意思決定支援を推進するための方策

#### 意思決定支援の推進(運営基準への位置づけ)

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、<u>相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加</u>する。

#### 【取扱方針】

事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。** 

#### 【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- ・ <u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮</u>しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での<u>適切な支援内容の</u> 検<u>討</u>をしなければならない。
- ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)に当たり、<u>利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合</u>には、適切に意思決定支援を行うため、<u>当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握</u>しなければならない。
- ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、<u>利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対</u> する意向等を改めて確認する。
- ※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した<u>個</u>別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

#### 【サービス管理責任者の責務】

・サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考)障害者の意思決定支援のプロセス │ 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討









利用者本人の参加



モニタリング※

## 現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等 出典:障害者相談支援事業の実施状況等について
基幹相談支援センター	定めなし  《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師  等	● 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号) ● <u>他法</u> において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務 ● 地域の相談支援従事者に対する相談、助言、指導その他の援助 ● (自立支援)協議会の運営への関与を通じた関係機関等の連携の緊密化 ※権利擁護・虐待防止 (虐待防止センターの受託)	■1,741市町村中 778市町村 (R2.4) 45% 873市町村 (R3.4) 50% 928市町村 (R4.4) 53% 973市町村 (R5.4) 56% 1,045市町村 (R6.4) 60% 1,147市町村 (R7.4) 66% ※箇所数は1,462ヵ所(R7.4)
障害者相談支援事業 実施主体:市町村 →指定特定相談支援事業者、指定 一般相談支援事業者への委託可	定めなし	● 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ● 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等	■全部又は一部を委託 1,554市町村(89%) ■単独市町村で実施 1,050市町村(60%) ※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員(業 務に支障なければ兼務可)、 管理者	● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難 事例への対応等を行う場合あり	■ 10,563ヵ所 (R2.4) 23,729人 11,050ヵ所 (R3.4) 25,067人 11,472ヵ所 (R4.4) 26,028人 11,846ヵ所 (R5.4) 27,028人 12,324ヵ所 (R6.4) 28,661人 12,795ヵ所 (R7.4) 29,610人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,191ヵ所 (17%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従 事者(兼務可)、うち1以上 は相談支援専門員、管理者	<ul> <li>基本相談支援</li> <li>地域相談支援等</li> <li>地域移行支援</li> <li>地域定着支援</li> </ul>	■ 3,551カ所 (R2.4) 3,543カ所 (R3.4) 3,671カ所 (R4.4) 3,861カ所 (R5.4) 3,837カ所 (R6.4) 3,787カ所 (R7.4)

※本資料に掲載されている数値(R7.4)は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

## 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

令和6年度改定

#### ①基本報酬等の充実 (算定要件の見直しと単位数の引きげ)

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、 基本報酬を引き上げ
  - ※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談 支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の	サービス利用支援費 ※		
10000000000000000000000000000000000000	相談支援専門員数	現行	報酬引き上げ	
機能強化(I)	4名以上	1,864単位	2,014単位	
機能強化(Ⅱ)	3名以上	1,764単位	1,914単位	
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,672単位	1,822単位	
機能強化 (IV)	1名以上	1,622単位	1,672単位	
機能強化なし		1,522単位	1,572単位	

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
  - 「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係 る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加
- 主任相談支援専門員加算

地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談 支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	<u>(新) 300単位(中核的な役割を担う相談支援事業所の場合)</u> 100単位(上記以外)

● 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告) 算定対象事業所を追加(※2と同じ)

#### ②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務 連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。

#### 面談・会議

医療機関、ほり、気に機関等との面談・会議・し、







## 情報提供

・関係機関に対して文書 により情報提供を実施





			-
加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・	面談・会議	100単位	計画作成月: <u>200</u> 単位 <u>モニタリング月:300単位</u>
教育機関等連 携加算	(新)通院同行	-	300単位
155川昇	<u>(新)情報提供</u>	-	150単位
	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
集中支援加算	<u>(新)通院同行</u>	-	300単位
	(新)情報提供	_	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

要医療児者支援体制加算等

医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算		
行動障害支援体制加算	35単位	<u>対象者あり:60単位</u>
精神障害者支援体制加算		対象者なし:30単位
<u>(新)高次脳機能障害支援体制加算</u>	_	

支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得 た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

#### ③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。 18

障害福祉サービス等の利用者数や事業所数の少ない地域においても、複数の目でサービス等利用計画等 をチェックできるなど公正中立な事業運営を推進し、地域全体で質の高い相談支援の提供体制を構築す ることを目的とし、複数の相談支援事業所が協働で機能を強化した事業所の体制確保することを可能と

#### 【協働が可能な事業所の要件】

以下①②のいずれも満たす任意の相談支援事業所間で協働可。

- ① 以下1.2.のいずれかを満たす事業所間で(※)
  - 1. 同一地域の地域生活支援拠点等を構成する事業所
  - 2. 同一地域の(自立支援)協議会に構成員として定期的に参画している事業所

(ただし、地域生活支援拠点との連携体制の確保は必要。

令和9年3月末までは地域生活支援拠点等が整備されていない場合の経過措置有)

② <u>全ての</u>事業所が<u>常勤専従の相談支援専門員を1名以上</u>配置

(※) 離島等の特別地域に所在する事業所については、都道府県と連携して市町村が認めた場合、同一地域の範囲を越えることが可能。



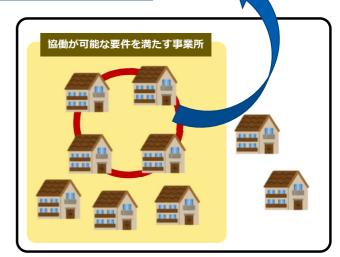
### 【体制を協働により確保可能なこと】※機能強化型基本報酬の算定に際し ① 人員体制の確保 ② 24時間の連絡体制の確保

#### 【協働する事業所間で実施しなければならないこと】

- ① 協定の締結
- ② 協働体制(協定の内容)が維持できているかどうかの確認(月1回)
- ③ 全職員の参加するケース共有会議、事例検討会の開催(月2回以上)

#### 〈日本相談支援専門員協会(NSK)による作成資料等〉

- ○NSK版モデル協定書 https://nsk2009.org/?p=604
- ○相談支援事業の複数事業による協働モデル https://nsk2009.org/?p=968
- ○複数事業所の協働による運営(機能強化型)の効果検証 https://nsk2009.org/?p=1244

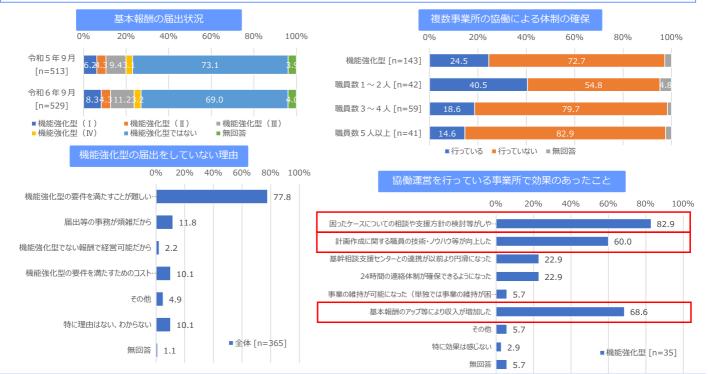


29

## 基本報酬、協働体制の状況

○基本報酬の届出状況は、令和6年9月では、「機能強化型(Ⅰ)」が8.3%、「機能強化型(Ⅱ)」が4.3%、「機能強化型(Ⅲ)」が11.2%、 強化型ではない」が69.0%となっている。令和5年9月の状況と比較すると、機能強化型の割合が上昇している。機能強化型の届出をしていない事業

所にその理由を聞くと、「機能強化型の要件を満たすことが難しいから」という事業所が多くなっている。
○機能強化型サービス利用支援費の算定に関し、複数事業所の協働による体制の確保については、「行っている」が24.5%となっている。
行っている事業所で効果のあったこととしては、「困ったケースについての相談や支援方針の検討等がしやすくなった」「基本報酬のアップ等により 収入が増加した」「計画作成に関する職員の技術・ノウハウ等が向上した」等をあげる事業所が多くなっている。



#### 本調査研究の目的

相談支援事業所の相談支援体制の現状や、社会福祉士等の養成機関における学生のニーズ等を把握したうえで、令和6年度に創設された「相談支 援員」の活躍の推進、養成機関への働きかけを行うための方策ならびに「相談支援員」の配置促進に資する方策を検討する。





URL: 001510898.pdf

参考・今和6年度障害者総合福祉推進事業「相談支援員の配置のための調査研究報告書」(今和7年3月、一般社団法人北海道総合研究調査会)

#### 施策名: 障害福祉分野における相談支援体制等強化事業

令和6年度補正予算 5.9億円

#### ① 施策の目的

障害福祉分野における相談支援専門員、サービス管理責任者(または児童発達支援管理責任者)の 人材不足は喫緊の課題であり、国及び各都道府県における人材養成の強化等の取組を緊急に実施す るなど人材確保を図ることにより、障害児者やその家族等に対する相談支援体制の整備を図る。

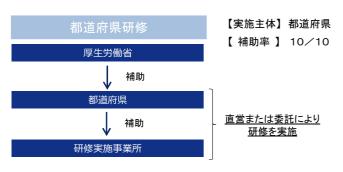
#### ② 対策の柱との関係

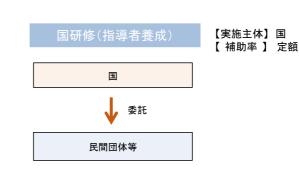


#### ③ 施策の概要

都道府県が実施主体である相談支援従事者養成研修及びサービス管理責任者養成研修等について、緊急に研修体制を強化するための費用を補助 するとともに、国が実施する指導者養成研修(都道府県における研修の企画立案・運営の中心的な役割を担う指導者を対象)の拡充を図る。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

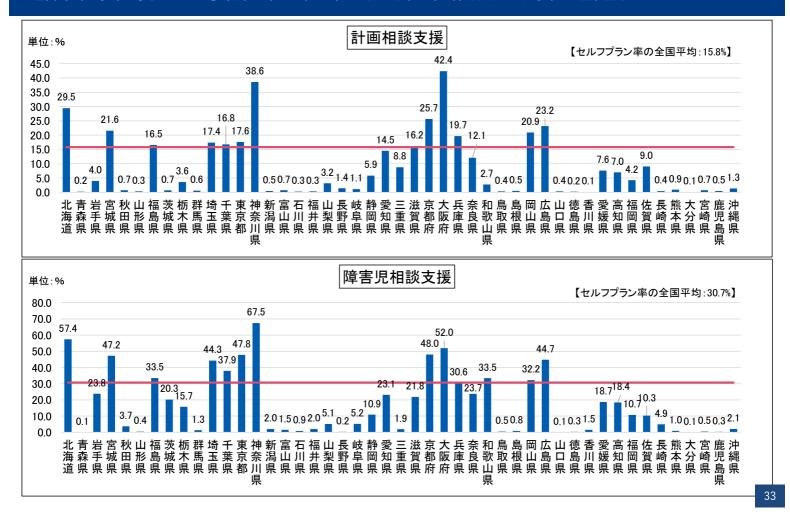




#### ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国と都道府県が一体となって質の高い人材を養成することにより、地域における専門人材の 確保と事業所の質の向上を図り、障害児者(またはその家族)の安心した地域生活、自立や社会参加の促進につながる。また、<mark>のぞまないセルフプラ</mark> ンの解消に資するものである。

### セルフプラン率について(令和6年3月末時点) 出典:令和6年度障害者相談支援事業の実施状況等について



#### セルフプラン率について(令和6年3月末時点) 出典: 令和6年度障害者相談支援事業の実施状況等について

○ セルフプランの割合は地域ごとに大きくばらつきがあり、本人や障害児の保護者が希望しない場合もセルフプランとなっている地域がある。今般、<mark>従前からの都道府県毎の公表に加え、市町村毎の結果について、人口規模別にした上で厚生労働省・こども家庭庁のHPに掲載したところ。</mark>各市町村におかれては他市町村の状況も踏まえつつ、相談支援体制の充実強化等も含め、望まないセルフプランの解消に取り組んでいただくとともに、各都道府県におかれては相談支援の体制整備が進んでいない市町村に対して必要な支援をお願いしているところ。 ※モニタリングの設定実施期間も同様に見える化

21

(厚生労働省) : <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_44635.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_44635.html</a>

(こども家庭庁) : <a href="https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku#h2\_free9">https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku#h2\_free9</a>

以下の区分で全市町村を掲載

- ・政令指定都市
- ・特別区
- ・中核市
- ・一般市(人口20万人以上)
- ・一般市(人口10万~20万人未満)
- ・一般市(人口5万から10万人未満)
- ・一般市(人口5万人未満)
- ・町村 (人口2万人以上)
- ・町村(人口1万~2万人未満)
- ・町村(人口5千~1万人未満)
- ・町村(人口3千~5千人未満)
- ・町村(人口3千人未満)

			人口	障害者総合 (令和6年3	5支援法分 3月末時点)	児童福 (令和6年3	
	都道府県	市区町村名	(令和6年1月1 日住民基本台 帳人口)	障害福祉 サービス等 受給者数	セルフプラン 率	障害児通所 支援受給者数	セルフプラン 率
政令指定都市	北海道	札幌市	1,956,928	27,576	55.7%	18,484	84.7%
Control Mainterstation	宮城県	仙台市	1,066,362	9,883	37.6%	4,054	72.6%
	埼玉県	さいたま市	1,345,012	8,936	21.1%	6,149	62.4%
	千葉県	千葉市	978,899	8,412	14.5%	5,196	24.2%
	神奈川県	横浜市	3,752,969	27,305	37.4%	17,848	80.2%
	神奈川県	川崎市	1,529,136	8,093	64.1%	6,519	77.2%
	神奈川県	相模原市	717,861	6,681	33.2%	3,906	62.7%
	新潟県	新潟市	767,565	6,560	0.5%	2,605	0.2%
	静岡県	静岡市	677,736	5,938	2.5%	3,807	4.9%
	静岡県	浜松市	788,985	6,675	0.1%	4,854	0.0%
	愛知県	名古屋市	2,297,745	27,749	21.7%	9,584	45.0%
	京都府	京都市	1,379,529	14,976	33.9%	6,934	78.3%
	大阪府	大阪市	2,757,642	44,954	45.5%	19,437	47.9%
	大阪府	堺市	817,041	11,327	33.0%	3,989	54.9%
	兵庫県	神戸市	1,500,425	16,947	49.8%	7,361	88.3%
	岡山県	岡山市	698,671	7,370	35.4%	5,631	71.9%
	広島県	広島市	1,178,773	11,839	43.5%	7,535	76.1%
	福岡県	北九州市	921,241	11,314	8.3%	4,993	21.2%
	福岡県	福岡市	1,593,919	17,838	2.3%	7,472	16.1%
	熊本県	熊本市	731,722	6,035	1.6%	4,913	1.0%

### 取扱い等

- 特定相談支援事業事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成するいわゆる「セルフプラン」については、 障害者総合支援法施行規則において、
  - 身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合、
  - 障害者又は障害児の保護者がセルフプランの提出を希望する場合に利用が可能。
- セルフプランの取扱い等については、これまで通知等により、自治体及び関係団体等に周知している。

#### 計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び 地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について(通知)(抄)

(6) セルフプランについて

いわゆる「セルフプラン」 (以下単に「セルフプラン」という。) については、</u>従前よりお示ししてきたとおり、 「障害者本人(又は保護者)のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体制整 備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべき」という方針に変わり

本方針を踏まえ、各自治体においてはセルフプランに関して以下の取組を行うことが望ましい。

- 1) セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントの希望 の有無等を把握すること。
- 2) 計画相談支援を提供する体制が十分でないためにセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制 <u>整備のための計画を作成すること。</u>
- 3) セルフプランにより支給決定されている事例について、第四の2の(2)の3) のモニタリング結果の検証等とあ わせて一定数を抽出し、基幹相談支援センター等による事例検討等において検証を行い、必要に応じてセルフプ ラン作成者に対して、専門的見地からの助言等を行うこと。

なお、3)の取組については、専門的見地を持つ相談支援専門員の助言により、セルフプラン作成者に対して新たな 気づきが生まれ、セルフプランを自らの意思で見直すこと等により、本人等のエンパワメントをより引き出すという趣 旨である。このため、セルフプラン作成者と一定期間の関係性を持ち、信頼関係を醸成した上で、助言等を行うことが 望ましい。

## 成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

現状

※社会保障審議会障害者部会(第152回)資料

- 〇 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務となり、(自立支 援)協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われたところであるが、基幹相談支 援センターの設置率は約6割にとどまるとともに、(自立支援)協議会については、具体的な課題を検討する部会の設置状況や開 催頻度等は様々であり、形骸化を指摘する声もある。
- 指定特定·指定障害児相談支援事業所は、令和6年4月1日時点で12,324箇所、従事する相談支援専門員の数は28,661人 となっており増加傾向にある一方、セルフプランの割合は地域ごとにばらつきが大きくなっている。

(令和6年3月末時点の全国のセルフプラン率:計画相談15.8%、障害児相談30.7%)

- こうした状況を踏まえ、以下の取組等を実施。
  - ・都道府県とのブロック会議、市町村向けオンライン研修の開催(令和6年度~令和8年度の実施を予定)
  - ・アドバイザーによる基幹相談支援センター等の設置・機能強化促進モデル事業の実施(〃)
  - ・市町村ごとのセルフプラン率を国が公表し、見える化を図る

#### 成果目標(案)

- 基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び(自立支援)協議会は、相互に連携しながら地域における生活支援体制を 確保することが期待される。また、(自立支援)協議会においては、地域の障害者の個別事例等を通じて明らかになった地域課題 の解決に向けて取り組むことが重要である。
- セルフプランは障害者本人(又は保護者)のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体 制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべきである。
- 上記の観点から以下の成果目標を設定してはどうか。

#### 【成果目標(案)】

- 令和十一年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、(自立支援)協議会を設置・ 整備した上で連携した体制が整備されていること。
- 基幹相談支援センターが協議会の運営に関与する等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備 に取り組む体制を確保することを基本とする。
- 都道府県及び市町村において、セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談 支援体制の充実強化等を図ることにより、令和十一年度末までに、のぞまないセルフプラン(身近な地域に指定特定相談支援事 業者がない場合に作成されるセルフプランをいう。)の件数をゼロにすることを基本とする。(新規)

### 基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

※令和6年4月1日施行

○ 市町村は、基幹相談支援センターを<mark>設置するよう努める</mark>ものとする。 (法第77条の2第2項) (一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))



「中核的な役割」

○ 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的 とする施設。(法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。

① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)

個別支援(特にその対応に 豊富な経験や高度な技術・ 知識を要するもの)

② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務

(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)

③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

新

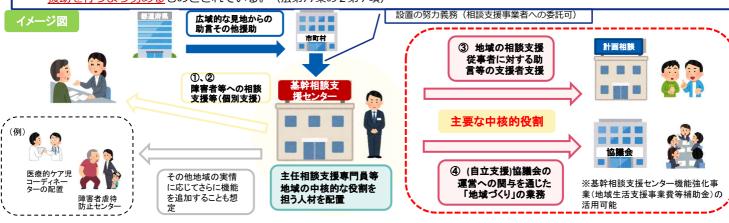
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する 運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務) ③④が主要な

新 ④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務

(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)

都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他

援助を行うよう努めるものとされている。(法第77条の2第7項)



## ③地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

支援者支援の目的は、地域の相談支援従事者の人材育成と質の向上を図ること。

- 各地域において「相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組」を行う。
- 具体的には、相談支援体制の強化を目的とし、日常的な支援方針等を検討する場の確保、相談支援従事者が困難事例 等に対応できるような後方支援を提供する。事業所の訪問、業務への同行、事例検討などを含む。
- さらに、協議会運営への関与を行い、地域のネットワーク構築・関係機関との連携を支える役割を持つ。協議会の事 務局を担い、相談支援事業者との連携を含めた地域における相談支援体制の強化への取組も含まれる。

【目的】



地域の相談支援従事者の人材育成 支援の質の向上

【主な支援内容】



- 支援者への日常的な相談・助言・指導
- 困難事例への後方支援
- モニタリングやセルフプランの検討・検証
- 相談支援事業所の訪問等

【ネットワーク作り】



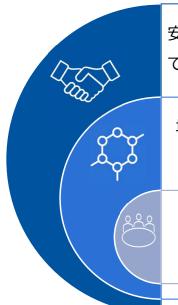
- 相談支援従事者研修の実習受入
- (自立支援) 協議会の運営への関与(相談部会等)
- 地域の社会資源の把握と共有

【参考】基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き(公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会)

研修と実地教育 (OJT) が有機的に連動した相談支援専門員養成体制の構築手法の確立のための研究(令和5年度厚生労働科学研究:相馬大祐(長野大学)) 23

## ④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」とは

- 市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同し協議会の事務局を担当する等、関係機関との緊密化を図る。
- 地域の相談機関との連携強化の取組(各種の相談機関等との連携会議の開催等)を行う。
- 他の地域の支援機関等、障害福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組を行う。



安心して暮らすことのできる地域社会の実現

- 「地域の関係機関等の連携の緊密化」により地域の支援体制強化に繋がる
- ・協議会を通じて地域課題を共有し、社会資源の 開発・改善が行われる
- 地域の関係機関との 連携強化
- ・必要に応じて小さなエリア毎に地域ケア会議 や情報交換の機会や場を設定し、支援ニーズ などの情報が共有できる「地域つくり」
- ・必要な部会の設置運営を通じた相談機関等と の連携の促進

協議会の事務局を

官民共同で行う

- ・地域のさまざまな関係機関等との間で 「各種情報の収集・提供や連携のため の取組」を実施する
- 部会(相談支援部会など)を設け、関係者が実務的な調整や情報共有を行う



基幹相談支援センター

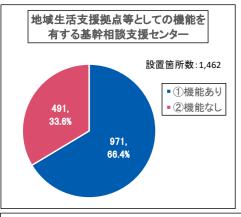
(地域の相談支援の中核機関)

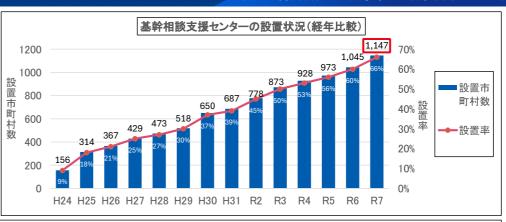
**地域生活支援拠点等** (地域生活の緊急時対応や地域移行を推進する機能を地域で整備)

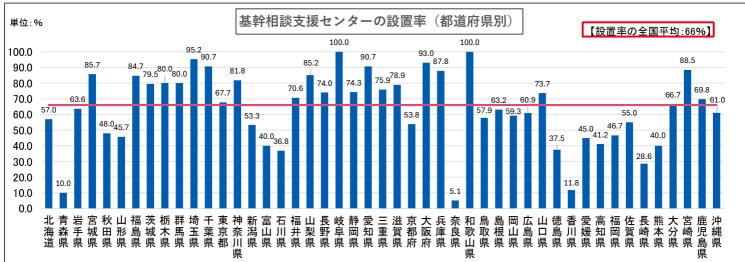
協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)【市町村】【都道府県】

## 基幹相談支援センターについて (令和7年4月1日時点)

出典:障害者相談支援事業の実施状況等について







出典:「障害者相談支援事業の実施状況等について」(令和7年調査)

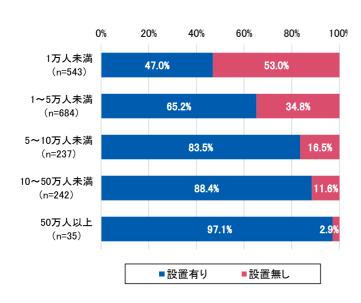
- 基幹相談支援センターの設置には各地域における相談支援体制整備等の経緯などを踏まえ、柔軟な形が必要
- <mark>小規模自治体ほど未設置率・共同設置が高く</mark>、都道府県の広域的な見地からの助言その他援助が必要

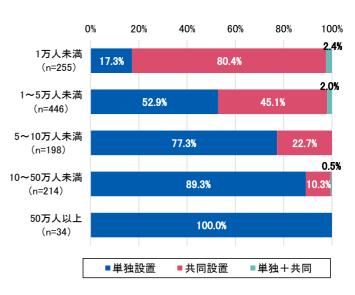
#### 市町村における基幹相談支援センターの設置状況(人口規模別)

(市町村数=1.741)

#### 基幹相談支援センターの設置方法(人口規模別)

(実施市町村数=1,147)





※本資料に掲載されている数値(R7.4)は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

41

## 基幹相談支援センター機能強化事業(地域生活支援事業)

令和7年度当初予算 地域生活支援事業費等補助金 502億の內数 (501億円の內数) ※()內は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。 令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
  - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
  - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記される

とともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針(告示)により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。

D 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

#### 2 事業の概要・スキーム

- O 本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。
- つ あわせて、基幹相談支援センターの設置増及び機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

#### 令和5年度以前

①基幹相談支援センター<u>等</u>に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。

(注) 社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者

②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組

③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組

#### 令和6年度以降(令和6年度は経過措置あり)

①基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 ※新たに②③の事業実施を補助要件とする

(注)<u>主任相談支援専門員</u>又は<u>相談支援専門員である</u>社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者

②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組

③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

#### 3 実施主体等

◆ 実施主体:市町村 ◆ 補助率:国1/2以内、都道府県1/4以内、市町村1/4

## 障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター運営費(基礎部分)に係る 取組の推進ついて

#### 概要

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターに係る地方交付税について、近年の障害者相談支援事業の相談支援 件数の増加や、基幹相談支援センターの市町村の設置の努力義務化による相談支援体制の機能強化に伴い、今後一層 の設置数及び相談支援件数の増加が見込まれることから、令和7年度において、市町村障害者生活支援事業費として 市町村の標準団体(人口10万人)当たり20,758千円が計上されている。(令和6年度より5,863千円増額)
- 各市町村におかれては、こうした直近の状況を十分に踏まえながら、必要な事業費の確保に努めていただくととも に、地域における相談支援体制の充実強化に向けた動きを一層加速していただくよう、お願いしたい。

#### 「市町村障害者生活支援事業費」について

令和6年度	令和7年度
14,895,000円	20,758,000円 (対前年比 +5,863,000円 (+約39%))

- ※1 標準団体の行政規模は、「人口」100,000人と想定。
- ※2 障害者相談支援事業と基幹相談支援センター運営費(基礎部分)は、「市町村障害者生活支援事業費」に計上。
- ※3 基幹相談支援センター運営費(機能強化部分)は、本事業費ではなく「基幹相談支援センター機能強化補助金」の対象。

#### 【参考】相談支援事業所における従事者の賃金(令和6年9月)

◇主任相談支援専門員:435,140円(月額)×12月=**5,221,680円** ◇相談支援専門員:364,950円(月額)×12月=**4,379,400円** 

出典:令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(第140表)

1. 現状の再確認

- 2. (自立支援)協議会の活性化
- 3. 地域の相談支援体制の強化(基幹相談支援センターの役割)
- 4. 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化
- 5. アドバイザーの活動に関する取組
- 6. 市町村・都道府県へのご依頼事項





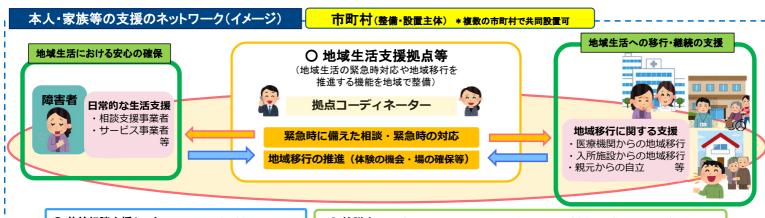


### 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

#### 【地域生活支援拠点等が担うべき機能(改正後の障害者総合支援法第77条第3項)】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、 その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等
- ○<u>市町村は、</u>特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も 含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- ○<u>都道府県は、</u>管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。



○ 基幹相談支援センター(地域の相談支援の中核機関)

○ 協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

## 成果目標(5)-1 地域生活支援の充実に関する目標について

### 現状

※社会保障審議会障害者部会(第152回)資料

- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行を支援する地域 生活支援拠点等の整備を推進するため、令和4年の障害者総合支援法改正により、令和6年4月から、地域生 活支援拠点等について、市町村における整備を努力義務化し、また、都道府県による市町村への広域的な支 援の役割も明記された。
- 〇 第7期障害福祉計画期間中に、1,741市区町村のうち、1,587市区町村(複数の市町村による共同整備含む。)において地域生活支援拠点等の整備が行われる見込み。
- 各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本としているが、第6期障害福祉計画期間中の実施は769市町村(拠点等を整備している自治体の64.4%)にとどまっている状況がある。

#### 成果目標(案)

- 障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、各地域で地域生活支援拠点等の整備をさらに進めることが必要。また、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより、その機能の強化を図ることが必要。さらに、地域のニーズを踏まえた必要な機能が備わっているか、PDCAサイクルを通じて改善を図っていくことが必要。
- これらを進めるため、以下の成果目標を設定してはどうか。

### 【成果目標(案)】

○ 令和十一年度末までに、各市町村は、地域生活支援拠点等(複数市町村による共同整備を含む。)を整備し、当該市町村の 全ての日常生活圏域を支援の対象とすることを基本とする。

また、これらの地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置すること、及び、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

### 3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等(以下単に「緊急事態」という。)や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の(1)から(4)までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる(共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能)。

#### (1)相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、 緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

#### (2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

#### (3)体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉 サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能(地域生活障害者等について、平時から緊急 事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。)

#### (4) 専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成 その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

#### 「地域生活支援拠点等の整備促進について」 (平成29年7月7日 障障発0707第1号)

## (平成29年7月7日 障障発0707第1号)

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

#### 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保 した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊 急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応 を行う機能

#### 体験の機会・場

相談

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

### 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した 障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

#### 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

#### 総合支援法等の一部改正 (令和4年法律第104号) 令和6年4月1日施行 第77条の3

一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その 他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児(地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。)の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第一項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関(次号及び次項において「関係機関」という。)との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業

二 関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者とは地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業

三 前二号に掲げる事業のほか、障害者等の保健 又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人 材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地 域において安心して自立した日常生活又は社会生 活を営むために必要な事業

#### 「地域生活支援拠点等の整備の推進 及び機能強化について」 (令和6年3月29日障障発第0329第1号)

#### 相談

・平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

#### 緊急時の受け入れ・対応

・短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや 医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

#### 体験の機会・場

- ・障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行 や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の 障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機 会・場を提供する機能
- ・地域生活障害者等について、平時から緊急事態 に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会 の提供及びその体制整備

#### 専門的人材の確保・養成等

- ・医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した 障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成
- ・その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

\_

#### 地域生活支援拠点等の機能強化について 4

#### (1)拠点コーディネーターの配置

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター(以下「拠 点コーディネーター」という。)は、地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備の主体である市町村とともに、効果的な支援 の連携体制を構築することを目的に配置する。

#### 【令和6年度新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

\*拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限 (地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)

### (2)地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充について

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図る。

- ① 緊急時に備えた相談等を実施する相談支援事業所や日中活動系サービス事業所等
- ② 緊急時に支援を提供する短期入所事業所や訪問系サービス事業所等
- ③ 体験の場を提供する共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所等
- その他地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な関係機関

#### (3)専門的人材の確保・養成等について

障害特性に応じた支援を行える人材を確保・養成するための研修等の実施や、地域の連携体制を充実するための関係機関の会議の実施 等、地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な事業を実施する。

- ① 地域の実情に合わせて専門的人材を育成する研修等の実施(都道府県で実施する研修等の活用も含む)
- 地域生活支援拠点等の検証・検討等を行う協議の場の実施や協議会、事業所の連絡会等を活用
- (3) その他地域生活支援拠点等の機能強化に必要な事項

49

## 地域生活支援拠点等機能強化加算について

- 地域生活支援拠点等機能強化加算(500単位/月)
  - 「計画相談支援及び障害児相談支援(<mark>機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る</mark>。)と自立生活援助、地域移行 支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供又は相互に連携して運営」

計画相談 支援

障害児 相談支援 地域移行 支援

地域定着 支援

自立生活 援助

・ 障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者の、 生活支援のニーズに合わせて支援を提供できる体制を 確保するため。

- \* 地域生活支援拠点等機能強化加算において、この5つのサービスの総称を「拠点機能強化サービス」とする。
- 「かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーター を常勤で1以上配置した場合。」

拠点機能強化 サービス



拠点コーディネーターが 常勤専従で配置されている



市町村が地域生活支援拠点等 として位置づけている

- 上記3点の要件を満たしている事業所を「拠点機能強化事業所」と称する。
- 拠点機能強化事業所は、「地域生活支援拠点等機能強化加算」を算定することができる。
- 「拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等(拠点機能強化事業所)は、配置した拠点コーディネーター1人につ き、合計100回/月までの算定を可能とする。」

「拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないこと を当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。」



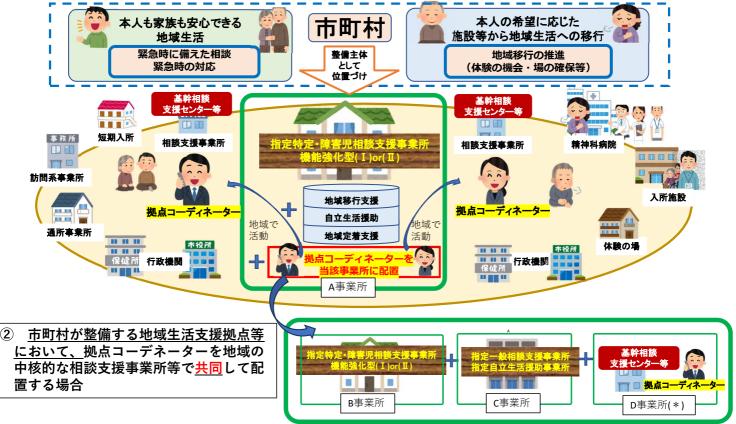
拠点コーディネーターを1名配置 ・・・ 拠点機能強化事業所は、合計で月100/回地域生活支援拠点等機能強化加算を 算定することができる。



拠点コーディネーターを 2 名配置 ・・・ 拠点機能強化事業所は、合計で月200/回地域生活支援拠点等機能強化加算を 算定することができる。

地域生活支援拠点等機能強化加算は、拠点コーディネーターの人件費に充当することを想定している。ただし、 その他 拠点コーディネーターの旅費や通信費といった活動費 拠点コーディネート機能にも活用でできる。

市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援



地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について(令和6年3月29日障障発第0329第1号)

\* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

## 4 地域生活支援拠点等の機能強化について

#### (1)拠点コーディネーターの配置 ~拠点コーディネーターの具体的な業務例について~

#### ① 地域の連携体制の構築に係る業務例

- 市町村担当者や各行政機関、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関(以下「拠点関係機関」という。)と日頃から情報連携や協議会の参画等を通じて連携体制を構築する。
- 地域生活支援拠点等の機能を担う短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、医療機関等と日頃から情報連携等を行い ながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う関係機関の拡充を図る。
- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。

#### ② 障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、行政機関(市町村障害者相談支援事業の受託事業所含む)等と連携して相談支援機関に繋げる、 緊急時に備える等の相談業務を行う。
- 緊急時には、行政機関等と連携して対応する(行政機関のほか、地域の実情に応じて必要な関係機関等と連携して支援。 直接的な支援の実施も含む。)。

#### ③ 障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、基幹相談支援センターと連携して指定特定相談支援事業所等をバックアップする(相談支援専門員が備える緊急時対応へのサポート等)。
- 緊急時の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所や医療機関等が見つからない等の時に相談に応じ、受入先を一緒に探す、対応方法を一緒に考える等、必要に応じてバックアップする。

#### ④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務例

- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員と連携して、入所・入院中の 対象者の意向確認し、必要に応じて当該対象者への動機付け支援(面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動 の活用等)を行う。
- ・ 地域生活への希望を表明した対象者に対して、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げる。

#### 53

## 4 地域生活支援拠点等の機能強化について

#### (1)拠点コーディネーターの配置 ~拠点コーディネーターの具体的な業務例について~

#### 1 地域の連携体制の構築に係る業務例

- ・ 市町村担当者や各行政機関、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関(以下「拠点関係機関」という。)と日頃から情報連携や協議会の参画等を通じて連携体制を構築する。
- 地域生活支援拠点等の機能を担う短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、医療機関等と日頃から情報連携等を行い ながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う関係機関の拡充を図る。
- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に 係る連携体制を構築する。

#### ② 障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、行政機関(市町村障害者相談支援事業の受託事業所含む)等と連携して相談支援機関に繋げる、 緊急時に備える等の相談業務を行う。
- 緊急時には、行政機関等と連携して対応する(行政機関のほか、地域の実情に応じて必要な関係機関等と連携して支援。 直接的な支援の実施も含む。)。

#### ③ 障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、基幹相談支援センターと連携して指定特定相談支援事業所等をバックアップする(相談支援専門員が備える緊急時対応へのサポート等)。
- 緊急時の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所や医療機関等が見つからない等の時に相談に応じ、受入先を一緒に探す、対応方法を一緒に考える等、必要に応じてバックアップする。

#### ④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務例

- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて当該対象者への動機付け支援(面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等)を行う。
- ・ 地域生活への希望を表明した対象者に対して、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げる。

## 「平時」及び「緊急時」について

地域生活支援拠点等における地域移行を進めるための役割及び緊急時の対応における役割の明確化のための研究 (令和 6 - 7 年度 厚生労働科学研究 研究代表者 曽根 直樹 日本社会事業大学専門職大学院)

### <u>「平時</u>」の定義

\* 令和6年度総括研究報告書より一部抜粋し、曽根先生に確認して一部文言を加筆修正しています。

#### ○ 平時の基本的な考え方

「平時」とは、緊急事態が発生していない通常の状態を指し、支援の準備や予防的な取り組みを行う重要な期間。緊急時に備え、支援体制や関係性を整えることが主な目的となる期間。

平時は「つながりをつくる」「支援力を育てる」「備える」ための重要な時間であり、緊急時の支援を支える土台となる。

### 「緊急時」の定義

#### ○ 緊急時の基本的な定義

行政として明確な定義は設けていないが、「**一人で家で過ごせない状態」**が緊急と判断される基準。日常生活が維持できない、または生命・安全に関わる状況が該当。

#### ○ 対応体制と準備

地域定着支援の対象者をリスト化する等し、アセスメント情報を台帳で管理。緊急ショートステイの空床確保や、24 時間相談体制の整備。緊急事態(災害時)の個別支援計画の策定と、相談支援専門員による事前準備の促進。

「緊急時」は単なる突発的な出来事だけでなく、支援の欠如や生活基盤の崩壊が予見される状態も含まれる。

### 4 地域生活支援拠点等の機能強化について

#### (1)拠点コーディネーターの配置 ~拠点コーディネーターの具体的な業務例について~

#### ① 地域の連携体制の構築に係る業務例

- 市町村担当者や各行政機関、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関(以下「拠点関係機関」という。)と日頃から情報連携や協議会の参画等を通じて連携体制を構築する。
- 地域生活支援拠点等の機能を担う短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、医療機関等と日頃から情報連携等を行い ながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う関係機関の拡充を図る。
- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に 係る連携体制を構築する。

#### ② 障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、行政機関(市町村障害者相談支援事業の受託事業所含む)等と連携して相談支援機関に繋げる、 緊急時に備える等の相談業務を行う。
- 緊急時には、行政機関等と連携して対応する(行政機関のほか、地域の実情に応じて必要な関係機関等と連携して支援。 直接的な支援の実施も含む。)。

#### ③ 障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、基幹相談支援センターと連携して指定特定相談支援事業所等をバックアップする(相談支援専門員が備える緊急時対応へのサポート等)。
- 緊急時の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所や医療機関等が見つからない等の時に相談に応じ、受入先を一緒に探す、対応方法を一緒に考える等、必要に応じてバックアップする。

#### ④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務例

- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて当該対象者への動機付け支援(面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等)を行う。
- 地域生活への希望を表明した対象者に対して、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げる。

## 障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

### 地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

〇地域移行支援 : 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、<u>住居の確保その他の地域生活へ移行するための支</u>

援を行う。【支給決定期間:6ヶ月間】

〇自立生活援助 : グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、<u>定期及び随時訪問、随時対応その</u>

他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間:1年間】

〇地域定着支援 : 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、<u>常時の連絡体制</u>を確保し、<u>緊急時には必要な支援</u>を行う。

【支給決定期間:1年間】

	【文和庆定期间,「中间】								
(参考) 地	域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ) 退院	・退所							
<u>(例1)</u>	地域移行支援	自立生活援助地域定着支援							
・事業の対象者 への周知 ・意向の聴取等 ・対象者選定 ・相談支援事業 者へつなげる	【初期】     【中期】     【終期】       ○計画作成     ○訪問相談     ○日行支援     ○同行支援       情報提供     ○日中活動の     ○関係機関調整       体験利用	○定期訪問による生活状況のモニタリング、 助言 ○随時訪問、随時対応による相談援助 ○近隣住民との関係構築など、インフォー マルを含めた生活環境の整備							
	能動的なアプローチによる支援	受動的な支援							
<u>(例2)</u>	地域移行支援	自立生活援助 1人暮らしの継続							
<u>(例3)</u>	地域移行支援	地域定着支援							
	相談支援事業者との連携による 地域移行に向けた支援の実施	通院、デイケア、訪問看護							
	日中活動の体験利用 日田田 【障害福祉サービス事業所】	日中活動、居宅サービス利用							
	外泊・宿泊体験 【自宅、アパート、グループホーム等】	住まいの場の支援							
	連携	連携							

自立支援協議会によるネットワーク化

## 地域移行に係る拠点コーディネーターの役割(例)

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ) 退院・退所 拠点Coによる動機付け支援 等 地域移行支援 自立生活援助 地域定着支援 【動機付け支援】 〇定期訪問による生活状況の ○居宅で単身等で生活する者 【中期】 【終期】 【初期】 障害者支援施設や精神科病院の職員と モニタリング、助言 〇住居の確保 との常時の連絡体制の確保 〇計画作成 〇訪問相談 〇随時訪問、随時対応による 連携して、入所・入院中の対象者の意 〇訪問相談、 〇同行支援 相談援助 向確認し、必要に応じて当該対象者へ 情報提供 〇日中活動の 〇同行支援 〇緊急訪問、緊急対応 〇近隣住民との関係構築など、 体験利用 〇関係機関 の動機付け支援(面接・外出同行支 インフォーマルを含めた生活 調整 援・体験宿泊支援・ピアサポート活動 環境の整備 の活用等)を行う。

#### 【相談支援事業所への繋ぎ】

・地域生活への希望を表明した対象者に 対して、地域移行支援事業者等の紹介 など、地域移行に向けた支援に繋げる。

#### 【障害者支援施設や精神科病院等との連携体制の構築】

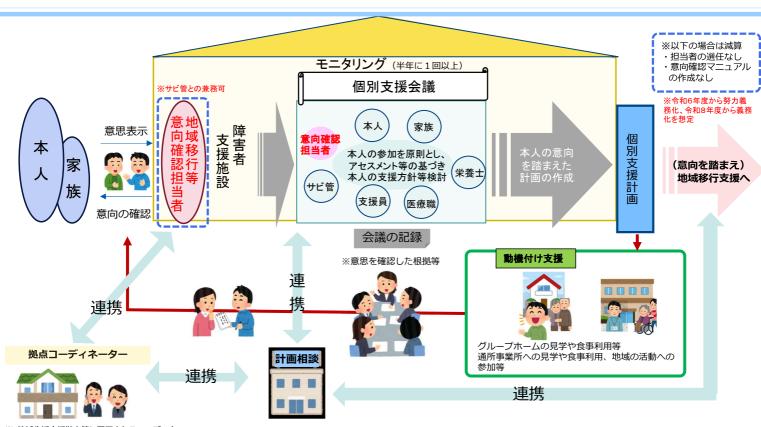
・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制 を構築する。



(自立支援) 協議会、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場 等

**5**7

## 障害者支援施設における地域移行等の意向を踏まえたサービス提供(イメージ図)



※ 地域生活支援拠点等に配置されるコーディネーターが、障害者支援施設の担当職員と地域移行に向けて連携・協力しつつ、利用者の地域移行のニーズの把握、地域移行支援や体験利用へのつなぎなどの地域移行の推進に向けた役割を担う

※ 計画相談支援のモニタリング期間について、地域 移行に係る意思が明確化する前の段階にあって、居 住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必 要がある者については、標準期間より短い期間で設 定することが望ましい旨明確化

\*図は障害者支援施設との連携を示しているが、 精神科病院等との連携においても考え方は同様。

### 実際の拠点コーディネーターの業務例等について

- 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りさせていただきました。
- 地域生活支援拠点等の整備はこれから、地域生活支援拠点等は整備したが拠点コーディネーターは配置なし、という自治体の方々は、コーディネーターが実際にどのような業務を行っているのか、また自治体と事業所でどのようなことを実際に話し合ったのか、といったことについてイメージする一助に。
- 地域生活支援拠点等は整備済み、コーディネーターは配置しているが地域生活支援拠点等機能強化加算を活用した拠点コーディネーターの配置はこれから、という自治体の方々は、自治体と事業者でどのような話し合いをしたり、拠点コーディネーターがどのような役割を担っているかイメージし、これからの検討の一助に。
- 地域生活支援拠点等は整備済み、拠点コーディネーターも配置済みの自治体の方々は、この先の拠点コーディネーターの配置人数や他自治体の拠点コーディネーターの業務を参考にする一助に。

といったことに活用いただけたらと思います。

## 拠点コーディネーターの実際例とポイント①

○ 地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体(3市、1圏域)の 事業所の方々への聞き取りから抜き出したポイント。

#### 市町村と事業所との協議内容や手順例

- 拠点コーディネーターの役割の重要性の共有と予算確保から、地域生活支援拠点等機能強化加算の活用について協議。
- 地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターとの役割の違いを整理。 (相談支援体制整備は行政と基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業の体制整備は行政と拠点コーディネーター)
- 具体的な手順例
  - ① わが街の地域生活支援拠点の現状について共有し、共通認識を作る。
  - ② 制度の共通理解を深める。
  - ③ 拠点コーディネーターの役割、配置場所、予算等について協議する。

#### 拠点コーディネーターの配置場所や複数名の場合の役割分担の例

- 拠点コーディネーターは基幹相談支援センターに配置。 (基幹相談支援センターの業務と親和性が高いため)
- 拠点コーディネーターを2名配置している場合は、
  - ① 地域移行支援・定着支援を中心に担う者と地域生活の安心の確保を中心に担う者をそれぞれ配置

34

② 対象者で明確に分ける、ということはせずに配置

と地域の実情でそれぞれの場合があるので協議して方針を決めている。

### 拠点コーディネーターの実際例とポイント②

○ 地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体(3市、1圏域)の 事業所の方々への聞き取りから抜き出したポイント。

### 拠点コーディネーター業務例

- 市内の障害福祉サービス事業所を回り、事業への協力(連絡担当者の設置など)依頼や事業所のアセスメントを実施。それぞれの事業所の考えていることや困っていることを把握し、協議会で共有し検討。 (\*グループホームやショートステイの事業所と緊急時の受け入れや事前準備についての意見交換等)
- 市役所や委託相談支援事業所、相談支援事業所、サービス提供事業所、親の会等への働きかけを行い、 サービスにつながっていない方やサービスにつながっていても親の支援なき後の生活に不安を抱える事例 の把握と緊急時に備えた支援体制の構築。
- 委託相談支援事業所や協議会等と連動して入所施設や病院へアプローチ。対象者への意思表明支援、指定 一般相談支援事業の紹介等。
- 基幹相談支援センターと連動して、緊急時の対応をした支援者へのフォローアップ。

### 市町村と連動した取組例

- 市内の施設連絡会や自立支援協議会等で制度の説明及び拠点コーディネーターの紹介 (関係性の構築)
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る行政・医療機関等との会議に参加

(関係性の構築)

- 施設入所からグループホームへの移行、グループホームから単身生活への移行等の事例を収集 (支援者のイメージ作り等)
- 市内の緊急対応(地域定着の緊急対応も含む)を集約して傾向の分析と対策

(支援者のイメージ作り、フォローアップ等)

地域生活支援拠点等機能強化加算を活用した拠点コーディネーターの配置

参考資料

# について、自治体と事業所の協議内容例① ○ 3市 1 圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治化

○ 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りさせていただきました。

### 【A市:(これまで)地域生活支援拠点等・整備済み、コーディネーター・配置なし】

- 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定検討段階において地域生活支援拠点等のコーディネーターを配置することを協議し、令和8年度に配置する計画を立案していた。令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定において拠点コーディネーターが配置できることになったことを受けて、2名配置することを市役所と協議した。
- コーディネーターを2名配置することになった背景としては、地域移行支援・定着支援を中心に担う者と地域生活の安心の確保を中心に担う者をそれぞれ配置する必要性があったため。
- 拠点コーディネーターは基幹相談支援センターの業務と親和性が高いこと及び地域の専門職としての活動が期待されていたことから、市役所と協議して障害者基幹相談支援センターの執務室内に席を設けてもらった。

#### < 実際に行った自治体との協議内容等の手順 >

- 1. A市における地域生活支援拠点の現状について共有(令和3年の推進事業の評価シートを活用)
- 2. 障障発第0329第1号(令和6年3月29日発出)及び障発0329第8号(令和6年3月29日発出)を行政と一緒に 読み合わせを実施
- 3. 配置するコーディネーターの役割と力量に関する意見のすり合わせ
- 4. 配置する場所の協議(地域のために活動してもらうことから所属先の事業所から離れて基幹に席を設けることの有効性等を協議)
- 5. 他の自治体の取組み例の共有
- \* 現状の共通認識 ➡ 制度の共通理解 ➡ ヒト・モノ・カネの協議(この際に他自治体の例があると説得力が増す) について擦り合わせることが大事だと思い協議した。

# 地域生活支援拠点等機能強化加算を活用した拠点コーディネーターの配置について、自治体と事業所の協議内容例②

○ 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りさせていただきました。

### 【B市:(これまで)地域生活支援拠点等・整備済み、コーディネーター・基幹相談支援センターの業務として実施】

○ これまで基幹相談支援センターの業務の一環として地域生活支援拠点等に係る業務も行ってきたが、 業務も多岐に渡る中、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定による地域生活支援拠点等機能強化 加算もあり、改めて地域生活支援拠点等の機能と拠点コーディネーターの役割を明確にするために市 と協議。

### <自治体と基幹相談支援センターとで協議した内容>

- ・基幹相談支援センターは相談支援体制と協議会の運営という重要な役割がある。
- ・相談支援体制整備は行政と基幹相談支援センターで、障害福祉サービス事業の体制整備は行政と拠点 コーディネーターと整理。
- ・相談支援の人材育成は、基幹相談支援センターの設置等により以前から取り組みが進んできていた。 一方で、障害福祉サービス事業の人材育成や質の向上は各事業所にお任せしている状況だった。これ までは必要に応じて、基幹相談支援センターが本格的とは言えないまでもやってきたが、これからは 拠点コーディネーターが人材育成や質の向上に関して取り組んでいく役割を担うこととした。
- ・ 拠点コーディネーターの積み上げた活動と必要性を行政とも確認し、来年度はもう一人追加予定。

参考資料

63

### 拠点コーディネーターの業務例①

○ 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りさせていただきました。

#### 【A市:拠点コーディネーター2名】

○ 地域移行支援・定着支援を中心に担う担当者

委託相談支援事業所と協力して精神科病院や入所施設等への働きかけ。

○ 地域生活の安心の確保を中心に担う担当者

市役所や委託相談支援事業所、相談支援事業所、サービス提供事業所、親の会等への働きかけを行い、サービスに つながっていない方やサービスにつながっていても親の支援なき後の生活に不安を抱える事例の把握と緊急時に備 えた支援体制の構築。

○ 両名が協力して行う業務として、相談支援、専門人材の育成、地域の体制つくりと整理した。

### 【C市: 拠点コーディネーター1名】

- 拠点コーディネーターの業務と役割
  - ① 地域の連携体制の構築に係る業務
  - ② 障害福祉サービス等を利用していない対象者(児)への支援に係る業務
  - ③ 障害福祉サービス等の利用者(児)への個別支援に係る業務
  - ④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者(児)への支援に係る業務

### ○市と連動した取組

- ・緊急一時保護に関する基幹相談支援センターと連携した受入対応(加算切替前に引き続き)
- ・障害者支援施設の地域生活移行等意向確認担当者との連携をスムーズにするため、市知的障害施設連絡協議会や 自立支援協議会地域生活支援拠点部会において、制度の説明及び拠点コーディネーターの紹介を実施
- ・障害者支援施設の地域連携推進会議に「福祉に知見のある人(選定任意)」として参加可能であることをメール にて案内
- ・障害者支援施設等に地域生活移行のイメージを持ってもらえるように、施設入所からグループホームへの移行、 グループホームから単身生活への移行等の事例を収集
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る行政・医療機関等との会議に参加

○ 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りさせていただきました。

#### 【B市:拠点コーディネーター1名】

○ 緊急時に備えた相談・緊急時の対応

#### 【予防】

- ・連絡担当者の人材育成
- → 事業所連絡会
- 連絡担当者との連携の仕組み
- → 事業所連絡会
- ・ 相談支援事業所との連携の仕組み → モニタリング結果の検証等で基幹相談支援センターとの協働
- ・ 緊急時災害時支援計画の促進(緊急の備えを考える) → 基幹相談支援センターとの協働

### 【対応】

・緊急時対応の相談員へのフォローアップ → 基幹相談支援センターとの協働

#### 【分析】

・市内の緊急対応(地域定着の緊急対応も含む)の報告を集約して傾向の分析と対策

### ○地域移行の推進

#### 【体験の機会・場の確保】

- ・ 宿泊体験の事業所と利用数を拡充→事業所・当事者家族への啓発
- ・地域移行・定着→病院・施設への啓発(アンケート等)
  - → 地域移行検討会と協働→対象者に対する意思表明支援・情報保障(訪問)
  - → 地域移行検討会との共催→指定一般事業所への紹介等
  - → 地域移行検討会との共催
- \* これまで基幹相談支援センターの委託が2名、地域生活支援拠点等の委託が0名だったが、基幹2名、拠点1名となり、地域移行に 係る業務や障害福祉サービス事業所へのアプローチを拠点コーディネーターが行うことで、基幹相談支援センターは相談支援事業所 への支援者支援やモニタリング検証といった業務について、これまで以上に注力できるようになった。

参考資料

65

### 拠点コーディネーターの業務例②-2

○ 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りさせていただきました。

### 【B市:拠点コーディネーター1名】

- 拠点コーディネーターとしての活動の効果
  - ・ 市内の障害福祉サービス事業所を一軒一軒回って、事業への協力(連絡担当者の設置など)のお願いと事業所の アセスメントを実施。それぞれの事業所の考えていることや困っていることを把握し、協議会で共有して検討で きるようになった(今後も継続的に実施予定)。
  - ・特にグループホームやショートステイの事業所とは緊急時の受け入れや事前準備についての理解や意見交換が出来たことは大きな収穫だった。
  - ・緊急時の対応については、障害福祉サービスを利用している方は、担当の相談支援専門員との連携が欠かせない ので、相談支援専門員が緊急対応したケースの報告を毎月してもらい、今後の対策の検討に活用している。
  - → これらの拠点コーディネーターの積み上げた活動と必要性を市とも確認し、来年度はもう一人追加予定。

### ○ 2名に増員後の拠点コーディネーターの業務・役割等について

拠点コーディネーター2名は、明確に対象者でわけることはせず、これまでの大人の支援と地域移行支援を得意分野としているコーディネーターに、こどもの分野を得意としてネットワークもある職員を追加予定。 互いの得意分野に頼れることも強みになると考えている。

### 地域生活支援拠点等機能強化加算の活用による人件費について

○ 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りより

	地域生活支援拠点等機能強化加算	草の活用前	地域生活支援拠点等機能強化加算の活	5用後	
	コーディネーター人数	0名	コーディネーター人数	2名	
A市	自治体の地域生活支援拠点等に係る 予算額(地域生活支援事業等の活用)	0 万円	自治体の地域生活支援拠点等機能強化加算 の負担額/年	約300万円 見込み	
	内、コーディネーター人件費相当分	_	内、拠点コーディネーター人件費相当分	70.2-7	
	コーディネーター人数	0名	コーディネーター人数	1名	来年度予定 2名
B市	自治体の地域生活支援拠点等に係る 予算額(地域生活支援事業等の活用)	0 万円	自治体の地域生活支援拠点等機能強化加算 の負担額/年	約150万円 見込み	約300万円 見込み
	内、コーディネーター人件費相当分	_	内、拠点コーディネーター人件費相当分	70.2-7	75.0
	コーディネーター人数	1名	コーディネーター人数	1名	
C市	自治体の地域生活支援拠点等に係る 予算額(地域生活支援事業等の活用)	約1,500万円	自治体の地域生活支援拠点等機能強化加算 の負担額/年 + 地域生活支援事業予算額	約1,080万円	
	内、コーディネーター人件費相当分	約500万円	内、拠点コーディネーター人件費相当分	約150万円 見込み	
D圏域	コーディネーター人数	1名	コーディネーター人数	2名	
5 市町・	自治体の地域生活支援拠点等に係る 予算額(地域生活支援事業等の活用)	約1,000万円	自治体の地域生活支援拠点等機能強化加算 の負担額/年 + 地域生活支援事業予算額	約430万円	
複数法人 で共同整備	内、コーディネーター人件費相当分	約650万円	内、拠点コーディネーター人件費相当分	約300万円 見込み	

- \* 地域生活支援拠点等機能強化加算か活用した拠点コーディネーター1名につき、事業所に600万円/年の給付費が入る見込みで計算。 拠点コーディネーターが2名の場合は600万円×2=1,200万円/年の給付費が入る見込みで計算。
- \* 自治体の給付費の負担額は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4により、600万円×1/4=150万円で算出。地域区分は計算に入れていない。
- \* 地域生活支援事業・・・「地域移行のための安心生活支援(〜R5)」もしくは、「地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業(R6〜)」 地域生活支援拠点等機能強化加算を活用後は、拠点コーディネーターの人件費には活用できないので、それ以外の事業の予算額を示している。

# 地域移行・自立生活援助・地域定着の活用状況 <指定事業所(実数)と算定事業所(実数)>

		地域移行支援							
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数						
合計	4, 434	647	14. 59%						

\* R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた指定地域移行支援事業所は4,434事業所である。 内、令和6年度1年間で一度でも地域移行支援の利用者が存在した事業所の実数は、647事業所である。

		地域定着支	泛援
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数
合計	4, 283	636	14. 85%

\* R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた指定地域定着支援事業所は4,283事業所である。 内、令和6年度1年間で一度でも地域定着支援の利用者が存在した事業所の実数は、636事業所である。

		自立生活援助						
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数					
合計	570	352	61. 75%					

\* R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた自立生活援助事業所は570事業所である。 内、令和6年度1年間で一度でも自立生活援助の利用者が存在した事業所の実数は、352事業所である。

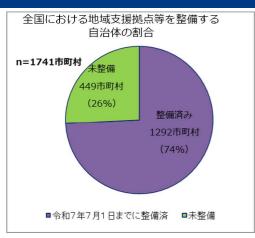
69

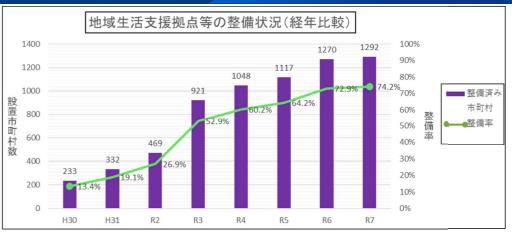
実指定事業 所数         大学院主事業 所数 の割合         実指定事業 所数 の割合         実指定事業 所数 の割合         実指定事業 所数 の割合         実指定事業 所数 の割合         大学院本事業 所数 の割合         大学による できままま の割合         大学による できままま の割合         大学による でありまままま の割合         大学による でありまままままままままままままままままままままままままままままままままままま		ţ	也域移行支	援	<u>†</u>	也域定着支	援		自立生活摄	立生活援助		
北海道     257     24     9.34%     255     29     11.37%     31     19     61       青森県     79     12     15.19%     79     8     10.13%     3     2     66       岩手県     54     4     7.41%     54     2     3.70%     11     10     90       宮城県     61     4     6.56%     63     6     9.52%     4     2     50       秋田県     59     1     1.69%     59     7     11.86%     2     1     50       山形県     43     5     11.63%     39     7     17.95%     2     2     100       福島県     48     3     6.25%     43     3     6.98%     5     4     80       茨城県     58     3     5.17%     56     4     7.14%     4     3     75       栃木県     67     6     8.96%     67     5     7.46%     5     0     0       群馬県     50     3     6.00%     47     6     12.77%     6     2     33       埼玉県     167     35     20.96%     161     25     15.53%     34     19     55       東京都     241     71			実算定事業	数に占める実 算定事業所数		実算定事業	数に占める実 算定事業所数		実算定事業	算定事業所数		
青森県       79       12       15.19%       79       8       10.13%       3       2       66         岩手県       54       4       7.41%       54       2       3.70%       11       10       90         宮城県       61       4       6.56%       63       6       9.52%       4       2       50         秋田県       59       1       1.69%       59       7       11.86%       2       1       50         山形県       43       5       11.63%       39       7       17.95%       2       2       100         福島県       48       3       6.25%       43       3       6.98%       5       4       80         茨城県       58       3       5.17%       56       4       7.14%       4       3       75         栃木県       67       6       8.96%       67       5       7.46%       5       0       0         群馬県       50       3       6.00%       47       6       12.77%       6       2       33         埼玉県       167       35       20.96%       161       25       15.53%       34       19       55     <	合計					636				10		
岩手県 54 4 7.41% 54 2 3.70% 111 10 90 1 1 1 10 90 1 1 1 1 1 1 1 1 1	北海道									, ,		
宮城県     61     4     6.56%     63     6     9.52%     4     2     50       秋田県     59     1     1.69%     59     7     11.86%     2     1     50       山形県     43     5     11.63%     39     7     17.95%     2     2     100       福島県     48     3     6.25%     43     3     6.98%     5     4     80       茨城県     58     3     5.17%     56     4     7.14%     4     3     75       栃木県     67     6     8.96%     67     5     7.46%     5     0     0       群馬県     50     3     6.00%     47     6     12.77%     6     2     33       埼玉県     124     24     19.35%     120     20     16.67%     30     17     56       千葉県     167     35     20.96%     161     25     15.53%     34     19     55       東京都     241     71     29.46%     211     50     23.70%     85     57     67       神奈川県     220     26     11.82%     179     14     7.82%     59     33     55       新潟県     80     1				7-			, -			66. 67%		
秋田県	岩手県							11		90. 91%		
山形県	宮城県					6			2	50. 00%		
福島県 48 3 6.25% 43 3 6.98% 5 4 80	秋田県					7	11. 86%	2	1	50. 00%		
茨城県     58     3     5.17%     56     4     7.14%     4     3     75       栃木県     67     6     8.96%     67     5     7.46%     5     0     0       群馬県     50     3     6.00%     47     6     12.77%     6     2     33       埼玉県     124     24     19.35%     120     20     16.67%     30     17     56       千葉県     167     35     20.96%     161     25     15.53%     34     19     55       東京都     241     71     29.46%     211     50     23.70%     85     57     67       神奈川県     220     26     11.82%     179     14     7.82%     59     33     55       新潟県     80     13     16.25%     80     17     21.25%     11     7     63       富山県     42     5     11.90%     40     11     27.50%     3     2     66       石川県     72     14     19.44%     72     16     22.22%     11     4     36       福井県     26     1     3.85%     23     4     17.39%     1     1     1     10       山梨県	山形県					· ·				100. 00%		
栃木県     67     6     8.96%     67     5     7.46%     5     0     0       群馬県     50     3     6.00%     47     6     12.77%     6     2     33       埼玉県     124     24     19.35%     120     20     16.67%     30     17     56       千葉県     167     35     20.96%     161     25     15.53%     34     19     55       東京都     241     71     29.46%     211     50     23.70%     85     57     67       神奈川県     220     26     11.82%     179     14     7.82%     59     33     55       新潟県     80     13     16.25%     80     17     21.25%     11     7     63       富山県     42     5     11.90%     40     11     27.50%     3     2     66       石川県     72     14     19.44%     72     16     22.22%     11     4     36       福井県     26     1     3.85%     23     4     17.39%     1     1     10       山梨県     31     8     25.81%     29     7     24.14%     10     7     70       長野県     80<	福島県					3		5	-	80. 00%		
群馬県 50 3 6.00% 47 6 12.77% 6 2 33 55 55 57 67 56 55 57 67 67 67 55 57 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67	茨城県								3	, -		
埼玉県   124   24   19.35%   120   20   16.67%   30   17   56   167   35   20.96%   161   25   15.53%   34   19   55   15.53%   34   19   55   15.53%   34   19   55   15.53%   34   19   55   15.53%   34   19   55   15.53%   34   19   55   15.53%   34   19   55   15.53%   35   15.53%   35   17   29.46%   211   50   23.70%   85   57   67   23.70%   23.70%   23.70%   23.70%   25   23.70%   25   23.70%   25   23.70%   25   23.70%   25   23.70%   25   25   25   25   25   25   25   2	栃木県			, ,			, -			0. 00%		
千葉県       167       35       20.96%       161       25       15.53%       34       19       55         東京都       241       71       29.46%       211       50       23.70%       85       57       67         神奈川県       220       26       11.82%       179       14       7.82%       59       33       55         新潟県       80       13       16.25%       80       17       21.25%       11       7       63         富山県       42       5       11.90%       40       11       27.50%       3       2       66         石川県       72       14       19.44%       72       16       22.22%       11       4       36         福井県       26       1       3.85%       23       4       17.39%       1       1       100         山梨県       31       8       25.81%       29       7       24.14%       10       7       70         長野県       80       18       22.50%       81       24       29.63%       18       13       72         岐阜県       35       3       8.57%       35       1       2.86%       1	群馬県									33. 33%		
東京都     241     71     29.46%     211     50     23.70%     85     57     67       神奈川県     220     26     11.82%     179     14     7.82%     59     33     55       新潟県     80     13     16.25%     80     17     21.25%     11     7     63       富山県     42     5     11.90%     40     11     27.50%     3     2     66       石川県     72     14     19.44%     72     16     22.22%     11     4     36       福井県     26     1     3.85%     23     4     17.39%     1     1     100       山梨県     31     8     25.81%     29     7     24.14%     10     7     70       長野県     80     18     22.50%     81     24     29.63%     18     13     72       岐阜県     35     3     8.57%     35     1     2.86%     1     1     100	埼玉県			, -						56. 67%		
神奈川県 220 26 11.82% 179 14 7.82% 59 33 55 新潟県 80 13 16.25% 80 17 21.25% 11 7 63 富山県 42 5 11.90% 40 11 27.50% 3 2 66 石川県 72 14 19.44% 72 16 22.22% 11 4 36 福井県 26 1 3.85% 23 4 17.39% 1 1 100 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	千葉県			,						,,,		
新潟県 80 13 16.25% 80 17 21.25% 11 7 63 富山県 42 5 11.90% 40 11 27.50% 3 2 66 石川県 72 14 19.44% 72 16 22.22% 11 4 36 福井県 26 1 3.85% 23 4 17.39% 1 1 100 山梨県 31 8 25.81% 29 7 24.14% 10 7 70 長野県 80 18 22.50% 81 24 29.63% 18 13 72 岐阜県 35 3 8.57% 35 1 2.86% 1 1 100	東京都	241			211	50				67. 06%		
富山県     42     5     11.90%     40     11     27.50%     3     2     66       石川県     72     14     19.44%     72     16     22.22%     11     4     36       福井県     26     1     3.85%     23     4     17.39%     1     1     100       山梨県     31     8     25.81%     29     7     24.14%     10     7     70       長野県     80     18     22.50%     81     24     29.63%     18     13     72       岐阜県     35     3     8.57%     35     1     2.86%     1     1     100	神奈川県	220		/-	179	14		59	33	55. 93%		
石川県     72     14     19.44%     72     16     22.22%     11     4     36       福井県     26     1     3.85%     23     4     17.39%     1     1     100       山梨県     31     8     25.81%     29     7     24.14%     10     7     70       長野県     80     18     22.50%     81     24     29.63%     18     13     72       岐阜県     35     3     8.57%     35     1     2.86%     1     1     100	新潟県			7.5		17			7	63. 64%		
福井県     26     1     3.85%     23     4     17.39%     1     1     100       山梨県     31     8     25.81%     29     7     24.14%     10     7     70       長野県     80     18     22.50%     81     24     29.63%     18     13     72       岐阜県     35     3     8.57%     35     1     2.86%     1     1     100	富山県			11. 90%		11	27. 50%	3	2	66. 67%		
山梨県     31     8     25.81%     29     7     24.14%     10     7     70       長野県     80     18     22.50%     81     24     29.63%     18     13     72       岐阜県     35     3     8.57%     35     1     2.86%     1     1     100	石川県			19. 44%		16	7.5	11	4	36. 36%		
長野県     80     18     22.50%     81     24     29.63%     18     13     72       岐阜県     35     3     8.57%     35     1     2.86%     1     1     100	福井県	26	1	3. 85%	23	4	17. 39%	1	1	100. 00%		
岐阜県 35 3 8.57% 35 1 2.86% 1 1 100	山梨県	31	8	25. 81%	29	7	24. 14%	10	7	70. 00%		
	長野県	80	18	22. 50%	81	24	29. 63%	18	13	72. 22%		
## FILE 70 1C 01 000 C7 17 0F 070 10 C	岐阜県			8. 57%	35	1	2. 86%	1	1	100.00%		
静岡県   15  16  21.92%   67  17  25.37%   TU  6  60	静岡県	73	16	21. 92%	67	17	25. 37%	10	6	60. 00%		
愛知県 293 92 31.40% 293 32 10.92% 17 14 82	愛知県	293	92	31. 40%	293	32	10. 92%	17	14	82. 35%		
三重県 25 6 24.00% 22 3 13.64% 3 1 33	三重県	25	6	24. 00%	22	3	13. 64%	3	1	33. 33%		

	均	也域移行支	援	地域定着支援		į	自立生活摄	題助	
	実指定事業 所数	実算定事業 所数	実指定事業所 数に占める実 算定事業所数 の割合		実算定事業 所数	実指定事業所 数に占める実 算定事業所数 の割合			実指定事業所 数に占める実 算定事業所数 の割合
滋賀県	25	5	20. 00%	25	3	12. 00%	8	3	37. 50%
京都府	101	7	6. 93%	102			4	_	75. 00%
大阪府	591	46		586			38		
兵庫県	180	38	21. 11%	173	30	17. 34%	26	18	69. 23%
奈良県	106	4	3. 77%	101	1	0. 99%	2		100.00%
和歌山県	52	11	21. 15%	52	11	21. 15%	7	5	71. 43%
鳥取県	18	6	33. 33%	17	2	11. 76%	5	5	100.00%
島根県	62	6	9. 68%	60	24	40. 00%	8	4	50. 00%
岡山県	90	19	21. 11%	90	31	34. 44%	10	7	70. 00%
広島県	119	4	3. 36%	116	14	12. 07%	4	4	100.00%
山口県	48	2	4. 17%	45	4	8. 89%	3	2	66. 67%
徳島県	33	5	15. 15%	32	3	9. 38%	4	2	50. 00%
香川県	33	2	6. 06%	33	0	0. 00%	2	0	0. 00%
愛媛県	58	11	18. 97%	58	9	15. 52%	4		75. 00%
高知県	44	4	9. 09%	44	2	4. 55%	2	2	100.00%
福岡県	178	24	13. 48%	171	16	9. 36%	23	13	56. 52%
佐賀県	16	6	37. 50%	16	2	12. 50%	3	2	66. 67%
長崎県	58	6	10. 34%	55	7	12. 73%	6	3	50.00%
熊本県	67	9	13. 43%	65	3	4. 62%	6	3	50. 00%
大分県	67	10	14. 93%	67	13	19. 40%	13	8	61. 54%
宮崎県	78	9	11. 54%	78	13	16. 67%	10	7	70. 00%
鹿児島県	68	12	17. 65%	67	7	10. 45%	9	7	77. 78%
沖縄県	57	4	7. 02%	55	0	0. 00%	7	3	42. 86%

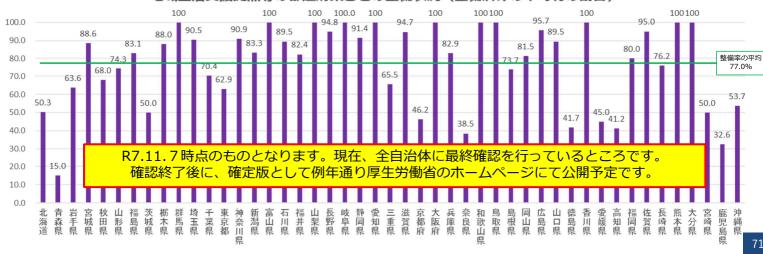
参考資料

### 地域生活支援拠点等について (調査時点: 令和7年7月1日 集計: 令和7年11月7日速報値)



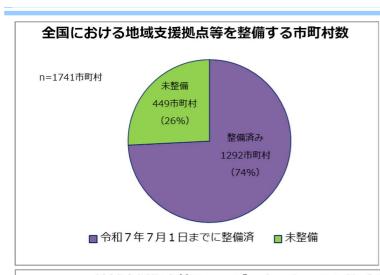






### 地域生活支援拠点等の整備状況(その他、円グラフ)

(調査時点:令和7年7月1日 集計:令和7年11月7日速報値)



# コーディネーターを配置する地域生活支援拠点等の箇所数 地域生活支援拠点等の 箇所数 (実数) 862箇所 未配置 342箇所 (40%) (60%)

### 地域支援拠点等のコーディネーターの人数(人件費別)

n=906人
※ コーディネーターを配置する
地域生活支援拠点等における
コーディネーターの実人数

133人
(15%)

\* R6.4月末時点の地域
生活支援拠点等機能
強化加算を活用した拠
点コーディネーターは
47人

■地域生活支援拠点等機能強化加算における拠点 コーディネーター

□地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業(地活事業)における拠点コーディネーター

■ その他の事業や自治体職員等によって配置される場合の地域生活支援拠点等のコーディネーター

R7.11.7 時点のものと なります。

現在、全自治体に最終 確認を行っているとこ ろです。

確認終了後に、確定版 として例年通り厚生労 働省のホームページに て公開予定です。

72

- 1. 現状の再確認
- 2. (自立支援)協議会の活性化
- 3. 地域の相談支援体制の強化(基幹相談支援センターの役割)
- 4.地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化
- 5. アドバイザーの活動に関する取組
- 6. 市町村・都道府県へのご依頼事項



### 都道府県相談支援体制整備事業

地域生活支援事業

#### 目的

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、 地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

#### 業務内容

#### 都道府県



- 地域における相談支援体 制整備について実績を有す る者
- ○相談支援事業に従事した 相当期間の経験を有する者
- ○社会福祉など障害者支援 に関する知識を有する者

- (ア) 地域の相談支援体制の整備及び相談支援専門員等のネットワーク構築に向けた 指導、調整
- (イ) 基幹相談支援センターの設置及び運営に係る助言や技術的指導
- (ウ) 協議会の設置及び運営並びに活性化に向けた事業等 (地域における専門的システムの構築等の支援や地域の社会資源(インフォーマルなものを 含む。)の点検、開発に関する援助等を含む)
- (工) <u>広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援や助言等</u> (基幹相談支援センターの広域での設置・整備に向けた調整等の支援、離島等の社会資源が極 めて少ない地域に対して、当該地域の相談支援事業者が質の高い相談支援を提供できるよう にするための支援を含む)
- (オ) 相談支援従事者のスキルアップや地域のOJT指導者養成に向けた研修会等の開催
- (カ) 都道府県が設置する協議会(以下、「都道府県協議会」という。)の効果的な運営や活性化に向けた取組の実施 (例:都道府県と協働して都道府県協議会の事務局を担う業務)



広域・複数 圏域にまた がる体制整 備等





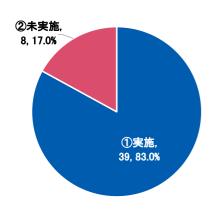
#### 留意事項

- (ア) 都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言等の援助を行うものとされていることを踏まえ、小規模な市町村等、相談支援の体制整備が進んでいない市町村等に対して必要な支援を行うこと。
- (イ) 都道府県協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

### 【都道府県相談支援体制整備事業】

#### 都道府県相談支援体制整備事業の実施状況

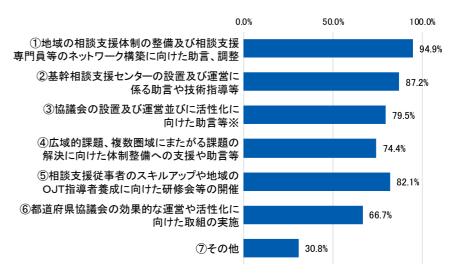
(都道府県数=47)



- ○上図のとおり、39の都道府県において実施している
- ○右図のとおり、相談支援体制の整備等に向けた助言、 調整や基幹相談支援センターの設置及び運営に係る助 言や技術指導等を実施している
- ○留意事項:都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

#### 都道府県相談支援体制整備事業の具体的な業務内容

(実施都道府県数=39、複数回答)



※地域における専門的支援システムの構築等の支援や地域の社会資源(インフォーマルなものを含む。) の点検、開発に関する援助等を含む。

出典:障害者相談支援事業の実施状況等について(令和7年調査)

※本資料に掲載されている数値(R7.4)は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業 (アドバイザーによる基幹センター等の設置・機能強化促進モデル事業)

地域生活支援事業(促進事業)

令和7年度当初予算 地域生活支援費等事業費補助金(地域生活支援促進事業) 32<sub>百万円</sub> (32<sub>百万円</sub>) × () 內は前年度予算額

#### 1 事業の目的

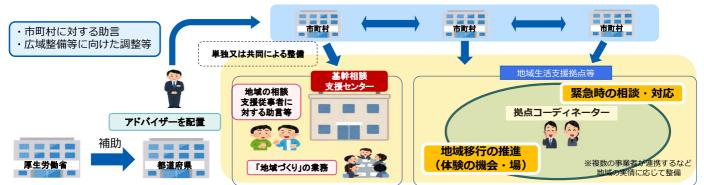
※令和7年度は、福島県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、島根県、高知県、沖縄県が本事業を活用予定

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は6割程度にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援 センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備 の促進を図る。

#### 2 事業の概要・スキーム

・ 都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに 運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定(各年とも、基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10件程度)



### 3 実施主体等

◆ 実施主体:都道府県 ◆ 補助率:国1/2、都道府県1/2

76

### 事業の進め方

国と都道府県及び都道府県担当者間の情報共有の場として、9月と翌年2月の計2回意見交換会を開催。 また、12月時点の各都道府県の取組状況について中間報告書や最終報告書を提出いただき、他の都道府県の参考 となるよう、それらをHPに掲載し横展開した。 掲載先(厚労省HP): 001480215.pdf ※P159以降

### 基幹相談支援センター

### 地域生活支援拠点等

東京都

新潟県

福井県

・区市町村の状況調査(設置状況など)の実施

- ・アドバイザー派遣及び研修会等を開催
- →令和6年度中に新たに3市で設置

- ・区市町村の状況調査(運営状況など)の実施
- ・地域生活支援拠点等の整備に向けた都補助事業の実施
- ➡令和6年度中に新たに1箇所設置見込み

- ・市町村等担当者会議の開催
- ・相談支援拠点事業・専門アドバイザー派遣事業の実施 (専門アドバイザーを派遣し、地域で対応困難な事例への助言や地域ネットワーク構築に向けた調整等)
- ・圏域相談支援体制整備事業の実施 (市町村域を超えた広域的な連携を図るため、地域振興局において連絡調整会議を開催し、圏域単位での関係機関での連携の確保)
- 「基幹・委託・行政等連絡協議会」の開催
- ・未設置自治体へのアドバイザー派遣
- ➡設置に向けた具体的な協議の開始

- ・面的整備に向けたアドバイザー派遣
- →多機能拠点型により設置している市において多機能型と面的整備のハイブリッド型への 移行に関する協議の開始

※本事業における最終報告書に基づいた記載

77

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整<mark>備推進事業</mark> (アドバイザーによる基幹センター等の設置・機能強化促進モデル事業) (令和6年度の取組)

### 基幹相談支援センター

### 地域生活支援拠点等

高知県

大分県

沖縄県

- ・未設置市町村に対し意向調査の実施
- ・市町村との意見交換会を実施し、県の自立支援協議会の専門部会で今後の支援についての協議
- ・協議会ガイドラインを活用し、市町村自立支援協議会の進め方(ひな形)や「セルフチェックシート」を作成し、市町村に提供
- →一定規模の市町村において、設置に向けた具体的な協議の開始
  - ・市町村への実態調査(設置・整備状況調査)の実施
- ・市町村自立支援協議会担当者会議において情報共有やグループワークの実施

- アドバイザーの派遣
- →基幹相談支援センター:令和6年度末までに新たに7市町で設置見込み ※地域生活支援拠点等の整備状況は精査中
- ・協議会ワーキングやアドバイザー連絡会議の 場での課題整理
- ・市町村への実態調査
- ・市町村向けの連絡会を開催し、調査結果等の共有(予定)
- ➡令和7年4月1日時点で新たに14市町村が設置見込み
- ・協議会ワーキングで研修会(自治体及び関係者向け)の内容の検討
- ・研修会を実施し、研修中の質疑応答をQAに 整理
- ・管内市町村の先進事例の共有(予定)
- →令和7年度に5市町村が整備見込み

- 1. 現状の再確認
- 2. (自立支援)協議会の活性化
- 3. 地域の相談支援体制の強化(基幹相談支援センターの役割)
- 4. 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化
- 5. アドバイザーの活動に関する取組
- 6. 市町村・都道府県へのご依頼事項



### 市町村・都道府県へのご依頼事項

### 市町村・都道府県の皆様に特に取り組んでいただきたい事項

### 市町村 ※一部都道府県含む

### □ 基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等・(自立支援)協議会の体制整備・機能強化

各市町村において、地域生活の支援体制の整備び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等を設置するとともに、強化を図る体制を確保するための取組を加速していただきたい。

なお、基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等を設置するまでの間においても、各市町村において地域生活支援体制の強化に努めていただきたい。

加えて、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保いただきたい。

### ☑ 「地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践(大切にしたい31のチェック項目)の活用」

本日の研修を踏まえ、地域生活支援体制を充実させるために自分たちは何が必要であるか、という点について、まずは関係機関の方と話し合う場を設けていただきたい。その際、関係者間でチェックした結果を見ながら、現時点の取組状況を確認しあい、その上で、次のステップに向かうための議論のきっかけづくりに使用いただくなど、本チェックリストを有効かつ継続的に活用いただきたい。

### □ 市町村障害者生活支援事業費の活用

各取組を推進していく上で、予算の確保は大きな課題となる。障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターに係る地方交付税の直近の状況については、本日ご説明したとおりであり(資料P39)、前年度からの増額分などの詳細がわかるようにしている。そのため、本資料も活用しながら、障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター(基礎部分)への予算確保及び取組の推進いただくよう重ねてお願いする。

なお、例えば、都道府県が開催する研修等に財政担当者の出席を求め、各事業について理解を深めてもらうようにするなどの方法も、 予算確保に向けた取組の工夫の一つに考えられるので参考にされたい。あわせて、都道府県におかれては、こうした研修等の対象者に 財政担当者を含めることについてもご検討いただきたい(高知県において類似の取組事例あり)。

### 81

### 都道府県

#### ☑ 管内市町村向けの研修の開催

昨年度に引き続き、継続して取り組みをお願いしたい。特にオンライン研修に参加していない市町村へのフォローアップについて注力いただきたい。なお、管内向市町村向けの研修内容については、本日の研修内容や、既に研修を意欲的に実施している他の都道府県(事例報告いただいた都道府県)などの状況も十分に踏まえたものとし、管内市町村が各種取組を進める上で有意義なものとなるよう創意工夫をお願いしたい。

#### ☑ アドバイザーに関する取組の強化

自治体の事例紹介にもあるとおり、「地域生活支援体制整備の取り組みの充実度」と「アドバイザーの活動の活性化」は相関関係が大きいと考えられる。このような傾向やP73、P74の資料も参考に「基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業」(注)等も活用しながら地域生活支援体制の充実に向けて取り組んでいただきたい。

(注) 令和6年度から令和8年度までの時限的な実施を想定しているため、次年度での積極的な活用を検討ください。

なお、「都道府県におけるアドバイザーの配置状況」や「都道府県が市町村職員等に実施する相談支援体制に関する研修等の開催回数」は、令和7年9月25日に開催された社会保障審議会障害者部会(第149回)での「令和9年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」における議論の中で、活動指標項目(例)として資料に記載されているところであり、こうした議論の方向性についても注視いただきたい。

【掲載先】(資料P20): <u>001568051.pdf</u>

# 事例の報告

令和7年度 障害者地域生活支援体制整備事業

令和7年度ブロック会議「事例調査の概略とポイント」

### I. 令和7年度 調査対象の選定理由について

### ■ 調査対象の選定理由

令和7年度の事例選定に当たっては、年度当初に実施した「全国ブロック会議」に関する都道府県アンケート調査の回答の中から下記の事項に着目し、都道府県による市町村支援について**新潟県、大阪府、高知県、大分県、沖縄県**の5府県の事例を選定した。

- 〇都道府県が「基幹・拠点等・協議会の連動が重要であること」を理解している
- ○その上で、市町村が置かれている状況を把握・理解している(努力している)
- ○都道府県と市町村との間に協力関係ができている
- 〇市町村が求めていることに何らかの手段で答えるための仕組みやツールをもっている
- ○都道府県の支援を活用し、地域、市町村自らが主体的に取組を推進している

### 都道府県の支援とアドバイザーの活躍 (5事例の共通要素)

### ■都道府県(担当部署/担当者)の明確な課題認識

○現状の理解(市町村は何に悩んでいるのか)と制度の理解(基幹・拠点等・協議会の関係と制度運用に関する実務的知識)

⇒地域課題とその背景・要因に関する適切な理解、市町村・地域に求められる取組の方向性に係る判断

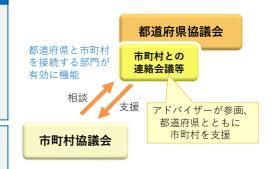
#### ■市町村支援の構造

#### ○組織と組織、部門と部門を接続し、官民連携を推進する仕組の効果的運用

- ⇒都道府県自立支援協議会と市町村自立支援協議会を接続する部門を設置し、 アドバイザーが中核的役割を担う
  - ・県自立支援協議会にアドバイザー等が参画する専門部会等を設置 (新潟県、大阪府、高知県、大分県、沖縄県)
  - ・ 圏域単位の連絡会議を設置 (新潟県、沖縄県)

#### 〇都道府県(行政)とアドバイザーの官民パートナーシップ

- ・経験豊富なアドバイザーが県担当部署と連携し、継続的に市町村を支援 (大阪府、大分県、沖縄県)
- ・県担当部署がリーダーシップを発揮し、アドバイザーと連携して積極的 に市町村を支援(新潟県、高知県)



※都道府県と市町村を接続する部門については、 次ページ、及び5事例報告資料の組織図等を参照

### ■市町村支援のツール(⇒市町村は都道府県に相談・要望するきっかけとして活用)

### 〇明確な課題認識に基づく支援における一体的な運用(支援の各フェーズの連続性)

- ⇒基礎的な情報収集のツール ・基礎調査(アンケート、ヒアリング)
- ・意見交換会・勉強会・研修会 ⇒追加的な情報収集と理解・実践の「きっかけづくり」のツール
- ・アドバイザーの派遣 ⇒個別・具体的支援(伴走的支援)のツール
- ・手引き、事例、チェックシートなどの作成と提供・公表 ⇒現在地の確認・取組のヒントとしてのツール

〇都道府県と市町村、市町村間、行政と民間の情報共有・制度と役割の理解促進・ネットワーク構築

### Ⅲ、今回ヒアリングした5つの事例の概要(事例報告から抜粋)

### 〇地域のネットワークを活かし、福祉圏域を単位とした持続的な支援体制の再構築

新潟県

- ・県自立支援協議会に専門アドバイザー等が参加する「圏域部会(連絡調整会議)| を設置、市町村自立支援協 議会との接続機能を担う。
- ・基幹センターの設置の進展を踏まえ、令和4年度から市町村の要請に基づく派遣型専門アドバイザーへ変更。
- ・専門アドバイザーが築いてきた地域のネットワークを活かし、基幹相談支援センター、市町村職員、専門アド バイザーとの連携による地域づくりを圏域単位で主体的に推進していく体制を再構築。

# 大阪府

### 〇府自立支援協議会における市町村支援の基本方針に基づきアドバイザー派遣事業を展開

- ・地域自立支援協議会情報交換会を定期的に開催し、市町村の自立支援協議会担当者向けに研修会の実施や好事 例の共有、意見交換等を実施。
- ・アドバイザー派遣事業を核として地域自立支援協議会の課題の抽出・支援を実施する仕組みを構築。
- ・市町村アンケート等から市町村が抱える課題を洗い出し、「アドバイザー会議」で支援対象・方法等を検討。
- ・府の自立支援協議会を通じてアドバイザーを派遣。市町村の要請に基づくアドバイザー派遣も合わせて実施。

### 高知県

#### ○行政(県担当部署)による積極的な市町村へのアウトリーチ

- ・県自立支援協議会「相談支援体制づくり部会」が市町村自立支援協議会との接続口となり課題を共有。
- ・県担当部署の適格な現状分析のもと「相談支援アドバイザー事業」を通じて、市町村に対する個別支援を実施。
- ・アドバイザーは各市町村の自立支援協議会に参加、「アドバイザー連絡会」(県担当者も参加)で情報共有。
- ・中土佐町、四万十町において、共同で地域生活支援拠点等の整備のあり方を検討。

### 大分県

### ○アドバイザーによる積極的な市町村へのアウトリーチ(適度な「おせっかい型 | 巡回訪問)

- ・県自立支援協議会に設置した「市町村担当者会議」が県内の市町村自立支援協議会との接続口となり、助言や 研修等を通じて市町村支援を行う体制を構築。
- ・基幹設置や拠点等整備に苦戦する市町村の状況を踏まえ、「おせっかい型」市町村巡回訪問を実施。
- ・宇佐市において、基幹設置、地域生活支援拠点等の機能強化、協議会の体制の見直しを一体的に推進。

### ○圏域アドバイザー、コラボレーター、圏域推進員が圏域単位で市町村を支援

- ・県内5圏域に「圏域自立支援協議会(事務局:福祉事務所)」を設置。

### 沖縄県

- ・県自立支援協議会に「圏域アドバイザー連絡会議」を設置。課題を共有し、圏域アドバイザー(北部、中部、 南部)が圏域単位で市町村を訪問(島しょ部の圏域(宮古、八重山)もカバー)。
- ・8町村共同における基幹相談支援センター設置(北部圏域)。西原町における基幹相談支援センターのあり方 検討(直営から委託に移行)(南部圏域)。
- ・支援プロセス通じて、コラボレーターを次期圏域アドバイザーとして育成。

### IV. 都道府県の支援を活用した市町村における取組のポイント (事例からピックアップ)

### 〇取組のきっかけをつかむ

⇒直面する課題を長期に亘って持続する効果的な什組みづくりの好機と捉える

- ・拠点整備、基幹設置を機に官民連携による主体的な相談支援体制を構築(宇佐市:大分県)
- ・基幹の委託を視野に入れ、協議会の目的や役割・機能の理解促進と見直しを検討(A市:大阪府)
- ・相談支援事業の複数事業所による協働に向けて実務的課題を官民で協議(西原町(南部圏域):沖縄県)
- <複数市町村・圏域単位の取組>
- ・人材、資源が不足する隣接市町村が共同による相談支援体制の強化を検討(中土佐町・四万十町:高知県)
- ・8町村共同による基幹相談支援センター設置(北部圏域:沖縄県)
- ・基幹設置の進展を踏まえ、地域に官民連携による主体的な相談支援体制を再構築(下越圏域:新潟県)

※6ページのイメージ図を参照

### 〇官民協働による具体的な動きをつくる

⇒具体的な行動に移すための一連のプロセスを効率的・効果的に進める

### 地域の関係者をつなぐ

#### ■ 関係者の共通理解、協議の場づくりの場面

- ・庁内関係部署の職員
- ・協議会の事務局、専門部会等のメンバー
- ・市町村内の基幹、相談支援事業者等の関係者 など

### 目的・方向性を共有する

### ■ 具体的な取組に係る関係者間の合意の場面

- 複数事業所の協働
- ・隣接市町村の共同・連携
- ・圏域単位の体制づくり

など

### <mark>目標と現在地との乖離を解消していく ■ 練り上げた計画に基づく実践の場面</mark>

・スタートアップ、PDCAサイクル など

### 〇取組の成果 (取組による変化)

■意識変容:認識の共有、関係性の構築、官民協働に向けた機運の醸成

■体制構築:拠点等・基幹・協議会の整備・設置、運営(これらに向けた取組含む)

### 都道府県の支援の活用

このタイミングで県・アド

バイザーの協力を要請

都道府県 担当部署

アドバイザー

都道府県

市町村

アドバイザーに行政と基幹 や相談支援事業所等の間に 入ってもらい、関係者との 関係を強化する

アドバイザーに会議や勉強 会に参加してもらい、提供 情報を基に議論を深め、取 組を具体化する

必要に応じてアドバイザー に助言を求めることができ る関係をつくる

### V. 都道府県の支援を活用した市町村の取組概要(事例からピックアップ)

### <単独市町村の取組>

### 宇佐市 (大分県)

#### 〇時機を得たアドバイザーの適度な「おせっかい型訪問」を活用し、拠点、基幹、協議会の体制構築

- ・拠点整備、基幹設置を機に官民連携による主体的な相談支援体制を構築する必要があった。
- ・アドバイザーの支援を受けて、市が抱える課題の整理とともに、市と民間事業所、市と県の間に入り、調整 をしてもらうことで関係者のモチベーション向上と適切なスケジュール管理によって体制を構築できた。
- ・新体制による官民協働の取組がスタートし、チームで行う「地域づくり」の機運が高まっている。

### A市 (大阪府)

### ○アドバイザー派遣を活用し、協議会運営の見直し、基幹センター設置に向けて検討

- ・基幹の委託を視野に入れ、協議会の目的や役割・機能の理解促進と見直しを検討する必要があった。
- ・地域課題の抽出に当たって、アドバイザーの支援を受けて、主任相談支援専門員・委託相談支援事業所相談 員・基幹相談支援センター・行政がゼロから一緒に取り組むことで、相互理解や共通認識が得られた。
- ・市全体で相談支援体制の強化に向けて意識がより醸成された。

### 西原町 (南部圏域) (沖縄県)

### ○圏域アドバイザーの参加を得て、基幹相談支援センターのあり方を検討

- ・相談支援事業の複数事業所による協働に向けて実務的課題を官民で協議する必要があった。
- ・協議に当たって、圏域アドバイザーに協議会の委員として参加してもらうことで議論を深めることができた。
- ・基幹の運営委託に際して、町内の主任相談支援専門員の知見を活用した事業展開の重要性について助言を受 ける等、基幹のあり方について関係者間で認識を共有し、令和7年度より直営から委託に移行できた。

### <複数市町村・圏域単位の取組>

### 中土佐町· 四万十町 (高知県)

#### 〇県担当者の参加を得て、複数事業所の協働による相談支援体制構築に向け2町で議論

- ・人材、資源が不足する隣接市町村が共同による相談支援体制の強化を検討する必要があった。
- ・県から地域生活支援拠点の概要や財源確保、拠点の要綱案等の情報提供を受け、これまでに役場で検討して いた体制案と、相談支援事業所側で考えた体制案をすり合わせ、官民の認識の共有ができた。

### 北部圏域 8 町村 (沖縄県)

(新潟県)

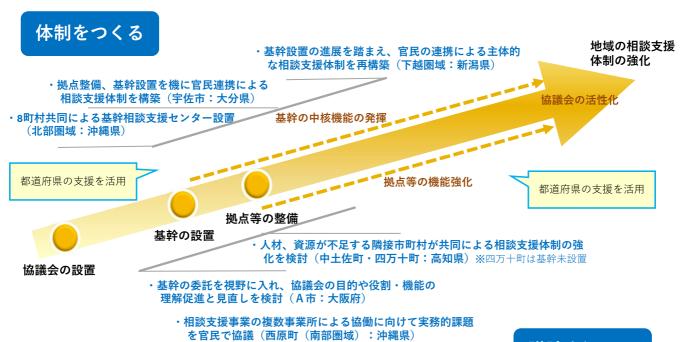
### ○圏域アドバイザーの参加を得て、8町村共同で基幹相談支援センターを設置

- ・北部圏域(9市町村)の小規模な8町村(離島含む)でどのように基幹を設置するかが課題となっていた。
- ・町村自立支援協議会(相談部会)へ圏域アドバイザーに参加してもらうことで、継続的に協議を進め、北部 圏域8町村において単独契約・共同設置の形で基幹相談支援センターを設置することができた。

### ○県の主導により、福祉圏域を単位とした持続的な支援体制を再構築

- ・基幹設置の進展を踏まえ、地域に官民連携による主体的な相談支援体制を再構築する必要があった。 下越圏域
  - ・会議等の設置要綱の作成や研修企画を県と基幹相談支援センターや委託相談が協働で作成するプロセスを通 じて、各市町村職員、基幹相談支援センター等の職員がアドバイザーと連携して地域の相談支援体制を構築 する重要性の理解が浸透した。 5 48

### Ⅵ. 直面する課題を長期に亘って持続する効果的な仕組みづくりの好機と捉える (イメージ)



議論を深める

6

### <参考>

地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践(大切にしてほしい31のチェック項目)

				あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計
Ι.	相談支援体制	訓構:	築のための基礎理解					
1	相談支援専		相談支援専門員と(自立支援)協議会は、障害福祉施策を推進する行政の	533	24	4	1	562
	門員の創設と(自立支		機能をサポートする重要な仕組みであることを理解している。	94.8%	4.3%	0.7%	0.2%	100.0%
	援)協議会	2	相談支援専門員は、相談者の年齢や障害毎の区別なく支援できるように	539	18	4	1	562
	の設置 制	制度化された職種であるということを理解している。	95.9%	3.2%	0.7%	0.2%	100.0%	
Π.	相談支援体制	訓の	構築に必要な理解と実践					
1		3	障害福祉担当係の窓口対応において、相談者の相談内容を丁寧に聞き	501	23	8	30	562
		取っている。	取っている。	89.1%	4.1%	1.4%	5.3%	100.0%
	行政の担当 部署	4	障害福祉担当係において、相談者に担当者を分かりやすく明示するなど、	431	84	17	30	562
		4	責任の所在をはっきり示している。	76.7%	14.9%	3.0%	5.3%	100.0%
		5	障害福祉担当係で対応に苦慮する場合には、上司や部署内で相談でき	508	21	3	30	562
		J	<b>వ</b> .	90.4%	3.7%	0.5%	5.3%	100.0%
2		6	庁内連携が必要な場合には、障害福祉担当係内だけでなく、関係部署に	430	86	17	29	562
		0	もタイムリーに相談・対応できるチームが組める。	76.5%	15.3%	3.0%	5.2%	100.0%
	行政内にお	7	精神保健分野と協働して、相談支援体制を整備する重要性を理解してい	466	52	15	29	562
	ける連携		<b>వ</b> .	82.9%	9.3%	2.7%	5.2%	100.0%
		8	重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備が目的であり、総合窓口	410	93	30	29	562
		8 をつくるための事業でないこと、また事業の推進にあたっては調整機能が重要であることを理解している。	73.0%	16.5%	5.3%	5.2%	100.0%	
3	3 行政と委託相談等との	0	相談者の状況等によっては、障害福祉担当係と管内の委託相談支援事	498	25	16	23	562
		9	業者、基幹相談支援センター等に情報共有や協働体制が組める。	88.6%	4.4%	2.8%	4.1%	100.0%
	性談寺Cの 連携	10	委託元である市町村は、委託相談支援事業者の事業計画等について事	306	148	80	28	562
		10	業評価を行う等、事業運営の中立性・公平性を担保する仕組みがある。	54.4%	26.3%	14.2%	5.0%	100.0%

				あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計
4		11	計画相談(指定特定・指定障害児)、委託相談(市町村障害者相談支援事業)、(中核機能強化加算を算定している)児童発達支援センターとの連携	346 61.6%	94 16.7%	79 14.1%	43 7.7%	562 100.0%
			による相談支援体制が整備されている。	202	173	143	44	562
		12	計画相談・地域相談について、報酬による収入で事業経営が成立可能と 理解している。	35.9%	30.8%	25.4%	7.8%	100.0%
		12	複数の計画相談支援事業所が協働して一体的管理運営を行う体制を確保することや、「相談支援員」の導入など、相談支援体制の充実に向けた	145	144	230	43	562
		13	取組を計画的に促進している。	25.8%	25.6%	40.9%	7.7%	100.0%
		14 のぞまないセルフプランの解消に向けた具体的な取組を行っている。	213	143	162	44	562	
	基幹相談支	14	のでまないセルフプランの解消に向けた具体的な収益を行うしいる。	37.9%	25.4%	28.8%	7.8%	100.0%
	援センター		328	93	96	45	562	
		15   援助等が必要な人に対して相談支援を行うものという役割分担がでいる。	援助等が必要な人に対して相談支援を行うものという役割分担ができている。	58.4%	16.5%	17.1%	8.0%	100.0%
		16	相談者の状況に応じて、モニタリング頻度を上げる、または地域定着支	315	127	77	43	562
		10	援、自立生活援助を活用する等の体制を整備している(目指している)。	56.0%	22.6%	13.7%	7.7%	100.0%
		17	基幹相談支援センターの中核的な機能である「相談支援従事者の支援者支援」	388	51	79	44	562
		17	「協議会の運営の関与を通じた「地域づくり」の業務」を行っている(あるいは体制の構築を進めている)。	69.0%	9.1%	14.1%	7.8%	100.0%
		18	市町村の障害福祉担当係と基幹相談支援センターが協働して、サービス	156	104	258	44	562
		10	等利用計画やモニタリング結果の検討・検証を行っている。	27.8%	18.5%	45.9%	7.8%	100.0%
5		19	基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の機能と役割を理解してい	433	78	33	18	562
		ే &.	77.0%	13.9%	5.9%	3.2%	100.0%	
		20	拠点等に求められる機能を理解し、協議会で検討した上で、コーディネー	176	67	297	22	562
	地域生活拠		ターを配置している。	31.3%	11.9%	52.8%	3.9%	100.0%
	点等	21 拠点コーディネーターの配置においては、自立支援給付(地域生活支援拠点等機能強化加算)を活用している(あるいは検討している)。	拠点コーディネーターの配置においては、自立支援給付(地域生活支援拠	84	84	371	23	562
			14.9%	14.9%	66.0%	4.1%	100.0%	
		22	拠点コーディネーターは、地域事情を踏まえて、必要な人数を配置してい	178	101	261	22	562
			る(あるいは検討している)。	31.7%	18.0%	46.4%	3.9%	100.0%

				あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計
		23	拠点等では、見学や体験の機会の確保等の取組により、平時や緊急時に	267	127	149	19	562
	地域生活拠	20	おける体制や地域移行の促進のための体制整備を進めている。	47.5%	22.6%	26.5%	3.4%	100.0%
	点等 24	24	行政、計画相談・地域相談、委託相談、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所、入所施設等が、拠点等に関わる自らの機関の担う役割を理解し	140	127	272	23	562
		て、拠点コーディネーターと協働しながら取り組んでいる。	24.9%	22.6%	48.4%	4.1%	100.0%	
6		25	協議会には、当事者家族に加え、福祉・医療・教育・雇用の従事者等、支	485	40	34	3	562
		20	援体制の構築に必要な関係機関等の参画が得られている。	86.3%	7.1%	6.0%	0.5%	100.0%
		協議会において、個別の課題から地域課題としてミクロレベル、メゾレベル、マ 26 ロレベルに整理し、関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等の重点課	212	187	99	4	562	
		20	を明確にして取り組んでいる。	48.4%	33.3%	17.6%	0.7%	100.0%
		27 協議会において、守秘義務の範囲と個人情報	協議会において、守秘義務の範囲と個人情報保護の取扱について共有	475	64	19	4	562
		21	し、適切な取扱いが可能な状況にある。	84.5%	11.4%	3.4%	0.7%	100.0%
	(自立支援)	28	協議会において、市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や助言、必要	414	82	60	6	562
	協議会	20	に応じた専門部会等の設置・運営等を行っている。	73.7%	14.6%	10.7%	1.1%	100.0%
		29	個別事案から見える地域で抱える課題等について、必要に応じて、市町	159	141	252	10	562
		25	村協議会から都道府県協議会へ報告を行っている。	28.3%	25.1%	44.8%	1.8%	100.0%
		30	都道府県が行う専門性の高い相談支援事業(発達障害者支援センター運	155	159	239	9	562
		30	営事業等)の活用や連携の推進に取り組んでいる。	27.6%	28.3%	42.5%	1.6%	100.0%
		31	都道府県のアドバイザー(都道府県相談支援体制整備事業等)を活用し	227	95	230	10	562
		31	ている。	40.4%	16.9%	40.9%	1.8%	100.0%

※「オンライン研修」事前課題 集計結果概略(速報値)

# 県内アドバイザーを活用した

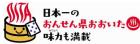
拠点・基幹・協議会運営の推進の取組について



大分県福祉保健部障害福祉課

など多くの地域資源があります。

大分市から最も時間のかかる姫島村でも 片道約2時間半で到着することが可能です。

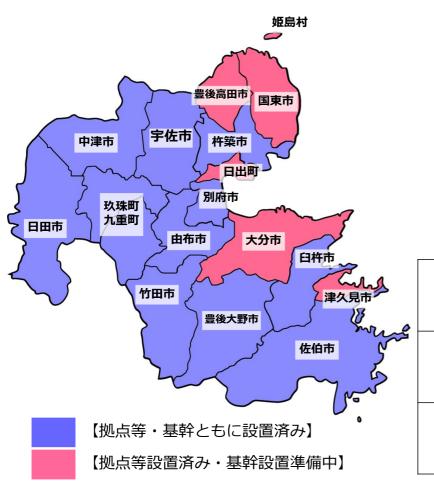


# 大分県の概要





### 大分県内地域生活支援拠点等・基幹の設置状況について



指定特定相談支援事業所 (今和7年4月時点)	164	か所
指定一般相談支援事業所 (令和7年4月時点)	61	か所
委託相談支援事業所 (令和7年4月時点)	43	か所
都道府県相談支援 体制整備事業	実	施
アドバイザー配置人数 (令和7年4月時点)	5	人

基幹相談支援センター (令和7年4月1日時点)	11 か所 (17 市町村/ 圏域)
地域生活支援拠点等 (令和7年4月1日時点)	17 か所 (17 市町村/ 圏域)
市町村自立支援協議会	17 か所 (17 市町村/ 圏域)



### 大分県が実施する市町村支援のポイント

- ・派遣型によるアドバイザー支援体制(全5名)
- ・大分県の県庁所在地である大分市は大分県の中心に位置していることから、 離島も含め、片道約2時間半圏内ですべての市町村に行くことが可能
- ・このメリットを活かし、アドバイザーによる継続的な支援(市町村巡回訪問) を実施
- ・当初市町村からの申請に基づきアドバイザー派遣を実施していたが、熱心な 地域は手を挙げるが、設置・整備に苦戦している地域ほど申し込みがない傾向 があった
- ・自立支援協議会で協議し、「おせっかい型の市町村訪問」を提案、令和3年頃から、自立支援協議会市町村担当者会議を通じてアナウンスした後にアドバイザーと県職員が訪問する形で実施



### 大分県の地域生活支援拠点等支援経緯①

平成30年3月

大分県障がい福祉計画(第5期)において、地域生活支援拠点等の整備及び市町村への支援の内容を策定(目標年度:令和2年度) ⇒各市町村・福祉圏域において、**地域生活支援拠点の整備**を目標として広域的な見地から助言や情報提供等必要な支援を実施



令和元年度

県内17市町村・圏域を対象として、アドバイザー派遣を実施 (1回目の全市町村訪問)

【目的】各市町村における地域生活支援拠点等設置、運営に向けた具体的な取組方針や日程等の協議・確認 【方法】「整備方針」「現状課題」「対応策」について市町村に検討してもらったうえで協議に臨めるよう 事前のワークシート作成を依頼



令和2年度末までに16市町村・圏域で地域生活支援拠点等の整備が完了 残る1市も令和3年の7月に拠点が整備され、全市町村で整備が完了 ●●



拠点の検証・検討は…?

さらなる機能整備は…?



### 大分県の地域生活支援拠点等支援経緯②

令和3年3月

大分県障がい福祉計画(第6期)において、地域生活支援拠点等の 機能拡充に向けた取組として、検証・検討の実施を策定

⇒**年1回以上運用状況の検証・検討を実施していくこと**で拠点等の拡充に向けた助言や情報提供等必要な支援を実施

令和3年度

県内17市町村・圏域を対象として、アドバイザー派遣を実施

(2回目の全市町村訪問)

【目的】各市町村における地域生活支援拠点等の機能拡充のため、運用状況の検証・検討の実施

【方法】拠点等の各機能について、事前ワークシートを作成したうえで、現況と今後の方針、取組促進の障壁などを整理してもらい、協議を実施。併せて、検証・検討の手段としての協議会の活用を助言。

何が課題かわかった!!拠点について改めて整理・理解が進んだ!! 福祉事業所や関係部署と連携していく必要性も理解が進んだ!!やるぞ!!



令和4年度

県内17市町村・圏域を対象として、アドバイザー派遣を実施

(3回目の全市町村訪問)

治まったときには、

- ・行政担当者は異動
- ・事業所も担当交替

結果、取組停滞…

新型コロナウイルスの蔓延



### 大分県の地域生活支援拠点等支援経緯③

令和6年度

基幹相談支援センター設置をテーマとしてアドバイザー派遣実施。 そのような中、大分県自立支援協議会において「拠点整備済であっ ても内容が伴っていない市町村があるのでは」という意見あり。



### 令和7年度取組

- ①基幹・拠点等の関係者を集めた勉強会の実施
- ⇒地域生活支援拠点等の検証・検討をしていくにあたって、基幹相談支援センターの職員や、 異動してきたばかりの市町村職員に、「地域生活支援拠点とは何か」を理解してもらうこと が大切!(官民協働の取組のきっかけづくり)
- ②拠点等の検証・検討の機能としての自立支援協議会の活用促進
- ⇒市町村自立支援協議会担当者会議において、地域生活支援拠点について改めて説明。また、 各市町村の拠点等情報交換の場として、拠点等に対する協議会の関わりについての現状、課 題、今後の目標等を話し合うグループワークを実施。
  - ※拠点等担当者だけではなく、協議会担当者が拠点等の理解を深めることが大切!
- ③県内17市町村・圏域を対象として、アドバイザー派遣を実施

(3年ぶり4回目の全市町村訪問)

「テーマ」(主)地域生活支援拠点等の検証・検討の場としての自立支援協議会の活用について (副)自立支援協議会の効果的な運用に向けた基幹相談支援センターの役割について

⇒**官民協働による拠点・基幹・協議会の連携**について考えてもらう場の提供



### 大分県の基幹相談支援センター支援経緯①

令和6年3月

大分県障がい福祉計画(第2期)において、『市町村と連携し、基 幹相談支援センターの設置を促進』を策定

令和6年4月

障害者支援法77条の2において基幹相談支援センター(以下、基幹相談)の設置を市町村の努力義務と制定し、令和8年度末までに 基幹相談の全市町村での設置を成果目標として策定



令和6年度より地域生活支援事業の基幹相談支援センター等機能強化事業の「等」が外れ、申請には基幹相談の設置が必須となったが、市町村は対応出来るのだろうか・・・?



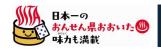
令和6年4月時点

大分県の基幹相談支援センターの設置状況 5市町/18市町村(設置率28%)



-

**基幹相談をテーマ**に、県内18市町村・圏域を対象に、アドバイザー派遣を実施



### 大分県の基幹相談支援センター支援経緯②

【目的】各市町村における基幹相談設置や運営、具体的な取組方針等の協議・確認 【方法】「整備方針に対する現状課題」について市町村で事前のワークシート作成し、それをもとに 今後の整備の方向性について協議を実施。



# 令和6年度末までに12市町/18市町村 (設置率67%)で基幹相談支援センターの整備が完了







基幹相談は設置したが、運営はどうすれば良いのだろう?基幹相談をこれから設置し たいがどの様に進めれば良いのだろう?相談する人がいない・・・。



次は市町村 連携だ!



令和7年度 市町村担当者と基幹相談従事者又は委託相談従事者を集め、 基幹相談勉強会の開催を計画し、市町村間の連携強化に取組 んだ。(3回の内、2回は地域生活拠点と共同開催。)



### 宇佐市での取り組みについて

### 宇佐市における地域生活支援拠点等の取り組み(拠点を整備するまで)

to the	The LL ACT of Laboratory	
年度	取り組み内容 	県・県ADからの支援
平成30年	・何から手を付けてよいのかわからない状況 ・拠点プロック会議(大分県・厚生労働省共催) 委託相談支援事業所と市が参加 ・コアメンバーにて宇佐モデルの骨子を作成	・拠点等整備に向けて、コアメンバー(行政・委 託相談)にて今対応出来ている事、対応出来て いないことについて整理を行う様助言を受ける
令和元年度	・県AD派遣を活用し、協議会全体会委員向けの説明及び、市内事業所向けの研修会を開催 ・全体会にて令和2年度末までの拠点等整備にむけたロードマップ及び地域生活支援拠点 等ワーキング設置を提案し承認をえる	・県ADが講師となり、協議会委員、市内事業所に むけて「地域生活支援拠点等」の説明会 ・県ADから令和2年度末の設置に向けたロード マップ作成の助言を受ける ・県ADより設置に向けた協議の場「拠点等ワーキ ング」の提案を受ける
令和 2 年度	・協議会の下部組織として「 <mark>拠点等ワーキング」を設置</mark> し本格的な協議を開始(県ADにも 参画頂く) ・県ADのアドバイスの下、 <mark>市内法人へのヒアリングを実施し拠点事業の説明及び協力を依頼</mark> (その際、特定相談支援事業所増加に向けた働きかけを行う) ・基幹相談支援センター等機能強化事業の導入に向けた協議・検討 ・協議会 全体会にて宇佐モデルの提案、承認	・市内事業所で活動している県ADにも拠点等ワーキングに参画して頂く・市内法人の所属長へ協力依頼を目的としたピアリング実施のアドバイスを受ける・基幹相談支援センター等機能強化事業の導入のアドバイスを受ける
令和3年度	<ul> <li>拠点等の運用開始</li> <li>・地域生活支援部会に拠点委員会、研修委員会を設置</li> <li>・基幹相談支援センター等機能強化事業を導入し、委託相談支援事業所が地域の相談支援事業所をフォロー及びスーパービジョンを行う体制とする</li> </ul>	・拠点等の <mark>検証・検討</mark> を協議会を活用して行うことの重要性についてアドバイスを頂く おせっかい 訪問



### 拠点等ワーキングの取り組み(1回/月)

- ○宇佐モデルの検討(面的整備型)について
- ○事前登録(対象者)について
- ○緊急時の定義について
- ○緊急時相談・受入対応のフロー図作成について
- ○市内法人へのヒアリングについて
- ○一人暮らし体験部屋の活用について
- ○地域定着支援の活用について

### 参加者(13名)

- 市
- ·委託相談支援事業所
- · 社会福祉協議会
- ・ショー<u>トステイ担当者</u>
- ・障がい者支援施設担当者
- ・親の会代表
- · 県アドバイザー

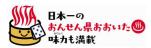
○市内で活動している県ADのアドバイスの下、今 宇佐市で出来ている取組、出来ていない事を整理し、宇佐モデル作りと地域の福祉サービス事業の協力体制構築に向け、市と委託相談支援事業所がタッグを組んで、市内全法人を対象にしたヒアリングを行った。 ※令和2年度末、拠点等整備後解散



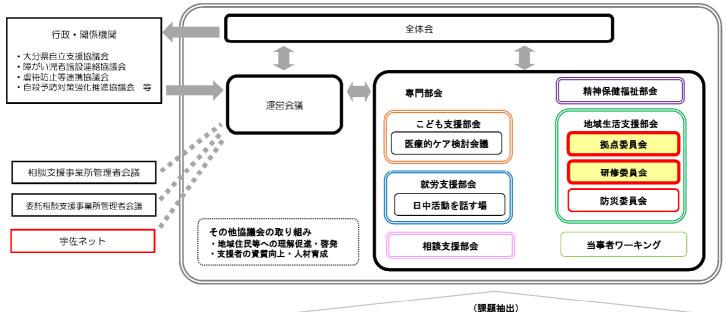
### 宇佐市での取り組みについて

### 宇佐市地域生活支援拠点のPOINT!

- ・地域の事業者等が拠点の機能を分担して担う面的整備型で行う。
- ・**事前登録制**(あらかじめ対象者を把握し、緊急時の対応や受け入れ する事業所を決めておく)
- ・緊急時は**身近な所**での受け入れ(慣れた場所での慣れた支援者による支援)
- ・緊急時や親なき後に備え、**平常時から短期入所やグループホーム等 を体験**し慣れておく。
- ・自立支援協議会等を通じて、**地域の支援者の人材育成やネットワー クの強化**を図る。



# 令和6年度宇佐市自立支援協議会



宇佐市自立支援協議会は、サービス担当者会議 や個別支援会議等から全体会までのすべてのプ ロセスを指しています。

つまり、このプロセスに関わっていただいてい るすべての方が『協議会の担い手』です。

サービス担当者会議 個別支援会議 ケース検討会議 市等への相談



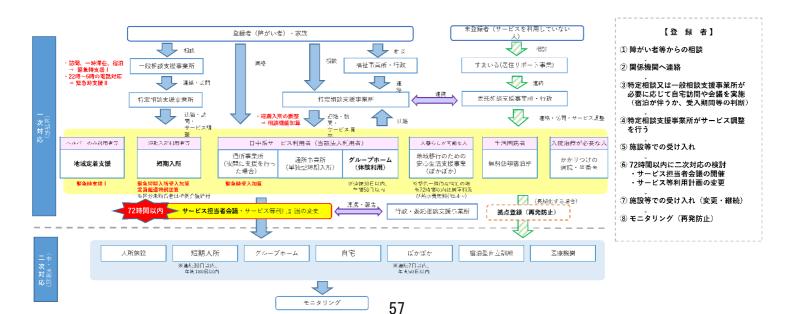
### 宇佐市での取り組みについて

# 緊急時相談・受け入れ対応のフロー

「<mark>登録対象者</mark>」… 在宅で単身等で生活する障がい者のうち、障がい特性に起因して生じた緊急事態等に、**家族等による支援が見込めず支援者の介入(支援)が不可欠な者**。その他、宇佐市長が特に必要と認めた者。 (同局する家族が降がいや疾病、高齢等の理由により、緊急時の支援が見込めない状態にある降がい者も合む) 対象外: ①施設入所者、②グループホーム入居者、③18歳未満の児童、④ケアブラン対象者(障がい福补サービスがメインの場合は要相談)、⑤緊急時の同居の家族等が対応できる者

「緊急時」とは…地域生活支援拠点の「対象者」のうち、**支援者の介入が不可欠な状態(宿泊を伴うか否かは問わない)** その他、丁佐市長が特に必要と認めた場合。 対象外:①大規模な災害、②感染症、②虐待が疑われる場合(虐待防止センターが対応)、④指置入院に該当する場合、⑤家族等が対応できる場合

- \* 登録時に障害支援区分の取得や地域定着支援、短期入所、GH(体験利用)等の支給決定を何別に検討し、緊急時や将来を見据え短期入所やGHの体*承*を行っておくことが望ましい。 \* 事前に短期入所やグループホーム (利に体験) の支治決定をしている者については、海定相或支援事業所を経由せず、サービス提供事業所の判断で利し可能。(緊急時に利用した場合は事業所は特定性深支援事業所と市へ連やかに報告)





### 地域生活支援拠点等ネットワーク・運営推進事業







# 宇佐市での取り組みについて

# 宇佐市における地域生活支援拠点等の取り組み(拠点を整備後)

年度	取り組み内容	県・県ADからの支援
令和 4 年度	・コロナ禍ではあるが、地域生活支援部会の中で、拠点等委員会・研修部会を実施 ・ <mark>相談支援部会で拠点等対象者の抽出</mark> ・マネジメントされていない方への対応について協議	・登録希望しない方への見守り体制についての助言を 受ける ・マネジメントされていない方への緊急時対応につい ての助言を受ける おせっかい訪問
令和 5 年度	・拠点等委員会にて市内事業所を対象に学習会(講義・事例検討)を開催 ・県ADの助言を受け、登録希望をしない方で周囲が心配な方の見守り登録について検討 ・県ADの助言を受けマネジメントされていない方の緊急受入について検討 ・県ADの助言を受け、困難事例(精神保健福祉分野での介護分野との連携)について協議 会(全体会)に報告。地域体制強化共同支援加算を算定。→研修委員会で介護保険分野 の方も対象にした精神保健についての学習会を開催	・マネジメントされていない方への緊急時対応について地域生活支援事業の活用の助言を受ける ・困難事例から地域課題の抽出の流れについての助言を受ける
令和 6 年度	・市内登録事業所のリスト作成 ・緊急時対応事例の拠点委員会での報告及び検討 ・登録台帳の更新についての協議 ・マネジメントされていない方への緊急時対応を地域生活支援事業(居住サポート)委託している事業所にで実施 ・拠点コーディネーター配置にむけての協議 ・拠点等委員会にで市内事業所を対象に学習会(講義・事例検討)を開催 ・強度行動障がいへの対応について→研修委員会にて学習会を開催 ・拠点委員会にて地域移行への推進について協議開始 (障がい者支援施設の移行確認担当者が参画)	おせっかい訪問 ・市内事業所の登録促進のために学習会の継続についてアドバイスを受ける・拠点コーディネーター(加算)の配置がすぐに難しい場合は、地域生活支援事業の継続についてアドバイスを受ける。※いずれは加算での対応を目指す事。
令和7年度	・基幹設置に伴い、協議の場が <u>地域生活支援部会から多領域専門部会</u> へと変更する ・ <mark>県ADを講師とした、市内事業所を対象に学習会を実施</mark> ・ <u>医療的ケア児の受入について</u> 、協議会の医療的ケア検討委員会と連携し協議を開始 →多領域連携部会にて市内事業所・教育機関・こども園・介護保険事業所対象に医療的 ケアの学習会を開催	・拠点等の検証・検討を協議会を活用して行うことのアドバイスを受ける 13

### 日本一の おんせん県おおいた 味力も満載

### 宇佐市での取り組みについて

# 多領域連携部会(4回/年)

拠点等委員会(3回/年)

精神保健福祉委員会(4回/年)

#### 目的

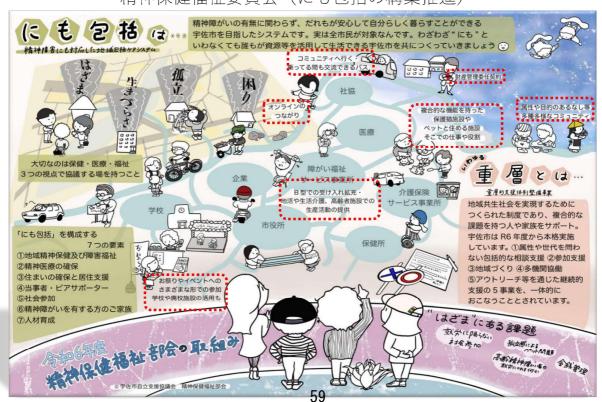
地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能の充実を図り、緊急時に備えるための相談支援体制や地域移行に向けた働きかけ並びに専門的人材の育成・確保、地域の関係機関(他領域)との連携体制を構築することを目的としています。「拠点等委員会」「精神保健福祉委員会」をサポートする形で部会を運営。地域生活支援拠点等の活動から抽出された課題への対応の1つとして研修会を開催し人材育成に努める



### 宇佐市での取り組みについて

# 取り組みの視える化を図る

精神保健福祉委員会(にも包括の構築推進)





# 多領域連携部会(拠点等委員会)の取り組み

- ○緊急時対応事例の報告
- ○登録台帳の更新について
- ○市内登録事業所増加に向けた取り組みについて <拠点等の学習会企画及び実施>
- ○みまもり登録のあり方について
- ○対応出来ていない取り組みについて <強度行動障がい・医療的ケアへの対応事業を増やすための学習会の開催等>
- ○地域生活への移行・継続の支援に向けて、障がい者支援施設の移行確認担当者から意向 確認状況を把握。精神分野においては精神保健福祉委員会との紐づけ

### 参加者(14名)

亩

基幹相談支援センター (拠点コーディネーター配置事業所)

委託相談支援事業所

相談支援部会代表(相談支援専門員)

<sub>ノョート</sub>ステイ担当<mark>者</mark>

障がい者支援施設 地域移行意向確認担当者

精神科医療機関 精神保健福祉士



### 宇佐市での取り組みについて



# 宇佐市自立支援協議会地域生活支援部会(拠点委員会)

[Plan]

拠点等に期待される役割の認識の共有・確認 ※各市町村モデルを協議する場が設置されている

【Plan/Do】

地域生活における安心の確保、地域生活への移行・継続の 支援を図るため利用者からのニーズの適切な把握 ※実際に活動が進められている

• [Check1]

評価指数を活用した機能の実施状況の自己評価

※現状の課題整理、今後の対応の検討





# 日本一のおんせん県おおいたの味力も満載

# 宇佐市での取り組みについて



### 宇佐市自立支援協議会 相談支援部会

【Plan/Do】

地域生活における安心の確保、地域生活への移行・ 継続の支援を図るため利用者からのニーズの適切な 把握

### ※実際に活動が進められている

- 登録対象者の絞り込み
- みまもり対象者についての検討
- 地域定着の促進等







# 宇佐市での取り組みについて



### 宇佐市自立支援協議会 全体会

### [Check2]

協議会への報告と利用者・ 関係機関による評価の実施

※協議会等による評価







# 宇佐市障がい福祉計画評価委員会

### [Check2]

協議会等への報告と利用者・ 関係機関による評価の実施

※協議会等による評価





# 宇佐市での取り組みについて



宇佐市自立支援協議会 地域生活支援部会 (研修委員会)

### [Action]

協議会等による評価を踏まえた不足する施策の検 討・提案・実施

※協議会の評価を踏まえ、地域課題を抽出し対応策 (社会資源の創造・人材育成研修等)を行う







# 基幹相談支援センター設置にむけた取り組み

年度	取り組み内容	県・県ADからの支援					
令和4年度	・基幹相談支援センター設置にむけて市と委託相談支援事業所3カ所で 協議開始 ・ <b>どこから手を付けて良いのかわからない</b>	・県内で設置済みの基幹相談支援センター視察の助言を 受ける おせっかい訪問					
令和 5 年度	・県ADの助言を受け県内設置済みの基幹相談支援センターの視察を行った ・委託相談支援事業所3カ所をベースと考え、3事業所と調査・研究の為、1回/月協議を行った  →県ADの助言を受け基幹の中核的機能3④を中心に考え宇佐市の基幹を検討。令和7年度からスタートできるロードマップを作成	<ul> <li>・令和6年度より地域生活支援事業の基幹相談支援センター等機能強化事業の「等」が外れ基幹相談支援センター設置が必須で資格要件も変更された旨の情報提供※大分県自立支援協議会 市町村担当者会議にて</li> <li>・基幹に向けて、コアメンバー(行政・委託相談)にて今対応出来ている事、対応出来ていないことについて洗い出しを行うよう助言をうける</li> <li>・基幹の機能については、中核的機能③④をメインに考えてみるよう助言を受ける</li> </ul>					
令和6年度	・第1回自立支援協議会全体会へタイムスケジュール(ロードマップ)を説明 ・2カ月に1回、委託相談支援事業所と管理者レベルの協議を行い仕様書の協議及び協議会の役割分担表の作成を行った。 ・第4回自立支援協議会全体会にて承認 ・令和7年3月21日 基幹相談支援センター 2事業所設置	・仕様書記載についての助言 仕様書だけではなく、 <mark>協議会の役割分担の可視化</mark> について 助言を受ける。 おせっかい訪問					
令和7年度	・運営開始 ・設置に伴い、協議会の組織図を再編「運営会議を支える基幹相談連絡会議を新たに設置 ・基幹相談と市が連絡を図れるように顔の見える関係の構築を日指し市が基幹に出向く「基幹巡回相談」基幹や他の関係者と情報交換し横のつながり	・官民協働体制のフォローやメンテナンスについて助言を受ける					



# 宇佐市での取り組みについて

# 専門部会 相談支援部会

### ③地域の相談支援従事者 に対する助言等の支援者支援

を強化するための「共**創ミーティング」**を創設

### • 事例検討

(ストレングスモデルに基づく スーパービジョン)を実施

- ・グループスーパービジョン (GSV)
  - →支援者に焦点化。思考プロ セスとその結果を共有し、 思考法を学ぶ







おせっかい訪問





### 市と基幹と委託相談との役割分担について

### ④協議会への運営への関与を通じた地域づくり

◎は主担当 ○は副担当

	A基幹相談支 援事業所	B基幹相談支 援事業所	C委託相談支 援事業所	その他の 事務局	市
全体会・運営会議	0	0	0		0
こども支援部会			0		0
地域生活支援部会	0	0	0		0
就労支援部会		©		就業・生活支 援センター	0
多領域連携部会	0				0
相談支援部会	0	0	0		0
当事者ワーキング		0	0	社会福祉協議会	0

### ※主担当、副担当の役割は仕様書の中に盛り込んでいる。

<基幹事業所は、機能強化2名分・基礎事業1名分委託されている>

<委託事業所は、基礎事業2名分委託されている>

・主担当: 部会内容の組立、議案等会議資料の作成、事務局会議日程等の調整、部会進行 開催案内通知等送付準備 ・副担当: 主担当の補佐、開催案内通知等送付準備、行事の事務局 ・市担当: 主担当と協議、開催案内通知等送付、行事の事務局(地域生活支援部会・当事 ・共通業務: 自立支援協議会の運営、議事録作成、資料・情報収集、部会の会場準備



### 宇佐市での取り組みについて

#### 自立支援協議会 部会開催日 令和7年度

	CE't:	支撑部会			<b>购场生治支援部会</b>		多領域連携部会					$\neg$				度がい者計画等評価	相談支援事業所
	こども支援部会	医療的ケア検討会試	統労支援部金	相談支援部会	纳城生活支援部会	防災委員会	多領域連携部会	提点委員会	精神保健福祉委員会	当事者ワーキング	キックオフミーティング	基幹相談這格会談	產當会議	全体会事核局	全体会	委員会	管理者会装
	(木15:00~16:30)	(本15:00~16:30)	(☆15:30~17:00)	(全10:00~11:30)	(全15:00~16:30)	(F15:00~16:30)	(2510:00~11:30)	(#K10.00~11:30)	( <b>3</b> K10,00∼11:30)	(%15:30~17:00)		(共10:00~12:00)	(本16:00~16:30)	(本15:00~16:30)	(本15:00~17:00)		(10:00~11:30)
				4月18日							4月30日	4月8日	4月16日				
4月				33・34会建立							区書館視聴覚ホール	市(26)	28会陰主				
5月					5月30日		İ		5月28日			5月13日	5月22H				☆5月21H(水
24					26会論室				20会論室			ルポーズ	78会論室				26会論室
6月	6月26日		6月20日	6月6日				6月18日	6月25日	8月11日		6月10日					※粉「後、基幹 のみ
	24会議室		23会議室	23会議室				27会講室	26会議室	≱目的ホール		ぬくもり暖					
7月		7月3日				7月28H	7月9H					7月8日		7月11日(金)	7月31日		★7月16H(2
7.8		73-74金幾室				28会確室	23・(24)会議室					市(76)		75金幾室	23.74会議室		26会議室
8月				8.71E				l		8/H2/II		9月+日	9/321FI				
****				多目的ホール						多目的ホール		ルボーズ	26会議室				
9月	9月18日		9月5日		9月26日		l	9月10日				9月9日					
	24会議室		23会議室		23会議室			20会議室				勢くぞん酸					
108				16月3日			10月1日(24)	l				10月14日		10月9日	10月23日	10月16日	
				多目的ホール			13)					市(20)		多目的ホール	B11-13金湯室	B11-13会接室	
11.8	11月20日		11月14日							11月12日		11月11日	日本日				★11月21日(
,,	33-34会器室		B11・12会標室							23会議室		ルホーズ	26会議室				26会議室
12月		12月4日		12月19日		12月8日	l	12月17日				12月9日					
	-	23会建审		多目的ホール		28会验室		27会議室	ļ			ぬくむり暖					
18	1月29日				1月23日		1月28日	l	1月14日			1月13日	1月8日				☆1月21日()
	33・34会課室				23会講室		23会模室	<b>.</b>	26会議室			市(26)	26会課室				23会議查 ※執了後、基幹
2月			2∄13H	2月6日			l	l		2月4日		2/H10H		2月26日			のみ
			23金額率	多目的ホール						多目的ホール		ルボーズ		23金請率			
3月	1						l	l				3月10日	3月19日		3,454		
												ぬくもり暖	28会議室		23・24会議立		
羽在回放	412	2 <u>le</u>	4e	6의	3 <u>le</u>	20	3~4回 (A)到5条2~3时)	312	3년	4E	1 🖭	12回	6E	30	3 =	16	特定指定 2 基幹·委託 4 (all - All Bit all all all all all all all all all al
ぬくもり収			ଚ	0	0	0					0	ə	٥	0	٥		
アーチ				6	0	0	a	ด	0		٥	а	0	0	G		
すまいる	٥	0		0	0	0			I		0		0		0		
9			(〇なかぼつ)		(C작K)												
TT C	٥	٥	٥	٥	0	0	0	0	0	٠	0	٥	0	6	6	0	0

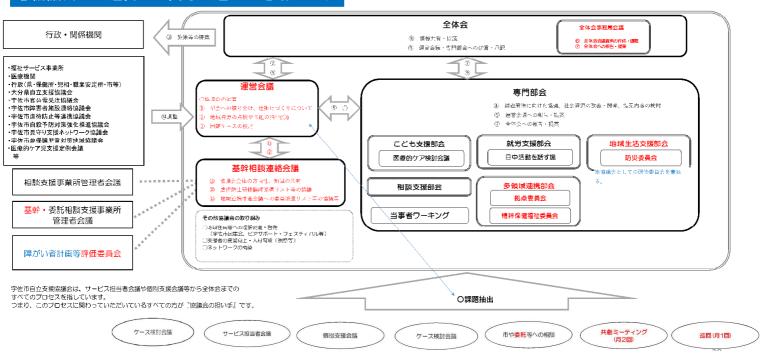
専門部会21回+委員会8回+会議24回+その他12回=65回

# 日本一のおんせん県おおいたの味力も満載

# 宇佐市での取り組みについて

### 令和7年度 自立支援協議会組織図

### ④協議会への運営への関与を通じた地域づくり





### 宇佐市での取り組みについて

# 基幹相談支援センターとの連携強化の取組

### 基幹幹相談連絡会議

### 協議会のブレイン機能

#### ■協議会や地域づくりについての方向性の共有

- 協議会全体の方向性の確認
- ・国、県の最新動向
- ・施策事業の現状や、課題、具体的改善方法の検討
- ■頻度

月1回 第2火曜日 10:00~ 1時間30分程度

### ■役割

・会場 市と基幹センターで持ち回り

・司会 基幹センター

・議案 事前に検討したい地域課題を市に報告

・議案書作成

・議事録 市

・市 3名 基幹センター 2名×2事業所

#### ■課題等

・運営委員会との連携・協働のシステム化

### 基幹巡回訪問

#### 顔の見える横のつながり強化

#### ■情報提供、情報共有

- ・協議会の部会について
- ・個別支援ケースについて
- ・今後の取組、仕掛について

#### ■頻度

月1回 第4火曜日 13:30~ 1時間程度

#### ■役割

・場所 基幹センター

・訪問 市から、専門職2名(社会福祉士)、総括 (係長)の内1名

・対応者 主任相談支援専門員やその他の相談支援 専門員

#### ■課題等

時間が確保できているので、他の協議に充てられる。

### 共創ミーティング

# 相談より「<mark>雑談」</mark>から共に創造し新たな目標を創っていく。

- ■夢や、あったらいいなぁを語る場
- 先進地の事例共有
- ・個別課題から必要なものの検討
- ・ワクワクすることの作戦会議

#### ■頻度

月2回 第1·3火曜日 16:00~ 1時間程度

#### ■役割

·場所 市役所 会議室

・対応者 市から、専門職2名(社会福祉士)、総括(係長)の内1名以上

・参加者 任意だが基幹センターはなるべく 参加して欲しい。

#### ■課題等

・まだ基幹センターや、委託以外の方の参加に至っていない。 30

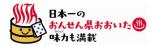


# 「キックオフミーティング(合同専門部会)について」





- ・令和7年度の**協議会のスタート**にあたり、協議会に関わる人が**同じ方向を向いて**取り組みたいとい う想いから、協議会の構成員、地域の障害のある方、県下の委託相談、基幹、市町村担当者、県職 員等に参加を呼びかけた。
- ・市長に冒頭の挨拶をいただくことで、担当部・課長が異動しても歩みを止めない決意の共有の場と するとともに、**他市町村からの参加**によって取組の横展開を企図



### 大分県における拠点等・基幹・協議会の連携について

#### 協議会活性化の仕掛け《構造》

- 官民、当事者等の幅広い参加
- 活動と障害福祉計画との連動
- ・PDCAサイクルの導入・実践
- 定期的な組織体制の見直し

(自立支援) 協議会 <官民、当事者等の参加>

### 都道府県内の体制の均霑化に資する仕掛け

都道府県協議会との連携

(市町村自立支援協議会担当者会議)

アドバイザーの活用等

#### . 協議会活性化の仕掛け《行政の位置》

・市町村の担当者(役職者)を運営委員会、専 門部会の会長に配置 **士** 

市町村と基幹が連携した

協議会運営 Ⅲ. 基幹の安定的機能発揮の仕掛け

基幹相談支援

センター内の専門性の維持・向上 (市町村規模、単独・共同、歴史的経緯、 地域資源等の状況で多様な仕掛け

主体として の積極参加

《設置》主体》 市町村

協議会を活用した拠点活動の検証・検討/ 拠点整備促進

### T. ネットワーク強化・体制づくりの仕掛け 連携担当者等との関係づくり〔境界連結の仕組み〕

- 緊急時対応、平時からの責任体制の必要性の理解・協力

地域の相談支援体制の構築・維持

後方支援

(支援者支援)

《官民パートナーシップ》

(圏域)

対応事例の共有

~安定的・持続的に専門性を担保~

行政のパートナー 行政のパートナー

緊急時の相談・対応 /地域移行の推進

連携/兼務

地域生活支援拠点等の整備の推進

地域の施設・サービス事業所等

### 人材確保・育成、事業継続支援の仕掛け

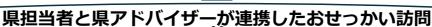
相談支援事業所 (相談支援従事者)

- 基幹相談支援センターへの出向(研修)
- 学生インターンシップの導入

# ▼ 拠点コーディネーターの機能発揮の仕掛け ・基幹相談支援センターに配置 ・新規に配置、市町村担当職員と連携

- 行政職員、基幹、委託相談の連携で始動







# 大分県における拠点等・基幹・協議会推進の方向性

- ●福祉事業所の拠点関係対応について、市町村が情報として持っていない。
- ●本来であれば加算が取れる体制であるにも関わらず、拠点登録をしていない、整理がされていないなどの理由で福祉事業所が加算を取れていない。
- 拠点の検証・検討をする場の明確な設定がない。
- ●地域生活への移行継続支援の取組ができていない。
- ●自地域における地域生活支援拠点等についての内容をしっかりと説明できない状況にある。

### まずは、各市町村の実情を自治体職員と事業所がお互いに把握 各自治体の現状、今できている取組に着目し、<u>情報共有を図ることからスタート</u>

【各市町村の中心となる福祉事業所と自治体職員の情報共有の場の効果的な設定】 ⇒ただ設定するのでなく、**事前にテーマを決めるなど効果的な運用を** 

- ●福祉事業所が日々業務の中で対応したケースの共有、整理、視覚化
- ●整理した内容について、各市町村で求められている拠点等の役割・機能と比較し、達成度合いについてコアメンバーで共有、必要に応じて対策検討 (ニーズ把握、加算体制整備、事業所勉強会などを通じた拠点事業所協力要請)
- ●自立支援協議会専門部会、全体会の活用 (ニーズ対応のための研修会、各市町村障がい計画の評価を通じた評価・検討) ※地域を巻き込んで、求められる拠点像を地域全体で作り上げていく気運の醸成を

「官民協働」によるPDCAサイクルを通じた協議会運営による拠点のアップデート 自地域の拠点等の取組について、説明できる体制づくりを

### 令和7年度厚生労働省障害者地域生活支援体制整備事業

# 「全国ブロック会議 |

# 事例の概要

事例1:大分県

事例2:大阪府

事例3:高知県

事例4:沖縄県

事例5:新潟県

# 【事例1】 **大分県**

### **〇アドバイザーによる積極的な市町村へのアウトリーチ(「おせっかい型」巡回訪問)**

- ・県自立支援協議会に設置した「市町村担当者会議」が県内の市町村自立支援協議会との接続口となり、助言や研修等を通じて市町村支援を行う体制を構築。
- ・基幹設置や拠点等整備に苦戦する市町村の状況を踏まえ、「おせっかい型」市町村巡回訪問を実施。
- ・宇佐市において基幹設置、地域生活支援拠点等の機能強化、協議会の体制の見直しを一体的に推進。

### 管内市町村の状況

- ■市町村数:18
- ・基幹相談支援センター 12市町村に設置
- ・地域生活支援拠点等 18市町村に整備
- 市町村自立支援協議会 全市町村に設置

(17協議会:うち共同設置 1協議会)

### 市町村支援のポイント

離島もあるが全18市町村でフォローしやすい地域的メリットを活かし、アドバイザーが手厚く継続的な支援(市町村を巡回訪問)を実施している。

### 大分県自立支援協議会

- ■設置開始年:平成19年3月
- ■運営(事務局体制):大分県障害福祉課
- ■概要・特徴:
- <部会の構成>

相談支援・研修部会、地域移行専門部会、こども部会を設置(別添資料参照)

- <市町村協議会との連携>
- ・県自立支援協議会に設置した「市町村担当者会議」が県内の市町村自立支援協議会との 接続口となり、「相談支援・研修部会」において把握した情報に基づき、助言や研修等 を通じて支援を行う体制を構築している。

#### アドバイザー

- •派遣型:5名配置
- ・平成29年頃から拠点等の整備が進む中、機能充実に向けてどのように動いていくか議論 となり、令和4年度から基幹設置の支援とともに拠点機能を検証する観点から、アドバ イザーを活用しながら、積極的に市町村支援に取り組んでいる。
- ・アドバイザー派遣は、従来、市町村からの申請に基づき出向く形であった。市町村からの申請型にすると熱心な地域は手を挙げるが、設置・整備に苦戦している地域は申し込みがない傾向があることから、自立支援協議会で協議し、「おせっかい型の市町村訪問」を提案、令和3年頃から、自立支援協議会の市町村担当者会議を通じてアナウンスした後にアドバイザーが訪問する形となっている。

ı

### 【大分県】基幹相談支援センターの設置に向けた市町村支援

支援対象

全18市町村(令和6年度~)

支援のきっかけ

·R6.4月時点では18市町村中5市町のみの設置であり、基幹設置を検討する市町村においてはどの様 に設置を進めていけば良いのか相談する所が無く、また基幹設置をしている市町においても模索し ている状態が続いており、相談できる場所が無かった。

#### 都道府県の取組

・ 令和 6 年度はアドバイザー及び市町村と連携し以下のプロセスで基幹 相談支援センターの設置に向けた検討を実施

STEP 1. 市町村に対し実態調査の実施。

令和6年度

STEP 2. 市町村自立支援協議会担当者会議で情報共有・グループワー クによる各市町村の取組を共有

STEP 3. アドバイザー派遣による市町村の個別支援

STEP 4. 市町村自立支援協議会担当者会議で情報共有・グループワー クによる各市町村の取組を共有



令和7年度

- ・R7.4月時点では新たに7市町で基幹の設置が完了し、18市町村中12市 町が設置済み。
- ・令和7年度もアドバイザー派遣による個別支援と5月、9月、2月に市 町村基幹勉強会等を実施し、県全体での連携強化を実施する予定。

- 令和6年度に基幹設置の意向が あった7自治体では、「どの様 に基幹のかたちを作り上げてい くか」が課題であったが、 STEP3のアドバイザー派遣が 有効な支援につながった。
- 7自治体の基幹設置のプロセス 状況が、未設置自治体の意識変 容に繋がっている。
- ・市町村協議会担当者会議を2回 (行政職員のみ)
- ・ 基幹市町村連携会議を2回(行 政職員と基幹職員)
- 基幹・拠点市町村連携会議を1 回(行政職員と基幹職員)

取組の工夫点

今後に向けての 取組

- ・「市町村自立支援協議会の開催実績及び開催計画等調べ」を毎年度実施し、市町村の取組状況の実態把握か ら、意見交換・研修会等の顔の見える場の創出、アドバイザー派遣へと繋げる等、支援ツールを一体的に活 用・運用している。
- 令和7年度は、未設置自治体も含め、悩みを話し合える場の提供等を目的として、個別に支援するアドバイ ザー派遣と自治体間が連携する場の提供を進めている。
- ※4つのSTEPによる市町村支援の仕組みは、拠点等の整備、自立支援協議会の活性化についても同様。

### 【大分県】基幹相談支援センターの設置等に向けた市町村支援

支援対象

宇佐市(令和6年度~)

支援のきっかけ

- ・令和5年から、基幹相談支援センターの設置に向けて、他市町村の基幹等の視察等を通して、基幹 のあり方や設置方法について、市内の3つの委託相談事業所と市が一緒に協議を重ねてきた。 ・令和6年度の県のアドバイザー派遣を契機に基幹設置に向けた取組を加速した。

#### 宇佐市の取組

- ・視察等である程度明らかになった課題等を踏まえ、令和6年度は、県 のアドバイザーの支援を受け、市と3つの委託相談支援事業所が基幹 設置に向けて検討
- ・基幹の人員配置、基幹設置に伴う地域生活拠点等の体制をどのように 組み立てるか等、2か月に1回のペースから徐々に間隔を詰めながら 協議を継続
- ・令和7年3月に2事業所の共同により、基幹相談支援センターを設置

令和6年度

- ・地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の中の拠点コーディ ネート事業を活用し、基幹相談支援センター(2機関共同受託)の中 の1事業所に拠点コーディネーターを令和7年度より配置
- ・令和3年度より運用を開始した宇佐市地域生活支援拠点等については、 制度の概要と現状を共有することを目的に市内の地域生活支援拠点連 携担当者や障がい福祉サービス事業所、社協、北部保健所、医療機関、 教育機関、市関係部署を対象に、県のアドバイザーによる地域生活支 援拠点等についての研修会を開催

#### 現在の状況・ 取組の工夫点・ 今後に向けての 取組

- ・基幹相談支援センンターが始動した4月から、市の専門職2名と 総括1名が月1回、順番で各基幹、委託を巡回訪問し、主任相談 支援専門員、機能強化担当職員、部会担当職員と情報交換を 行っている。
- ・さらに月2回、障害福祉サービス事業所職員も加えるかたちで 「共創ミーティング」(協議会に設置)を開催し、広く関係者 と情報交換し、横のつながりを強化するための場を設けている。

### 宇佐市

人口:約52,000人

基幹相談支援センター: 令和7年3月設置 委託 (2機関共同)

①基幹相談支援センター「アーチ」 ②相談支援事業所「ぬくもり暖」

### 支援による効果・変化

県のアドバイザー派遣 (STEP3) を活用することで、基幹設置に向 けた動きがスムーズに進んだ。 市協議会「相談支援部会」におい て、市内の相談支援事業所から 「基幹設置によって、相談しやす くなった」との評価を得ている。

### 【大分県】(自立支援)協議会の活性化に向けた市町村支援

支援対象

宇佐市(令和6年度)

支援のきっかけ

・令和6年度の基幹相談支援センター設置に向けた取組と同時に、市の相談支援体制の強化を目指し、 市自立支援協議会の体制の見直しを県のアドバイザーの支援のもとに実施した。

#### 宇佐市の取組

・宇佐市は、令和3年度以降、機能強化事業の中で、委託相談支援事業 所が協議会の「相談支援部会」の事務局や相談支援専門員の人材育成 の役割担うなど、官民協働の協議会づくりの風土を構築

令和6年度

・基幹相談支援センター設置に向けた委託相談支援事業所との協議の中で、自立支援協議会の会議の内容の見直しを行い、より基幹相談支援センターと市が連携を図れるよう、顔の見える関係の構築を目指し、協議会に新たに「基幹相談連絡会」や「共創ミーティング」「多領域連携部会」等を設置



令和7年度

- ・令和7年度の協議会のスタートにあたり、協議会に関わる人が同じ方向を向いて取り組みたいという想いから、協議会の構成員、地域の障害のある方、県下の委託相談、基幹、市町村担当者、県職員等に参加を呼びかけ「キックオフミーティング」を開催
- ・市長に冒頭の挨拶をいただくことで、担当部・課長が異動しても歩みを止めない決意の共有の場とするとともに、他市町村からの参加によって取組の横展開を企図

現在の状況・ 取組の工夫点・ 今後に向けての 取組 ・協議会の「相談支援部会」や令和7年度に新たに設置した「基 幹相談連絡会議」「多領域連携部会」等の事務局は基幹や委託、 行政が共同で運営しており、話し合った内容を協議会の取組に 反映されるとともに、部会で出た意見が、基幹や拠点等の運営 につながっている。

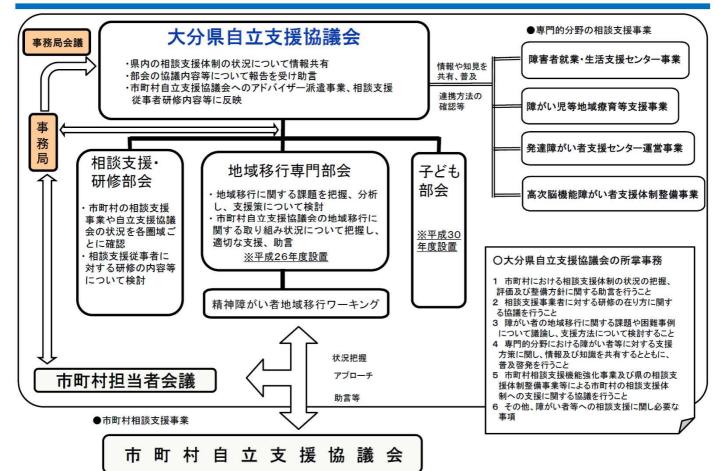
#### 宇佐市自立支援協議会

- ・令和7年4月の基幹相談支援 センター設置を機に、「運営 会議(協議会のエンジン)」 を支える頭脳として「基幹相 談連絡会議」を新たに設置
- ・そのほか新たに「多領域連携 部会」「地域生活支援部会」 等を設置

### 支援による効果・変化

県のアドバイザー派遣(STEP 3)を活用し、基幹相談支援センターの設置に向けた取組、地域生活支援拠点等の機能強化、協議会の体制の見直しを一体的に推進することで、地域づくりに向けた機運醸成につながっている。

### 大分県自立支援協議会について

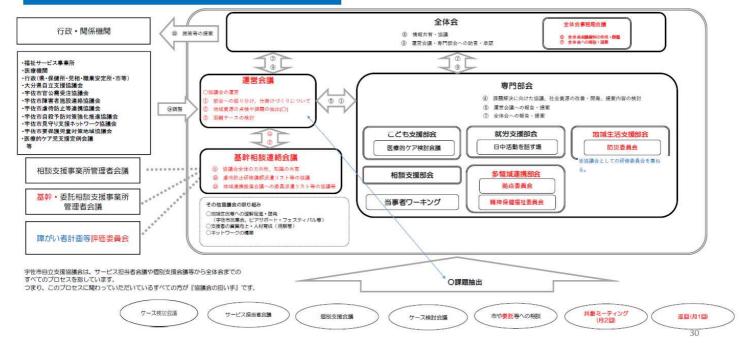


6

### 宇佐市

# 令和7年度 自立支援協議会組織図

### ④協議会への運営への関与を通じた地域づくり



# 【事例2】

# 大阪府

#### 〇府自立支援協議会の市町村支援の基本方針に基づき取組を展開

- ・地域自立支援協議会情報交換会を定期的に開催し、府内市町村の自立支援協議会担当者向けに研修 会の実施や好事例の共有、意見交換等を実施。
- ・アドバイザー派遣事業を核として地域自立支援協議会の課題を抽出・支援を実施する仕組みを構築。
- ・市町村アンケート(毎年度実施)等から市町村が抱える課題を洗い出し、「アドバイザー会議」で 支援対象・方法等を検討。府の自立支援協議会を通じてアドバイザーを派遣。
- ・市町村の要請に基づくアドバイザー派遣も合わせて実施。

#### 管内市町村の状況

- ■市町村数:43
- ・基幹相談支援センター 40市町村に設置
- ・地域生活支援拠点等42市町村に整備
- ・市町村自立支援協議会 43市町村に設置

市町村支援のポイント

平成29年度から地域自立 支援協議会を核とと構築を 域ネットワロ立支援協議 軸に地域自立支援協議 が抱える課題の解決に向 けて、支援を 実施して る。

#### 大阪府自立支援協議会

- ■設置開始年:平成24年
- ■運営(事務局体制):大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課
- ■概要・特徴:
- <部会の構成>

「ケアマネジメント推進部会」「高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会」「就労支援部会」「障がい者虐待防止推進部会」「地域支援推進部会」「発達障がい児者支援体制整備検討部会」「医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会」

- <市町村協議会との連携>
- ・地域自立支援協議会情報交換会を定期的に開催し、府内市町村の自立支援協議会担当者 向けに研修会の実施や好事例の共有、意見交換等を行っている。

#### アドバイザー

- ・派遣型:8名配置(専門性・得意分野を踏まえ、課題に応じて府が振り分け)
- ・アドバイザー派遣事業を核として、地域自立支援協議会の課題を抽出・支援の仕組みを 構築している。
- ・毎年度実施している市町村アンケート等から市町村が抱える課題を洗い出し、「アドバイザー会議」で支援対象・方法等を検討、府の自立支援協議会を通じて派遣している。 また、市町村の要請に基づくアドバイザー派遣も合わせて実施している。

## 【大阪府】基幹相談支援センターの設置に向けた市町村支援

支援対象	A町(令和6年度)
支援のきっかけ	大阪府の基幹相談支援センター設置率は令和6年4月時点で86%であった。未設置のA町では、行政と委託相談、指定特定事業所との間で役割分担が不明確であるとともに、行政とそれら事業所との間で設置に向けた検討の機会が整っておらず、両者が連携した支援を実施する体制に至っていない状況があることから、A町から府へ相談があった。

#### 都道府県の取組 市町村の取組 A町の概要 ・町からの相談を受けアドバイザーを 派遣。相談支援体制(三層構造)の ・基幹相談支援センターの設置に向 ・府内では比較的、小規 説明、委託相談と基幹相談支援セン けて府に相談 模な自治体 ターの役割を明確化 相談支援事業所:3か ・町の相談支援あり方検討会にアドバ ・行政と相談支援事業所が参加する 所(うち2か所が委託相 令和6年度 イザーが月1回参加(府職員も同行) 相談支援あり方検討会を開催し、 ①各事業所が担う役割の検討、② ・基幹相談支援センターの役割と必要 性をアドバイザーから説明するとと 基町全体の課題について相談支援 ・令和8年度の基幹相談 もに、設置に向けたスケジュールや 事業所と意見交換(←基幹相談支 支援センター設置を目指 論点整理、検討すべき事項等につい 援センター設置にかかる仕様書案 し町内で検討中 の検討に必要となるため) て助言

現在の状況・ 取組の工夫点・ 今後に向けての 取組

- ・アドバイザーにより、三層構造の意味、基幹相談支援センターの役割、継続的な支援の体制のあり方等についての説明や整理等の支援を実施。これまでの支援によって、現時点においては、各事業所が抱える悩み、行政が抱える悩みについて一旦、交通整理ができた段階にある。今後は、課題に対する双方の考え方等を踏まえつつ、一緒に考えていく機運を醸成していき、進捗状況等を確認した上で、アドバイザーから具体的なプランニングについて提案する方向で検討中。
- ・基幹相談支援センターの設置に向けた動きが進む中、特に設置に向けた初動段階で苦戦している自治体に対して、議論のきっかけをつくることが重要である。直面している課題全体を俯瞰し、自治体内における官民の関係者の仲介者として府及びアドバイザーによる地道なサポートが不可欠である。

## 【大阪府】地域生活支援拠点等の整備に向けた市町村支援

支援対象	全43市町村(平成28年度~)
支援のきっかけ	・市町村からは、「府は、何をもって(拠点等を)整備したと捉えているのか」「どのような機能を 必要とするのかを、いかなる根拠に基づいて判断すれば良いのか分かりづらい」「(拠点等の)整 備された姿をイメージすることが難しい」といった声が挙がっていた。それらを踏まえ、府として、 地域生活支援拠点等の整備の推進・強化を図る必要があった。

	都道府県の取組
平成28年度~	<ul><li>・府自立支援協議会の地域支援推進部会に設置している「基盤整備ワーキンググループ」において市町村の地域生活支援拠点等の整備促進に向け議論。</li></ul>
平成28年度	・緊急時の受入機能を備えるところから支援に着手。ワーキングで作成した報告書「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて」を市町村へ発出。当面整備すべき機能として24時間の受付体制や緊急時の受入れを提示。
令和元年度	・ワーキングで、拠点等に関する府の考え方を示した「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて」を作成し、市町村へ発出。まず取り組むべきこととして、①緊急時の定義づけ、②登録制の導入、③緊急時の体制整備に向けたネットワークの構築を提案。
令和3年度~	<ul> <li>・地域生活支援拠点等の担当の市町村と拠点を担う基幹相談センターや事業所等を対象に、拠点の理解促進や、自治体ごとの情報共有、相談しやすい関係づくりを目的に意見交換会を実施。自治体による発表やグループワークを実施。</li> <li>・令和6年度、拠点等の各種機能の整備状況や地域生活支援拠点等コーディネーター、拠点の運用状況の検証等について議論。</li> </ul>

### 拠点整備・運用状況の検証

#### 【検証に向けた支援】

- ・府自立支援協議会の地域支 援推進部会に設置している 「基盤整備促進WG」にお いて、地域生活支援拠点等 の機能の充実及び運用状況 の検証・検討の推進に向け て議論。
- ・各市町村の拠点等の運用状 況の検証・検討が進められ るよう、市町村アンケート により把握した検討状況を 府ホームページで公表。
- ※設置42市町村中35市町 村が実施 うち緊急時の受入実績: 14市町村

### 今後に向けての取組

・令和7年4月1日時点で、42市町村が整備済となり、今後、拠点の各種機能を充実させていく段階。

72

- ・意見交換会(自由参加)は、やる気があるところは集まるが、もう少し積極的に参加を促す取組も必要がある(令和6年度の参加市町村は32)。未参加の自治体が支援のアプローチの対象にもなる。
- ・基盤整備促進WGは、地域移行を促進していくための基盤整備促進という大きな枠組みで議論しており、 検討項目の一つとして拠点の整備がある。検証を進める目的で府のホームページに内容を公表しており、 今後、こうしたツールを活用し、より一層、市町村の取組を推進させる方法を検討しているところ。

9

## 【大阪府】(自立支援)協議会の活性化に向けた市町村支援

#### 支援対象

A市(令和6年度)

#### 支援のきっかけ

- ・府自立支援協議会では平成29年度から各地域自立支援協議会の抱える課題の解決に向けアドバイザーを派遣し支援する取組を実施。
- ・A市では、自立支援協議会の効果的な運営、特に協議会の役割である地域課題の抽出や解決方法 の検討について不十分であり、基幹相談支援センターを委託するにあたり、その役割を整理し、 明確にする必要があった。
- ・相談支援体制における三層構造の役割や事業内容、行政と委託事業者の間における役割分担の明確化、円滑かつ効率的な体制構築をどのように行えば良いか等、A市から府へ相談があった。

#### 都道府県の取組

#### 市町村の取組

- ・自立支援協議会の運営状況や相 談支援体制等について、当該市 ヘヒアリングを実施。
- ・アドバイザーを派遣し、行政と 基幹相談支援センター受託事業 所の役割を各関係機関と共有し たうえで、委託相談支援事業所が 抱える課題の聞き取りを実施。
- ・現在の相談支援体制等に関して、 市担当課(=基幹センターを運 営する課)と委託相談支援事業 所を含めて、現状把握と事業検 証を実施。
- ・個別課題の事例検討、地域課題 の抽出プロセスの実践、各委託 相談支援事業所からの事例をア ドバイザーの助言により検討。
- ・相談支援体制における三層構造 の役割分担の整理、確認。

#### 現在の状況・ 取組の工夫点・ 今後に向けての 取組

令和6年

- ・令和7年度も引き続き月1回の訪問による支援を継続している。 相談支援体制の現状を検証し、現在、課題抽出を行いながら、 市、基幹、委託事業所、主任相談支援専門員の役割を整理して いるところ。
- ・今後の役割分担や協議会の運営方法についても、引き続き、体制整備と円滑な運営につなげていく予定である。

#### A市

人口:約77,000人 基幹相談支援センター:設置 地域生活支援拠点:整備

#### 支援による効果・変化

以前は、一つひとつの事例検討に 時間がかかっていたが、アドバイ ザーの指導で、方法・手順等が整 理され、検討に要する時間が半分 程度になり効率化できた。

また、委託により基幹相談支援センターを設置するにあたり、委託相談との役割分担を明確にする必要があったが、アドバイザーの支援により、設置にむけた準備がうまく進みつつある。(A市)

11

### 大阪府障がい者自立支援協議会(親会)と各部会の機能分担

【大阪府全域における支援体制の整備】

### 大阪府障がい者自立支援協議会(親会)

方向性 連高 【地域生活を支えるサービス基盤の整備】 地 精域 携次 会達 地域支援推進部会(基盤整備WG) 調脳 障 障援 整機部能 が が推 【地域生活を支える権利擁護】 が者地で 会障 児 ケアマネジメント推進部会 者支援 が 域会 障がい者虐待防止推進部会 連絡調整 相 移 体制 談 医療的ケアを要する重症心身障がい児者 行 支援 推 等支援部会 整備 進 体 W 【就労等を通じた自立支援】 制 検 G 討 就労支援部会 政策課題への対応 障がい種別ごとの対応

12

### 【事例3】

# 高知県

#### ○行政(県担当部署)による積極的な市町村へのアウトリーチ

- ・県自立支援協議会「相談支援体制づくり部会」が市町村自立支援協議会との接続口となり課題共有。
- ・県担当部署の適格な現状分析のもと「相談支援アドバイザー事業」を通じて、市町村に対する個別 支援を実施。アドバイザーは各市町村の自立支援協議会に参加、「アドバイザー連絡会」(県担当 者も参加)で情報共有。
- ・中土佐町、四万十町において、共同で地域生活支援拠点等の整備のあり方を検討。

#### 管内市町村の状況

■市町村数:34

- ・基幹相談支援センター
  - 14市町村に設置
- ・地域生活支援拠点等 14市町村に整備
- ・市町村自立支援協議会 34市町村に設置

#### 高知県自立支援協議会

■設置開始年:平成20年1月

- ■運営(事務局体制):直営(事務局:高知県障害福祉課)
- ■概要・特徴:
- <部会の構成>

相談支援体制づくり部会、人材育成部会、子ども支援部会、就労支援部会、強度行動障害支援部会(別添資料参照)

- <市町村協議会との連携>
- ・県自立支援協議会の「相談支援体制づくり部会」が市町村自立支援協議会・専門部会と の接続口となり、課題を共有し、広域的な整備を検討する。
- ・「相談支援体制づくり部会」の活動は「相談支援アドバイザー事業」を通じて、市町村 に対する個別支援として具体化する。

#### 市町村支援のポイント

県障害福祉課が市町村へのアウトリーチを積極的に実施し、アドバイザー事業等による市町村支援につなげている。

#### アドバイザー

- 配置型を基本として派遣型運用も可能:7名配置
- ・県では「相談支援体制づくり部会」で市町村の協議会活性化を一つのテーマにしており、 アドバイザーは、各市町村の自立支援協議会に参加し、協議会の活動状況に関する情報収 集を行っている。
- ・収集した情報は、概ね3ケ月に1回開催する「アドバイザー連絡会」(県の担当者も参加)で共有するとともに、県自立支援協議会の「相談支援体制づくり部会」においても共有される(メンバーはほぼ重複する)。

# 【高知県】基幹相談支援センターの設置に向けた市町村支援

支援対象

全34市町村(令和5年度~)

支援のきっかけ

- ・前障害福祉計画で県内全域での設置を目標としていたが県として取組が進んでいなかった。
- ・未設置の市町村の中には、設置に向けた検討がされておらず、基幹相談支援センターの役割や必要性についての理解がされていない市町村もあった。

#### 都道府県の取組

令和5年度

- ・県内の市町村の状況を把握するため、基幹設置に向けた検討資料を作成の上、未設置市町村と1対1でZoomで意見交換(委託設置を検討の市町村は財政担当者にも参加してもらう)
- ・設置要綱、委託契約書のひな型を県で作成し提供



令和6年度

- ・協議会の部会の意見を踏まえ、8つの圏域ごとに複数市町村に集まってもらい意見交換会を開催。市町村同士の情報交換・意見交換も実施
- ・設置意向調査(年2回)の実施、予算に係る市町村からの相談対応



令和7年度

・市町村向けの研修会を開催した後、設置を前向きに検討しているいく つかの市町村に対し個別支援を実施予定 取組内容を県自立支援協議会の相 談支援体制づくり部会に報告した ところ、「設置が目的とならない ように」「トップダウン型ではな くボトムアップ型で市町村に寄り 添いながら体制整備の支援をして いくべき」との意見があった。

各市町村の現状と課題を把握することができた。

参加した市町村も、他の市町村と の意見交換により、どんなことで 躓いているのかなどを共有するこ とができた。

#### 取組の工夫点・ 今後に向けての取組

- ・コロナ禍+人事異動により県の協議会等の活動が止まり、市町村の状況を把握できていなかったことや、 基幹設置・拠点整備に向けた支援に当たって、現状把握が不十分のまま「法改正によって努力義務と なったので整備を」といった形のアナウンスに止まっていた。そこで、市町村との意見交換会を開催す ることで、市町村(圏域)の現状と課題について聞き取りを行った。
- ・市町村において具体的な検討ができるよう、検討資料や要綱等のひな形を県で作成するとともに、市町村における予算要求に際して、補助金の活用についての相談対応を適宜実施している。
- ・基幹設置が完了している市町村については、県主催で連絡会を開催し、機能強化や情報共有を図ること を検討している。
- ・相談支援の報酬制度や加算等の活用についても各市町村に情報提供をしていけるよう検討している。

14

13

## 【高知県】地域生活支援拠点等の整備に向けた市町村支援

#### 支援対象

中土佐町、四万十町(令和6年度)

#### 支援のきっかけ

- ・人材確保が困難であるという課題に対する方策について以前から相談支援事業所(中土佐町1 か所、四万十町2か所)で情報交換・意見交換を行っていた。
- 「複数事業所の協働による機能強化加算」について勉強会をしてほしいとの相談が事業所から 県にあった。

#### 都道府県の取組

#### 市町村の取組

#### R7年2月

- 「複数事業所の協働による機能強 化加算」の勉強会において、制度 の概要や必要となる要件等を説明
- ・機能強化加算を取るためには、前 提として地域生活支援拠点の整 備が必要であることを確認



R7年3月

- ・県内の拠点整備済市町村の体制情報の一覧を作成・提供
- ・情報を参考にしながら拠点整備の 体制について相談支援事業所で案 を作成



R7年4月

- ・2 町による第1回検討会に参加。 既整備自治体の要綱や各種様式を 参考として提供
- ・第1回検討会を開催
- ・拠点整備の案をもとに意見交換



R7年6月

・2町による第2回検討会に参加

- ・第2回検討会を開催
- ・障害福祉計画上で令和8年度末ま での整備を目標として検討中。

#### 取組の工夫点・ 今後に向けての 取組

- ・未整備市町村において具体的なイメージを持ってもらうため、中土 佐町・四万十町における検討プロセスを他市町村にも横展開することを検討している。
- ・拠点整備が完了している市町村については、県主催で連絡会を開催し、機能強化や情報共有を図ることを検討している。

#### 中土佐町

人口:約5,200人 相談支援事業所:1か所 基幹相談支援センター:

直営・単独設置

#### 四万十町

人口:約14,000人 相談支援事業所:2か所 基幹相談支援センター:未設置

#### 支援による効果・変化

2町の協議の場を持つことができたことで、地域の相談支援事業所と設置に向けた具体的な検討を行うことができた。(中土佐町)県や相談支援事業所と一緒に協議することで現状の整理方法や今後必要となる論点(共同設置・単独設置、拠点登録等)が明確にならた。第三者の立場から意見をもうことができた。(四万十町)

15

## 【高知県】(自立支援)協議会の活性化に向けた市町村支援

#### 支援対象

全市町村(令和6年度)

支援のきっかけ

・コロナ以降、協議会が数年開催されていない市町村がある、また、開催されている市町村でも 協議会が「検討の場」ではなく「単なる報告会」になってしまっているという状況について、 圏域に配置している相談支援アドバイザーから報告があった。

#### 都道府県の取組

R6年1月

・県自立支援協議会(相談支援体制づくり部会)にて、「(自立支援)協議会の設置・運営ガイドライン(案)」の内容を確認しながら、県による市町村協議会の活性化に向けた支援策を検討



R6年4月

- ・「(自立支援)協議会の設置・運営ガイドライン」(令和6年3 月厚生労働省)の内容を基に、市町村自立支援協議会の進め方 (ひな形)やセルフチェックシートを県で作成し、市町村に提供。
- ・市町村協議会の開催状況等の現状把握のためアンケート調査を実施。



R6年12月

・市町村へのアンケートで、県から提供したひな形やセルフチェックシートの活用状況を調査したところ、複数の市町村から「協議会の機能強化に向けた運営の見直しに活用した」という回答があった。

セルフチェックシート



1940	取進內容	現状	実施
1897	企復在化した地域ニーズを可提化し、関係者が共有・協議することで情報を設在化させる		
	②サービス担当者会構における投割分担と投動		т
	③各株関の地域資源の株能を共有することや、水められる株能への評価		
	②値別支援の検討に関する情報共有(本人同意のもと号配義務が算された状況で地域の支援体制の検討)		т
	3/四計大技事業者による情報発信		
	②他別支援事業者は、プライバシーに配慮したうえて、他別支援事業活動報告として信酬会で共有		
:552	②分野を超えたネットワークの構築 (併譲・医療・福祉・教育・労働・企業・司法)		-
	②分野ごと(伊健・医療・福祉・教育・労働・企業・同治)の資源の共有化と整合性の確認		
	②は課金の事務用金額における地域開館の監理		
	②機種解決に向けての単段とプロセスの確認(専門部会の設置、研修などの普及指角、新分野の参属など)		-
(869)	D/接続会を通じて実現していく資源の開発及び改善 (インフォーマルな「形のない支援」、フォーマル支援)		
	②サービス担当者会議等を通じて地域の課題を集権、協議会での共有		
	(3個種経決に対けて検討する「専門部会」の設置		-
	京資源開発・改善に向け、全体会を通じての提案		
	②地域影響に基づいた、資源の開発・助春の機能(不町村や事業所の検討や取組、報告を受け必要な標準を行う)		
-教育	②利用者、支援者、地域などの構成員の資質向上に必要な地域課題に基づく研修		
	②自立支援協議会の機切員の資質向上のための研修		
1億11日期	②本人のニーズを実現する視点でどのような支援や取組が展開されたかの課題の確認		$\Box$
	②権利侵害的止の成立(関係総関等における役割分指や連携方法の協議、課題の共有と虐待防止ネットワークの情報)		
邻面	②利用者を申心とした支援のネットワーク評価(定期的な事所検討会、モデル事例の発行、評価基準(無償)の提供、利用者表足規算室、データの票債化、管債を付及び処理が制め整備など)		
	立地域の倍酸、固設、無因等の評価(活動実別制金及び調査結果の終析、ベストプラクティスの差定、利用金額室の機関別解析 共適のアクシデント・インシデント対策の整体、必要なNPO隣接の提案)		

取組の工夫点・ 今後に向けての取組

- ·基幹相談支援センターが各市町村の協議会の運営に関与し、地域生活支援拠点の運営状況も含めた地 域課題を把握してもらうことを期待する。
- ・そのうえで、県主催で基幹相談支援センター連絡会を実施し、各市町村の相談支援体制等の現状を把握し、県協議会において課題解決に向けた検討が行える体制を構築していきたい。

# 高知県自立支援協議会及び専門部会について

資料1 R7 2 12

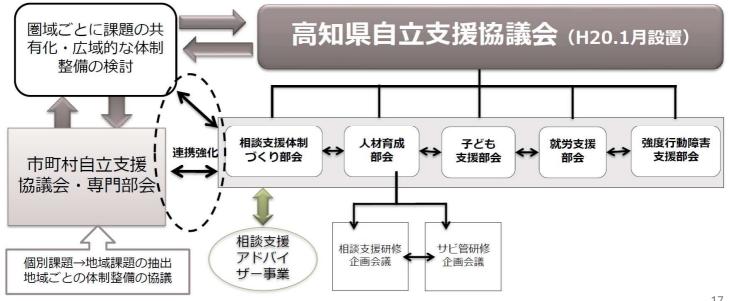
### ■高知県自立支援協議会(平成20年1月設置)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 市町村の相談支援体制の状況把握及び整備方策に関すること
- (2) 相談支援従事者の人材育成及び研修のあり方に関すること
- (3) 社会資源についての情報の共有並びに開発及び改善に関すること
- (4) その他協議会が必要と認める事項

- ○自立支援協議会の活性化 (県・市町村)
- ○相談支援専門員・サービス 管理責任者等の人材育成
- ○障害児支援に関わる人材育成
- ○一般就労の促進、就労継続支援 事業所の工賃等の向上

重 点 事 項



# 【事例4】 沖縄県

### ○圏域アドバイザー、コラボレーター、圏域推進員が圏域単位で市町村を支援

- ・県内5圏域に「圏域自立支援協議会(事務局:福祉事務所)」を設置。
- ・県自立支援協議会に「圏域アドバイザー連絡会議」を設置。課題を共有し、圏域アドバイザー(北 部、中部、南部)が圏域単位で市町村を訪問(島しょ部の圏域(宮古、八重山)もカバー)。
- ・西原町(南部圏域)の基幹相談支援センターのあり方を検討(直営から委託に移行)。
- 支援プロセス通じて、コラボレーターを次期圏域アドバイザーとして育成。

#### 管内市町村の状況

- ■市町村数:41
- ・基幹相談支援センター 26市町村に設置
- 地域生活支援拠点等 22市町村に整備
- ・市町村自立支援協議会 35市町村に設置

#### 沖縄県自立支援協議会

- ■設置開始年:平成19年4月
- ■運営(事務局体制):沖縄県生活福祉部障害福祉課
- ■概要・特徴:
- <部会の構成>

圏域アドバイザー連絡会議、相談支援・人材育成部会、住まい・地域支援部会

- <市町村協議会との連携>
- 県自立支援協議会と圏域内の市町村自立支援協議会の接続口として、県内5圏域(北部、中 部、南部、宮古、八重山)に、圏域自立支援協議会(事務局:福祉事務所)を設置している。
- 事務局機能を発揮するため、圏域アドバイザー、コラボレーター(アドバイザーの補佐)。 圏域推進員が福祉事務所と連携し、市町村の情報共有、課題の集約、部会議事事項の整理を 行い、各部会の活動をサポートしている。

#### 市町村支援のポイント

アドバイザーの人材育成 の仕組みを組み込んだ 「圏域アドバイザー、コ ラボレーター、圏域推進 員」の3層の体制により、 圏域単位で離島・小規模 市町村を支援している。

#### アドバイザー

- ・月1回開催する圏域アドバイザー連絡会議において、圏域ごとの課題の共有や、県全体で協 議すべき事項を整理する。また、市町村に直接入り、1年を通じて協議会、基幹、拠点に対 する助言を行っている(宮古、八重山の離島圏域はアドバイザーが不在のため、3名のアド バイザーを派遣している)。
- ・コラボレーターは次期アドバイザーであり、活動を通じて人材を養成する形になっている。
- ・また、県の自立支援協議会の下に設置した圏域自立支援連絡会議にアドバイザーが配置され、 福祉事務所と連携し会議の運営を行っている。アドバイザーの下に推進員を置き、福祉事務 所のサポートとアドバイザーの補佐を行うことで圏域単位の会議の充実を図っている。

### 【沖縄県】基幹相談支援センターの設置等に向けた市町村支援

支援対象

全41市町村(令和6年度)

支援のきっかけ

・41市町村中15市町村が離島自治体であるため、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点 等の整備について、圏域単位の検討を促進する必要がある。

#### 都道府県の取組

- ・国の予算等を活用した県主催の研修等の企画・実施
- 令和6年度 ①市町村職員向け地域生活支援拠点等整備・運営に係る研修(令和6年11月)
  - ②沖縄県基幹相談支援センター連絡会及び基幹相談支援センター設置に向けた意見交換会の実施(令和7年2月)

	基幹相談支援センター	地域生活支援拠点等
10月		・協議会ワーキングにおいて研修内容の検討
11月		・市町村向職員け地域生活支援拠点等整備・運 営に係る研修会開催(1日)
12月	・協議会ワーキングにおいて課題整理、連 絡会内容の検討	・研修時の質疑応答をQ&Aに整理
1月	・アドバイザー連絡会議において課題整理、 連絡会内容の検討	・取組が進んでいる市町村に拠点整備状況シー トの作成を依頼
2月	<ul><li>・市町村アンケート実施(設置状況調査)</li><li>・基幹相談支援センター連絡会・基幹相談 支援センター設置に向けた意見交換会</li></ul>	・市町村アンケート実施(整備状況調査)
3月	・連絡会資料、アンケート結果を取りまと めて全市町村に展開	・好事例集とQ&Aををまとめて地域生活支援拠 点に関する手引きとして全市町村に配布

#### 圏域単位の取組へ展開

- ・県の研修会等を受けて、 各圏域自立支援連絡会議の 相談部会で、研修会を振り 返り、圏域アドバイザーが検討、調 整し、取組の体制や進捗が 芳しくない市町村に圏域ア ドバイザーが出向き、あ をする体制をとっている。
- ※圏域アドバイザー連絡会 を毎月開催(チームとして 各地域の課題、支援のノウ ハウを共有)。
- │ ⇒地域に求められるアドバ │ イザー機能のメンテナンス。

取組の工夫点・ 今後に向けての取組

- ・県が収集した情報は整理し、取りまとめた上で、適宜、全市町村にフィードバックしている。
- ・全県を対象とした研修や各種事業の目的、意図を圏域単位の取組として引き継ぎ、地域の実情、実態に応じた支援、圏域内・圏域間の連携を図りながら推進する体制となっている。
- ・基幹相談支援センターが未設置、また、地域生活支援拠点等が未整備の市町村に対しては、引き続き、制度や運営方法に関する助言等、設置・整備に向けた具体的な支援を継続的に行っていく。

# 【沖縄県】圏域自立支援連絡会議、圏域アドバイザーによる市町村支援

支援対象

北部圏域(9市町村(1市8町村))

支援のきっかけ

・北部圏域は、9市町村で離島が3つあり、名護市(人口6万人)は基幹を単独設置をしているが、 人口の少ない離島も含めた8町村でどのように基幹を設置していくかが課題となっていた。

#### 県・北部圏域の取組

#### 北部圏域8町村の取組

- ・県が実施してきた基幹相談支援センター 設置に向けた研修会において、未設置市 町村が具体的なイメージを持つことがで きるよう、設置済み市町村の情報を提供。
- ・圏域アドバイザーが市町村自立支援協議会(相談部会)へ参加し、行政担当者、 委託相談支援事業者と基幹相談支援センター設置に向け継続的に協議。
- ・複数町村(8町村)の関係者の協議を 経て、8市町村が共同で複数事業所 (3事業所)へ基幹相談支援センター に業務の委託を決定。
- ・令和7年4月、人口規模、相談支援専門 員、主任相談支援専門員の配置状況を 勘案し、北部圏域8町村において単独 契約・共同設置の形で基幹相談支援セ ンターを設置。
- <市町村自立支援協議会の活用>
- 基幹相談支援センター設置、地域生活支援拠点等整備については、市町村自立支援協議会相談部会等で協議を続けてきた。
- 人口規模の少ない町村部でもできることはなにか等、絶えず話題にすることによって、行政担当者、相談支援専門員の意識付けを行うことができた。
- \_\_\_\_\_ <相談支援体制整備の強化>
- ・また、市町村自立支援協議会「人材育成部会」では、基幹を中心に市町村と連携し、人材育成を実施(個別事例から地域づくりを検討)
- ⇒「事例検討で行政と事業者がつながり やすくなっている」(市町村の声)

77

#### 北部圏域

人口:約10万人

9市町村(1市8町村)

名護市は人口約6万人、

8町村(離島3)は人口の少ない

地域(人口:約3万9千人)

国頭村 4,504人

・大宜味村 3,044人 ・東村 1,752人

· 今帰仁村 9,364人

· 本部町 13,002人

<離島>

- · 伊江村 4,366人
- · 伊平屋村 1,213人
- · 伊是名村 1,308人

取組の工夫点・ 今後に向けての取組

- ・小規模市町村の特徴として、障害福祉担当者が他の業務との兼務が多く、状況によっては障害福祉に関する事項が後回しになってしまうことがある。
- ⇒そこで、圏域アドバイザーが各町村を個別訪問し、自立支援協議会(相談部会)に参加。国や県、 他市町村の情報を提供するとともに、基幹相談支援センター設置に関する事項を検討議題に上げ、 協議の場において伴走的な支援を継続していく。

# 【沖縄県】圏域自立支援連絡会議、圏域アドバイザーによる市町村支援

#### 支援対象

中部圏域(11市町村(3市3町5村))

支援のきっかけ

・圏域内の市町村では、従来、委託相談の契約の中に自立支援協議会の運営を謳っている場合が多く、 基幹相談支援センターの役割と委託相談の役割の相違が分かり難くなるとの懸念から設置の出足が 遅かった。また、地域生活支援拠点等の整備については5つの機能を一体的に整備する必要がある とのイメージが強く、なかなか拠点の整備が進まない状況があった。

#### 県・中部圏域の取組

#### ・県自立支援協議会「相談支援・人材育成部 会」のケアマネワーキングにおいて市町村 職員向けの新任者研修会を企画。

- ⇒異動してきた担当職員を対象に、毎年6月 ~7月に開催。行政、基幹、委託相談の役 割・機能等の理解促進。
- ・「相談支援・人材育成部会」で年2回の相 談支援専門員を対象とする研修会を実施。
- ⇒相談支援専門員に対する適切なフォロー アップとリーダー育成の体制の構築。

• 圏域アドバイザーが圏域相談支援部会

の開催や市町村巡回を通じて、拠点の

整備状況の確認、拠点の概念と必要性

を説明。地域の複数法人の共同企業体

による基幹の受託方式等について紹介。

- て圏域連絡会議と同様の部会を設置 圏域と市町村が連動した包括的な支 援体制の構築が進展。(H30年頃) ・自立支援協議会の機能強化を支える
- ・目立支援協議会の機能強化を支える 基幹相談支援センターの設置が進む 中、小規模市町村において人材の確 保と体制整備が進まない状況(H1~ H7)。

市町村の取組

・圏域連絡会議の発足にあわせて、各

市町村の地域自立支援協議会におい

・相談支援専門員の定着率の悪さ(3年 程度でリタイアするケースが多い)に 対する危機感が、基幹設置の必要性の 理解と意識転換の契機となる。

#### 中部圏域

人口:約52万人

11市町村(3市3町5村)

3市で約36万人、圏域の7割

を占める

町村は、約4万人(読谷村)から約6千人(宜野座村)となっている

#### 取組の工夫点・ 今後に向けての取組

- ・相談支援専門員の定着率に課題がある中、基幹未設置の市町村への支援をどのように進めて いくかが課題である。また、設置済みの市町村では人材育成と世代交代が課題となる。
- ⇒現在の委託相談の経験者(相談支援専門員)が基幹を引き継ぐことになるが、その際、委託 相談の空洞化が懸念されることから、早急に2~3年の時間をかけて、委託相談の人材育成 と定着のための仕組みづくり、また、そのための自立支援協議会事務局機能の強化を目指す。

# 【沖縄県】圏域自立支援連絡会議、圏域アドバイザーによる市<u>町村支援</u>

#### 支援対象

南部圏域(16市町村(5市5町6村))

支援のきっかけ

・南部圏域は、町村・地域が基幹設置や拠点整備について「何から着手するのがよいかかわからない」町村が多かった。情報の不足、行政、委託相談、計画相談それぞれの共通理解を図っていくかが課題であった。

#### 県・南部圏域の取組

・県協議会、圏域連絡会から圏域内市町村 に対して情報発信、説明会の実施、アド バイザーの巡回訪等、連続的な一連の支 援を通じて、先駆的に取り組んでいる市 町村の紹介、市町村間のネットワークづ くりに向けた「繋ぎ」。

#### 市町村の取組

- ・県自立支援協議会や圏域自立支援連絡会、全体会や部会を対面とオンライン開催によって、離島町村の参加が 定着。
- ・粟国村が本島内の相談支援事業所に委託し、3年かけて自立支援協議会を立ち上げている。
- ・粟国村が伊江村を視察、交流を行った。
- ・西原町、南風原町、与那原町、八重瀬町が連携を深め、4町会議を定期的に開催。
- 行政が単独で決定し、スタートした基 幹センターは、現場の計画相談員と上 手く連携が取れないことが多い。
- ⇒基幹相談支援センター・地域生活支援 拠点を整備する前に市町村自立支援協 議会で十分話し合うことの重要性につ いて、市町村に継続的に提案。
- 基幹相談支援センターは協議会の中で 話し合い、直営から委託に代わってい るところ、複数の事業所に委託をした ところ等がある。
- ・地域生活拠点部会を立ち上げ、モデル 事例をあげて話し合っている市町村が ある

### 南部圏域

人口:約74万人

16市町村(周辺離島町村を含め5市5町6村)

本島内で9市町村、離島で7町村 中核市の那覇市(人口約30万 人)から渡名喜村(約330人)

まで人口規模の開きが大きい圏域



取組の工夫点・ 今後に向けての取組 ・町村には基幹相談支援センターを直営で設置するところが多く、行政が抱え込んでしまい、現場とうまく連携が取れない等の課題がある。

⇒自立協議会の中で「どんな相談支援体制をつくっていくか、そのために委託運営を含め、どのような基幹運営があり得るのか」等を議論し、計画的、段階的に取り組めるよう助言と伴走的支援を続けている(西原町を参照)70また、引き続き離島町村への支援のさらなる充実をめざす。

22

## 【沖縄県】基幹相談支援センターの設置等に向けた市町村支援

#### 支援対象

西原町 (南部圏域)

支援のきっかけ

・地域の相談支援体制の整備に関連して「指定特定相談支援事業所間一体的管理運営」の協定締結に 係る実務上の課題等について、相談支援事業所と行政が議論する場が持てない状況にあった。また、 自立支援推進協議会においては、地域課題の抽出から対応策の検討に向けた手順が十分に確立され ていなかった。

#### 西原町の取組

・指定特定相談支援事業所間一体的運営管理に関する理解を促すため、町 と事業所で勉強会等を開催し利点の確認等を行う。

## 令和6年度

- ・地域へ行政と基幹相談が出向き、顔の見える関係をつくり、地域より声 をだしやすい地域体制を整える。
- ・自立支援推進協議会の進め方の検討及び個々の課題から地域課題を抽出 できる体制づくりの推進(今後)。

#### 西原町自立支援協議会の活動

- ・基幹相談支援センターと市町村(自立支援協議会事務局)が月1回定例会を持ち、自立 支援協議会の各専門部会の運営に関する打ち合わせ、拠点についての役割分担の確認 等を実施。
- ・地域拠点等の整備に関する理解促進のための説明会を実施。
- ・令和7年度より登録事業所を増やすため、相談部会で協議し、利用者登録、事業者登録までのステップの可視化とアプローチ方法について検討。

取組の工夫点・ 今後に向けての 取組

- ・令和7年度から基幹運営を委託した相談支援事業所では人員体制を強化するとともに、委託相談との役割分担と連携、行政との協働による運営体制づくりを意識的に推進している。
- ⇒基幹相談支援センターが中心となり自立支援協議会(各専門部会)で課題の抽出、対応策の検討・取り組むことにより、地域 事業所の人材育成・スキルアップと連携を強化していく。

#### 西原町

人口:約35,000人

■基幹相談支援センター:設置 平成31年(単独:令和7年度

より委託)

■地域生活支援拠点:整備 令和3年度(単独:面的整備) ■自立支援協議会:設置 平成24年度(単独:直営)

#### 支援による効果・変化

23

### 沖縄県障害者自立支援協議会

# 沖縄県自立支援協議会(障害者総合支援法的の8①)

#### 【役割】

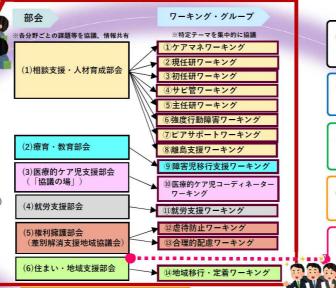
- ① 地域の実態把握・情報共有 ② 地域の支援体制のバックアップ
- ③ 全県的課題の把握・助言
- ④ 専門的分野の支援法策の普及
- 5 人材育成

#### 【構成員(19名)】

- ① 相談支援事業者 (2)
- ② 障害福祉サービス事業者(1)
- ③ 保健・医療関係者(2)
- ④ 教育・雇用関係機関 4 ⑤ 障害者関係団体の代表者 2
- ⑥ 障害者等及びその家族(2)
- ⑦ 市町村 (2)
- ⑧ 学識経験者(1)
- ⑨ 知事が必要と認める者(3) (圏域アドバイザー)

#### 圏域アドバイザー 連絡会議 (地域生活支援事業)

- ○アドバイザーは、各圏域の市町村や事業所等の 支援、情報収集、調整等を行いつつ、各部会、 ワーキング、関係機関等への関与を通じ、県全 体の取り組みと地域との連携を図る
- ○推進員を各圏域に配置し、圏域自立支援連絡会議の運営や市町村からの情報収集等により地域の支援体制の構築を図る



【関係する協議会・機関等(抜粋)】

- ○沖縄県障害者施策推進協議会 (障害者基本法36①)
- ○沖縄県発達障害者支援センター (地域生活支援事業)
- ○障害者就業・生活支援センター (地域生活支援事業※生活支援分)
- ○沖縄県居住支援協議会 (住宅セーフティーネット法51①)
- ○沖縄県精神障害者にも対応した地域 包括ケアシステム構築推進連絡協議会 (地域生活支援事業)

各圏域自立支援連絡会議 (事務局: 各圏域福祉事務所) ※各圏域ごとの課題等を協議、情報共有

部会 (1)相談部会

(北部、中部、南部、宮古、八重山) (2)蔣育·教育部会

(北部、中部、南部、宮古、八重山)

79

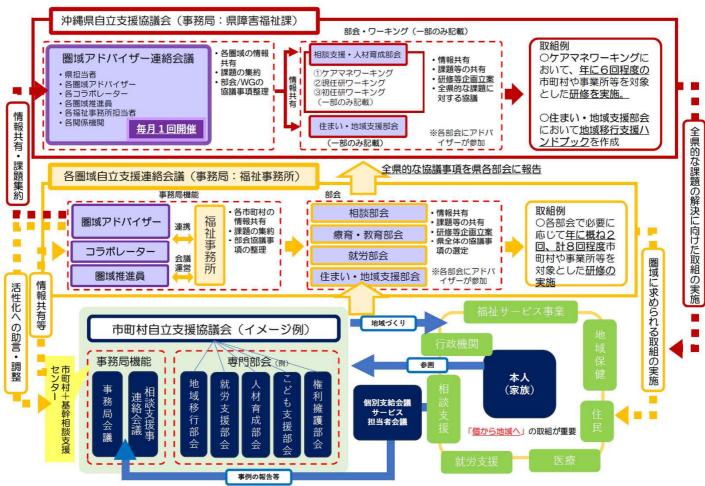
《各圏域ごとの課題等を協議、情報共有

(3)就労部会
(北部、中部、南部、宮古、八重山)

(4)住まい・地域支援部会

(北部、中部、南部、宮古、八重山)

市町村自立支援協議会 (障害者総合支援法89の3①)



自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

# 【事例 5】 新潟県

#### ○地域のネットワークを活かした福祉圏域を単位とした持続的な支援体制の再構築

- ・県自立支援協議会に専門アドバイザー等が参加する「圏域部会(連絡調整会議)」を設置、市町村 自立支援協議会との接続機能を担う。
- ・基幹相談支援センターの設置の進展を踏まえ、令和4年度から市町村の要請に基づく派遣型専門ア ドバイザーへ変更。
- 専門アドバイザーが築いてきた地域のネットワークを活かし、基幹相談支援センター、市町村職員、 専門アドバイザーとの連携による地域づくりを圏域単位で主体的に推進していく体制を再構築。

#### 管内市町村の状況

### ■市町村数:30

- ・基幹相談支援センター 16市町村に設置
- ・地域生活支援拠点等24市町村に整備
- ・市町村自立支援協議会 30市町村に設置

#### 新潟県自立支援協議会

- ■設置開始年:平成18年
- ■運営(事務局体制):新潟県障害福祉課
- ■概要・特徴:
- ・県自立支援協議会の担当者会議において、圏域の課題を抽出、共有し本会につなげる。
- <部会の構成>
- · 圏域部会(連絡調整会議)、精神障害者支援体制構築部会、就労支援部会、療育支援部 会、権利擁護部会、研修企画WG
- <市町村協議会との連携>
- ・県自立支援協議会と福祉圏域内の市町村自立支援協議会の接続口として、県内7圏域に 連絡調整会議(本会議と複数の部会で構成)を設置している。

### 市町村支援のポイント

これまで作り上げてきた 専門アドバイザーと地域 のネットワークを活かし 福祉圏域を単位とした安 定的・持続的な支援体制 の再構築を進めている。

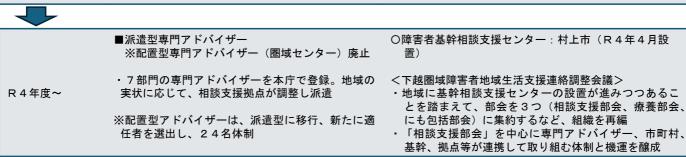
#### アドバイザー

- ・派遣型:24名配置(登録制:相談支援体制整備、発達障害者地域支援体制整備、障害 児等療育支援体制整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築、権利擁護体 制整備、強度行動障害支援体制整備、リハビリテーション支援体制整備の7部門)
- ・基幹相談支援センターの設置が地域で進んでいなかった時代は、県内の7つの圏域に専門アドバイザーを配置(平成19年度~)していたが、地域に相談支援の中核を担う基幹相談支援センターの設置が進んできたことから、令和4年度からアドバイザー登録制とし、市町村の要請に応じて派遣する派遣型へ切り替えた。
- ・専門アドバイザーは、圏域の連絡調整会議や相談支援部会等に参加し、基幹や拠点と連 携し、相談支援体制に係る課題に取り組む。

## 【新潟県】アドバイザー制度の見直しによる市町村支援

支援対象	連絡調整会議、市町村
支援のきっかけ	・地域に相談支援の中核を担う基幹相談支援センターの設置が進んできたとを踏まえ、これまで専門 アドバイザーが築いてきた地域のネットワークを活かした地域づくりを圏域単位で主体的に推進し ていくための体制を再構築する必要があった。

	アドバイザー制度	下越圏域の取組事例
H 1 9 年度 ~ R 3 年度	■配置型専門アドバイザー(圏域センター) ・療育部門(~R3年度) ・相談支援部門(~R3年度) ・地域移行部門(~R3年度)	<ul><li>○市町村障害者基幹相談支援センター:新発田市(R2年4月設置)、胎内市(R3年4月設置)</li><li>&lt;下越圏域障害者地域生活支援連絡調整会議&gt;</li></ul>
₩₩₩	※専門アドバイザーは、20名配置(7圏域合計)	<ul><li>事務局会議、4部会(療育部会、地域移行支援部会、相談支援部会、事業所部会)、就労支援連絡会議などで構成</li></ul>



取組の工夫点・ 今後に向けての取組

- ・連絡調整会議は、市町村自立支援協議会の課題を洗い出し、圏域単位で情報を共有する。さらに圏域 の課題は、県自立支援協議会の圏域部会で共有される。
- ・圏域、市町村によって取組に差がある。市町村の文化、今まで積み重ねてきた圏域の歴史を尊重した うえで、各圏域の下地を活かし、主体的な取組を支援する専門アドバイザー制度の構築をめざす。

## 【新潟県】基幹相談支援センターの設置等に向けた市町村支援

支援対象	全30市町村
支援のきっかけ	<ul> <li>・基幹相談支援センターの設置効果、設置のための行程や方法が分からず、設置に踏み切れない市町村があった。</li> <li>・地域生活支援拠点等の整備の効果、整備のための行程や方法が分からず、整備に踏み切れない市村があった。</li> <li>・基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備後の検証や評価、改善に向けた取組を進める必要があった。</li> </ul>

# 都道府県の取組 ・令和6年度から、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の設置・整備促進に向けた市町村担当者会 \*を実施している

R 6年度~	・市町村、圏域によって状態は様々であることから、国が行っている全国ブロック会議だけではなく、新潟県本の取組として、新潟県内の好事例を収集、共有し、基幹の設置や地域生活支援拠点等の整備促進の参考情報を提供し、市町村の体制の維持・強化を図っている。			
	県の取組	市町村の取組		支援による効果・変化

81

#### ・基幹相談支援センター及び地 域生活支援拠点等の設置・整 備促進に向けた市町村担当者 R6年度~

会議を実施し、県内の取組の 好事例の共有 (令和6 年度)

・下越圏域において、職員の資質 向上やネットワークの強化を目 的として、他県から講師を招聘 し、研修を実施

(令和8年度予定)

#### 文援による効果・変化

27

市町村を対象に県独自の研修の 場(市町村担当者会議における 県内好事例の共有)を設けるこ とで、各市町村の現状のふり返 りや他自治体との情報共有につ ながった。

#### 取組の工夫点・ 今後に向けての取組

- ・基幹相談支援センターと市町村(自立支援協議会)が連携して市町村ごとの強みや地域課題 等を把握し、課題解決に向けて取り組むとともに、圏域単位でも情報共有しお互いをサポ-トしながら、市町村の単位を超えた広域的な体制整備を進めていくことに期待する。
- ・基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の設置状況及び人口規模に配慮したグループ分 けを行った上で、意見交換会を実施した。

#### (自立支援)協議会の活性化に向けた市町村支援 【新潟県】

#### 支援対象

下越圏域障害者地域生活支援連絡調整会議(新発田市、村上市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村)

#### 支援のきっかけ

- ・アドバイザーの個人的ネットワークや意欲に依存する形ではなく、組織として安定的、持続的に同 様の連携やネットワーク体制が維持され、より効果的に地域づくりを推進できる体制を構築する必 要があった。
- ・連絡調整会議設置要綱の作成や研修企画や実施方法を県が基幹相談支援センターや委託相談と協働 で作成するプロセスをきっかけに、各基幹相談支援センター職員、各市町村職員や専門アドバイ ザーとの連携の仕組みづくりに取り組んだ。

#### 都道府県の取組

- <連絡調整会の設置要綱等の作成>
- ・連絡調整会議の事務局である新発田地域振興局健康福祉環境部地域福 祉課は、一般的なひな形の提供ではなく、基幹相談支援センターと丁 寧に協議する中で設置要綱等を作成

#### R 4 年度

- <ネットワーク構築、事業デザイン>
- ・ネットワーク作りや事業デザインについての枠組み作りに協力
- ・特に研修や会議の内容整理について、基幹相談支援センター、地域生 活支援拠点等、地域の関係者の話を聞きながら設計

#### 県の取組

#### 下越圏域の取組

要綱や通知作成等の行政事務に関 する支援 (地域福祉課)

連絡調整会議の「相談支援部会」 において検討、体系的に作成

R4年4月

- ネットワークづくりと事業デザイ ン (研修、会議の内容整理等) に関する支援 (地域保健課)
- ・地域課題の整理、共有やそれに基 づいた研修、会議内容の発案
- 下越フォーラム等のイベント実施 によるネットワークの強化

#### 取組の工夫点・ 今後に向けての 取組

- ・連絡調整会議の再編プロセスを通じて、各市町村職員や各基幹 相談支援センター職員、専門アドバイザーの連携の仕組み作り を推進
- 下越圏域の取組を参考に他圏域に横展開していくことを検討

#### 下越圏域

- 6市町村(3市1町2村)
- · 圏域人口:約188,000人
- 新潟県新発田地域振興局、 新潟県村上地域振興局

#### 支援による効果・変化

要綱作りや、会議の運営、研修 企画等の県振興局の伴走的な支 援が地域と県による協働の取組 として理解されており、円滑な 取組につながっている。

こうした支援のプロセスを通し て、属人的な取組に依らない仕 組みとしての相談支援体制の重 要性の理解が浸透している。

29

### 令和7年度 新潟県自立支援協議会の体制

# 資料 1

#### 発達障害者支援体制整備検討委員会 **喜次脳機能隨寒支採拠占運営委員会** 難聴児早期支援等体制整備推進協議会

○専門的分野における支援方策の検討

#### 新潟県自立支援協議会

(平成18年12月18日設置)

#### 【協議事項】

- 相談支援体制の整備に関すること 社会資源の開発・改善に関すること
- 相談支援従事者の人材確保・養成に関すること
- 県障害福祉計画に関すること

#### 担当者会議

- 地域振興局(地域福祉課)
- 中央福祉相談センター はまぐみ小児療育センター
- ・精神保健福祉センタ
- ・医療的ケア児支援センター

#### 相談支援拠点 等、障害福祉 課で地域課題 の確認、共有

地域振興局、

#### 事務局·障害福祉課

#### 圏域部会 (連絡調整会議)

(平成20年4月1日設置) ※ 連絡調整会議は平成19年度に 順次設置

#### 【協議事項】

- 相談支援事業の実施状況 (市町村協議会・障害者地域
- 生活支援体制整備事業) ○ 圏域のネットワーク構築に関 ナスーレ
- 圏域の社会資源の開発に関 すること

#### 精神障害者支援 体制構築部会

(平成20年4月1日設置) (令和2年4月1日名称変更)

#### 【協議事項】

事務局·障害福祉課

- 精神障害にも対応した地域 包括ケアシステムの構築事業 の実績確認
- 事業の効果に関する検討

#### 就労支援部会

(平成20年12月19日設置)

- 【協議事項】 就労支援の推進
- 障害者就業・生活支援セン - (7箇所)を中心としたネッ
- ワーク構築 ○ 就労に関する課題検討

#### 療育支援部会

事務局·障害福祉課

#### (平成26年3月19日設置)

- 【協議事項】 ○ 療育支援体制の整備に 関すること
- 障害児(医療的ケア児を 含む。)の療育に関する課題 檢討

#### 権利擁護部会

#### (平成27年12日25日設置)

#### 【協議事項】 ○ 障害者虐待防止対策及

び権利擁護に関すること

#### ○ 障害者差別解消法に関 すること

#### 研修企画 ワーキング グループ

#### (平成22年4月1日設置)

#### 【協議事項】

- 相談支援従事者研修
- に関すること サービス管理責任者研 修に関すること

事務局:地域振興局

事務局: 隨害福祉課

事務局: 隨害福祉課

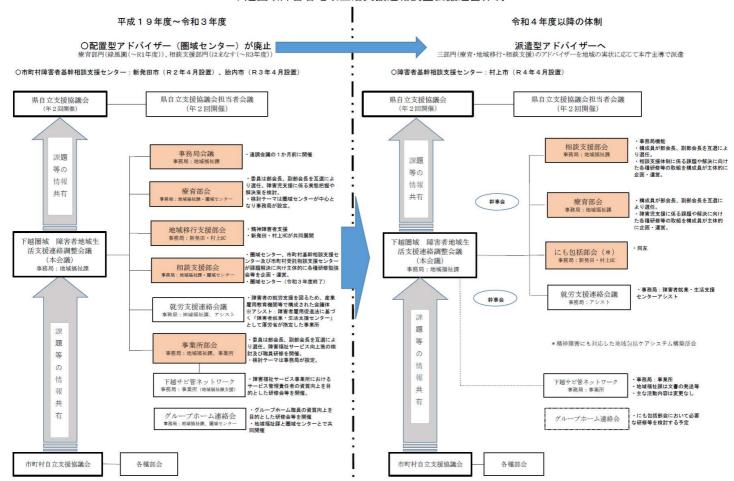
事務局: 隨害福祉課

事務局: 隨害福祉課

事務局:中央福祉相談センター 一社)新潟県相談支援専門員協会

30

#### 下越圈域障害者地域生活支援連絡調整会議運営体制



# 演習 (グループワーク)

# ブロック会議 演習 (グループワーク)

時間	内容
13:30~16:05	【5】演習(グループワーク)
13:35~13:40(5分)	自己紹介
13:40~13:45(5分)	グループワーク1の進め方の説明
13:45~14:45(60分)	グループワーク1:他の都道府県との意見交換 ①都道府県の現状や課題を発表 (15分) ②課題解決に向けての取組等の意見交換 (45分)
14:45~14:55(10分)	席替え・休憩
14:55~15:00 (5分)	グループワーク2の進め方の説明
15:00~16:05(65分)	グループワーク 2:自都道府県での意見交換 ①取組の振り返りと課題の共有(15分) ②次年度に向けた取組について(50分)
16:05~16:25	【6】総括(グループ発表・講師による総括)

# グループの分け方

# グループワーク1:他の都道府県との意見交換

- ・他の都道府県の参加者同士で意見交換
- 1グループ5・6人程度でグループを作成
- ・都道府県職員、アドバイザー等をバランスよく配置



席替え

# グループワーク2:自都道府県の参加者で意見交換

自都道府県の参加者同士で意見交換

# 自己紹介(5分)

- ・グループ内で自己紹介
- ・司会を決める

# グループワーク1 他都道府県との意見交換

# ①都道府県の現状や課題を発表 (15分)

・(事前提出資料を参考に)令和6年度ブロック会議で検討した「目標」と「取組」の進捗状況や成果、取組を進めるにあたっての課題を順に発表(都道府県職員、アドバイザー等のそれぞれの立場で、関わっていること、課題だと感じていることも合わせて発表)

グループ内で順番に発表(1人2~3分程度)

発表内容のメモ用に演習シート1をお使いください

# 「ブロック会議」演習シート1

グループワーク1

①都道府県の現状や課題について	メモ用	

# グループワーク1 他都道府県との意見交換

- ②課題に対する工夫や取組について意見交換(45分)
- 発表した課題について、解決に向けてどのよう な工夫や取組が考えられるか、グループ内で意 見交換
  - (グループ内で出た意見を持ち帰って参考にできるように)

演習シート2にグループワークで出た意見を記入してください

# 「ブロック会議」演習シート2

グループワーク1

②課題に対する工夫や取組について	メモ用

# 席替え・休憩

午前中の座席(都道府県ごと)に 戻ってください。

# グループワーク2 自都道府県での意見交換

①都道府県の取組の振り返りと課題について(15分)

※司会を決める(必要に応じて)

- ・現在の市町村支援の取組状況の確認と課題の共有
- ・課題に対する取り組みとして、他都道府県との意 見交換で参考となる内容を共有

メモ用に演習シート3をお使いください

# 「ブロック会議」演習シート3

グループワーク2

①都道府県の取組の振り返りと課題について	メモ用

# グループワーク2 自都道府県での意見交換

- ②次年度に向けての取組について(50分)
- ・今後どのような市町村支援に取り組むかを意見交換
  - →オンライン研修の結果(チェックリスト、アンケート結果等)も参考に、 市町村の現状を踏まえて検討
  - →今年度内の取組については、オンライン研修未参加市町村に対す るフォローアップについても合わせて検討
  - →市町村支援を取り組む中で、<u>都道府県(自立支援)協議会をど</u> う活性化させ、どう活用したらよいかも合わせて検討
- ・上記議論を踏まえ、1年後までに目指す「目標」と それに向けての「取組内容」を検討 →演習シート5

# 「ブロック会議」演習シート4

### グループワーク2

### ②次年度に向けての取組について

メモ用

未設置・未整備市町村
設置・整備済み市町村
全市町村

# 提出用「演習シート5」について

・1年後の目標に向けて、今年度のうちに何に取組むか、次年度がスタートしたらどんなことから取組むか、予算編成の時期までに何をすべきか、など、具体的なスケジュールもイメージしながら取組む内容を検討してください。

グループワークで出た意見を整理し、 演習シート5に記入してください

演習終了後、都道府県で1枚提出してください

※提出方法 ①本日、ブロック会議終了後、手書きの用紙を提出 ②後日、ファイルをメールで提出

# 令和7年度「ブロック会議」演習シート5 <提出用>

グループワーク2

1年後の「目標」と「取組内容」

都道府県名

	1年後の目標	取組内容(具体的に)
未設置・未整備		
設置・整備済み		
全市町村		

# 総括

- ・グループ発表
- ・講師による総括

# 演習シート5の提出について

# 以下のいずれかの方法で提出してください

# ①本日、ブロック会議終了後、手書きの用紙を提出

- ・ 机の上のクリアファイルに入れてください。
- お手元にも記載内容が残るようにしてください。(同じ内容を書き留める、写真に撮るなど)

# ②後日、ファイルをメールで提出

・事前にメールでお送りした演習シート5のファイル(パワーポイント)に入力の上、メールにて事務局まで提出してください。(shogai\_sodan@hit-north.or.jp)

# ■提出〆切

関東ブロック	令和7年11月21日(金)
北陸・甲信越ブロック	令和7年12月3日(水)
東海・近畿ブロック	令和7年12月5日(金)

北海道・東北ブロック	令和7年12月12日(金)
中国・四国ブロック	令和7年12月24日(水)
九州・沖縄ブロック	令和7年12月26日(金)

# アンケートの提出について

- アンケートへのご協力をお願いいたします。
- 朝配布した資料の中のアンケート用紙に記入して下さい。
- 記入後のアンケートは、机の上のクリアファイルに入れてください(本日提出)。

# 都道府県の取組状況等

# <関東ブロック>

# 都道府県の取組状況等

都道府県名

茨城県

# 1. 令和6年度「ブロック会議」で検討した1年後の「目標」と「具体的な取組」

・令和6年度「ブロック会議」で各都道府県が検討した1年後の「目標」と「取組」の<u>概要を記載してくださ</u> <u>い</u>(詳細は不要)。方針や方向性に変更があった場合は**変更を反映したものを記載**してください(変更した 理由も記載してください)。

	1年後の目標	具体的な取組
未設置・未整備市町村	○全ての市町村において、基幹、 拠点の設置目標時期を設定 ○全ての市町村が単独で自立支援 協議会を設置しているが、基幹 を単独で設置することが難しい 市町へ複数での設置の働きかけ ○拠点を複数市町で整備する好 例について未設置市町へ展開	→1月に未設置市町村に聞き取り調査 ⇒設置時期未定の市町村の設置予定時期の明確化 →複数市町村で審査会を実施している市町村の確認 ⇒複数市町村での設置について働きかけ  →好事例の取りまとめ ⇒未設置市町村への好事例の展開 ※→直ぐに開始、⇒1年後まで継続
設置・整備済み市町村	○障害福祉圏域連絡会議の開催による県と市町村の情報共有 ○基幹・拠点の設置済の好事例などの事例集の作成 ○基幹、拠点のチェックリストの作成と自己評価・点検の実施	→現在行われている圏域連絡会議への参画 →圏域連絡会議の開催増加 →好事例の取りまとめ、事例集の作成 ⇒好事例を市町村へ展開 →チェックリストの作成 ⇒各市町村での自己評価・点検を実施 ※→直ぐに開始、⇒1年後まで継続

## 2. 現在までの進捗状況とこれから取り組む予定等

・令和6年度「ブロック会議」終了後から現在までの、各市町村への相談支援体制整備の強化に向けた支援の 主な進捗状況と、これからの取組予定を記載してください。 (誰と取り組んだかも記載してください)

時 期	取組内容(概要)
くこれまでの取組> 令和7年6月	〇茨城県基幹相談支援センター等連絡会議研修会の開催 「基幹Cの具体的取り組み」と「基幹Cの複数市町村による設置の実例」の講話
令和7年7月	〇現任・主任・基幹ファローアップ研修会の開催 「R 6 全国ブロック会議」の共有及び「国が求める人材育成の基本的な考え方及び、
令和7年8月	茨城県障害福祉従事者人材育成・相談支援専門員人材ビジョン」の確認 〇 茨 城 県 基 幹 相 談 支 援 セ ン タ 一 等 連 絡 会 の 開 催 「基幹 C の 設 置 状 況 と 見 込 」 の 共 有 及 び 「 セ ル フ プ ラ ン 率 」 の 情 報 提 供
令和7年10月	○市町村障害福祉担当課長等会議の開催 「基幹Cの設置状況と見込」の共有及び「地域生活支援拠点」の説明と好事例の報告
令和7年10月	〇厚生労働省「オンライン研修」への参加 「市町村職員等」の参加と「県」、「相談支援アドバイザー」のオブザーバー参加
R7年4~7月	〇圏域相談支援連絡会議の開催 「筑西・下妻圏域」、「鹿行圏域」※基幹Cと生活支援拠点の整備などに関するGW
<これからの予定> R7年11~ R8年1月	○圏域相談支援連絡会議の開催 「水戸圏域」、「常陸太田・ひたちなか圏域」、「鹿行圏域」 ※基幹Cと生活支援拠点の整備などに関するGW
令和8年1月	〇茨城県基幹相談支援センター等連絡会議の開催 「R7全国ブロック会議」の共有
	〇基幹C・生活支援拠点のチェックリストの作成

## 3. 取組を進めたことによる成果等

- ・「2」の取組を進めたことによる市町村の基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備に向けた動き、協議会の活動状況など、市町村における相談支援体制整備の成果等を記載してください。
  - ○基幹相談支援センターの設置・整備に向けた動き
    - ・未設置の9市町は設置時期が未定であったが、4市町において予算・人員要求や協議会への諮問など の具体な動きがあり、令和8年4月1日に設置見込となった。
    - ・相談支援アドバイザーによる指導・助言により、未開催圏域で圏域連絡会議を開催することができた。
  - ○地域生活支援拠点の設置・整備に向けた動き
    - ・市町村担当課長会議において、好事例についての報告等により意識の醸成が図られ、2市において予算要求や近隣施設・事業所への参画依頼など具体の動きがあり、また、3市による広域整備に向けた協議も進んでいる。
  - ○協議会の活動状況など
    - ・相談支援アドバザーの指導・助言により、専門部会の設置が進んだ。

### 4. 取組を進める上での課題

- ・「2」の取組を進める上での課題を記載してください。
  - ○基幹相談支援センターの設置・整備の課題
    - ・人口規模の小さな市町村では、人材不足や委託先がないなど設置が困難な状況であり、 広域(複数市町村)での設置についても、協議会を単独で設置しているため、地活事業 の補助の対象外となってしい、複数市町村での設置についても進まない状況である。
  - ○地域生活支援拠点の設置・整備の課題
    - ・財源・運営方法の不安や中核となる施設 (グループホームや入所施設) の不在などの課題がある。また、地域によっては専門的人材の確保が困難である。

94

- ○協議会についての課題
  - ・県協議会と市町村協議会との連携強化

# 1. 令和6年度「ブロック会議」で検討した1年後の「目標」と「具体的な取組」

・令和6年度「ブロック会議」で各都道府県が検討した1年後の「目標」と「取組」の概要を記載してくださ <u>い</u>(詳細は不要)。方針や方向性に変更があった場合は**変更を反映したものを記載**してください(変更した 理由も記載してください)。

	1年後の目標	具体的な取組
未設置・未整備市町村	基幹相談支援センターの未設置の 7市町のうち、4市町に設置	・基幹相談支援センター未設置市町作戦会議
設置・整備済み市町村	基幹相談支援センターのバック アップ	・基幹相談支援センターのニーズに対応した研修の 実施 ・専門コース別研修の枠を増やす ・人材育成ビジョンの改訂

# 2. 現在までの進捗状況とこれから取り組む予定等

・令和6年度「ブロック会議」終了後から現在までの、各市町村への相談支援体制整備の強化に向けた支援の 主な進捗状況と、これからの取組予定を記載してください。 (誰と取り組んだかも記載してください)

時期	
【令和6年度】	・基幹相談支援センター関係者会議の開催【2回】
2 12 111	
【令和7年度】	
4 月	・未設置市町に対するヒアリングと設置に向けたバックアップ(3市町)
7月	・基幹相談支援センター関係者会議の開催
8月~	・相談支援専門員人材育成ビジョンの改訂作業(県自立支援協議会相談支援部会)
9月	・未設置市町訪問、設置に向けた具体的な助言(2市町)
	・基幹相談支援センタースキルアップ研修の開催
~12月	・相談支援専門員人材育成ビジョンの改訂作業(ワーキングによる改訂作業)
1月	・基幹相談支援センター関係者会議の開催
~2月	・基幹相談支援センタースキルアップ研修の開催
	・未設置市町に対するヒアリングと設置に向けたバックアップ(2市町)

95

### 3. 取組を進めたことによる成果等

- ・「2」の取組を進めたことによる市町村の基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備に向けた動き、協議会の活動状況など、市町村における相談支援体制整備の成果等を記載してください。
  - ・未設置市町への支援により、令和7年4月には2市町に設置となり、他2市町については令和8年度中の設置に向けた具体的な検討を進めている。
  - ・基幹相談支援センターの機能強化に向けて、担当者会議の開催により課題共有や解決に向けた検討を行うとともに、県内センターの横のつながりの強化を図った。

### 4. 取組を進める上での課題

- ・「2」の取組を進める上での課題を記載してください。
  - ・未設置の市町においては、人的資源や予算の不足、委託を予定している法人との関係性、 基幹相談支援センターの必要性や効果の理解不足等、市町ごとの課題があるため、市町の状 況に合わせた支援が必要となる。
  - ・基幹相談支援センター業務と委託相談業務を行っているセンターが多いことから、相談対応が優先されることで基幹センター業務に専念することが難しい。
  - ・基幹相談支援センター職員と主任相談支援専門員の役割整理や業務分担がうまくできていないことで主任相談支援専門員を十分に活用できていないことから、人材育成の体制構築が 進みにくい。

# 都道府県の取組状況等

都道府県名

群馬県

## 1. 令和6年度「ブロック会議」で検討した1年後の「目標」と「具体的な取組」

・令和6年度「ブロック会議」で各都道府県が検討した1年後の「目標」と「取組」の概要を記載してくださ <u>い</u>(詳細は不要)。方針や方向性に変更があった場合は変更を反映したものを記載してください(変更した 理由も記載してください)。

	1年後の目標	具体的な取組
未設置・未整備市町村	基幹を全圏域に設置する(館林)	・要因・課題を聴き取り分析する。 ・基幹の必要性を認識させ、当事者意識を持たせる。
設置・整備済み市町村	・基幹と拠点の連携強化 ・相談支援人材の育成と確保	・基幹と拠点の評価を行う。 ・市町村と基幹の合同研修を行う。 ・複数事業所の協働体制による機能強化型の取得を 周知する。

# 2. 現在までの進捗状況とこれから取り組む予定等

・令和6年度「ブロック会議」終了後から現在までの、各市町村への相談支援体制整備の強化に向けた支援の 主な進捗状況と、これからの取組予定を記載してください。 (誰と取り組んだかも記載してください)

時 期	取組内容(概要)
<これまでの取組> R7. 1	・市町村及び基幹あて、ブロック会議の内容を伝達した。 ・市町村において、複数事業所の共同体制による機能強化型に関して取り組
R7. 2	│んでいる事例を紹介した。 │・自立支援協議会で、地域生活支援拠点等の県内平準化に向けて、各拠点の │実施内容を報告してもらうことを提案した。
R7. 8	・各市町村に地域生活支援拠点等の機能・運営状況に関する評価シートの作成を依頼し、集約した結果を協議会にて共有した。 ・6月に実施された障害者相談支援事業の実施状況調査を基に、基幹相談支援センターの運営・人員・取組に関する部分をとりまとめ、集約した結果を
R7. 9	県の協議会にて共有した。 ・相談支援事業所の経営改善において、複数事業所の協働体制による機能強化型加算が有効である旨を県の協議会で周知した。
<これからの予定> R7. 10~	・評価シートをもとに、県内の拠点が有する機能について分析を行い、課題を補うために、県外市町村等の先進事例の情報収集や、市町村への支援を検討する。 ・他の基幹の取組状況に関し、比較を希望する内容を募り、さらに掘り下げた比較を実施する。

### 3. 取組を進めたことによる成果等

- ・「2」の取組を進めたことによる市町村の基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備に向けた動き、協議会の活動状況など、市町村における相談支援体制整備の成果等を記載してください。
  - ・同じ指標で評価することで、他市町村の取組を知るだけでなく、自市町村の進んでいる点 や遅れている点が見える化することができた。

## 4. 取組を進める上での課題

- ・「2」の取組を進める上での課題を記載してください。
  - ・地域生活支援拠点等のさらなる機能の充実に向けて、県が担う役割と、市町村に対する具体的な支援のあり方。
  - ・相談支援事業所については、依然として赤字経営であるとの認識が根強く残っている。また、機能強化型加算に関する制度の理解や、当該加算が事業所にもたらすメリットについて引き続き周知をする必要がある。

# 1. 令和6年度「ブロック会議」で検討した1年後の「目標」と「具体的な取組」

・令和6年度「ブロック会議」で各都道府県が検討した1年後の「目標」と「取組」の概要を記載してくださ <u>い</u>(詳細は不要)。方針や方向性に変更があった場合は変更を反映したものを記載してください(変更した 理由も記載してください)。

	1年後の目標	具体的な取組
未設置・未整備市町村	<ul><li>・市町村協議会と都道府県協議会の協働</li><li>・小規模市町村の体制整備</li></ul>	・都道府県協議会に市町村の実情を吸い上げる場を 設置 ・好事例・モデル事業を共有
設置・整備済み市町村	・圏域単位での協議の場の促進 ・圏域ごとの実態把握 ・市町村行政・基幹・拠点・協議 会の協働を促進	・都道府県ブロック会議の伝達研修を県主催で実施 ・各拠点の状況調査の実施 ・基幹・協議会職員を対象とする研修の実施回数の 増加

# 2. 現在までの進捗状況とこれから取り組む予定等

・令和6年度「ブロック会議」終了後から現在までの、各市町村への相談支援体制整備の強化に向けた支援の主な進捗状況としてれからの取組予定を記載してください。 (誰と取り組んだかも記載してください)

主な進捗状況と、	これからの取組予定を記載してください。(誰と取り組んだかも記載してください)			
時 期	取組内容(概要)			
<これまでの取組> 〇地域づくり研修の 実施	〇地域づくり研修の実施(県・埼玉県相談支援専門員協会・市町村等) 地域の相談支援体制の強化や(自立支援)協議会の効果的な運営の促進、市町村職員・基幹相談支援センター の相談支援専門員及び地域生活支援拠点等のコーディネーター・職員がお互いの役割と機能を理解することで、 障害者自身が住み慣れたまちで望む暮らしができるための地域生活支援体制の構築を図ることを目的として開			
〇障害者地域支援体 制整備事業の実施	催した。   令和7年8月実施時には、好事例(複数事業所の協働による相談支援体制整備)の共有を行った。   *開催日・方法:令和7年2月・オンライン)、令和7年8月・対面(県内4ブロック))			
〇状況調査の実施	<ul> <li>○障害者地域支援体制整備事業の実施(県・埼玉県相談支援専門員協会)</li> <li>①アドバイザー会議の開催(月1回) 県内4ブロックごとの取組や現状について共有する場を、定期的に開催した。 →県職員も参加し、各市町村の現状把握を継続的に行った。</li> <li>②アドバイザー派遣(随時) *8件(令和6年度ブロック会議終了後3件(令和6年度実績は6件)・令和7年度5件)</li> <li>○状況調査の実施(県)・基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備状況について(令和7年4月)・複数事業所との協働による機能強化型基本報酬有無等について(令和7年5月) →取りまとめ結果を各市町村にフィードバックした(令和7年7月)</li> </ul>			
<これからの予定> 〇地域づくり研修の 実施 〇障害者地域支援体 制整備事業の実施	<ul> <li>○地域づくり研修の実施(令和8年3月実施予定)令和7年8月実施時に市や圏域ごとで計画した目標に対する取組の振り返りや共有を予定している。</li> <li>○障害者地域支援体制整備事業の実施</li> <li>①アドバイザー会議の開催(月1回)県内4ブロックごとの取組や現状について共有する場を、定期的に開催する。         →県職員も参加し、各市町村の現状把握を継続的に行う。     </li> </ul>			
	②アドバイザー派遣 (随時)			
	98			

•

### 3. 取組を進めたことによる成果等

- ・「2」の取組を進めたことによる市町村の基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備に向け た動き、協議会の活動状況など、市町村における相談支援体制整備の成果等を記載してください。
  - ・基幹相談支援センター設置済が60市町村(令和6年4月1日時点)→62市町村(令和7年10月1日時点)に増加。
  - ・地域生活支援拠点等整備済みが53市町(令和6年4月1日時点)→57市町(令和7年10月1日時点)に増加。
  - ・基幹相談支援センター未設置・地域生活支援拠点等未整備市町村についても、設置・整備に向けた積極的な検討を行っている。
  - ・基幹相談支援センター設置済・地域生活支援拠点等整備済市町村についても、機能強化の検討に向けて働きかけた。
  - ・アドバイザー派遣希望の増加(市町村への働きかけにより、新規市町村からの派遣依頼があった)

### 4. 取組を進める上での課題

- ・「2」の取組を進める上での課題を記載してください。
  - 研修会場の確保
  - 市町村協議会と都道府県協議会の協働不足
  - ・県と市町村の情報共有・連携体制の不足
  - 市町村間の情報共有不足

# 都道府県の取組状況等

都道府県名

千葉県

# 1. 令和6年度「ブロック会議」で検討した1年後の「目標」と「具体的な取組」

・令和6年度「ブロック会議」で各都道府県が検討した1年後の「目標」と「取組」の概要を記載してくださ <u>い</u>(詳細は不要)。方針や方向性に変更があった場合は**変更を反映したものを記載**してください(変更した 理由も記載してください)。

	1年後の目標	具体的な取組
未設置・未整備市町村	・必要性を理解する ・設置・整備に向けた協議を始め る。	・研修を開催する。 「講師は、相談支援アドバイザー3名と行政1名 市町村職員及び基幹、拠点の職員を対象。 ・市町村の計画を確認する。
設置・整備済み市町村	・他の地域との連携、 <u>情報交換</u> →他の基幹や拠点を知り、 自身の組織を振り返る。 ・必要性を行政が理解する。	・研修を開催する。 講師は、相談支援アドバイザー3名と行政1名 市町村職員及び基幹、拠点の職員を対象。 ・相談支援アドバイザーの派遣により、支援を行う。

# 2. 現在までの進捗状況とこれから取り組む予定等

・令和6年度「ブロック会議」終了後から現在までの、各市町村への相談支援体制整備の強化に向けた支援の 主な進捗状況と、これからの取組予定を記載してください。(誰と取り組んだかも記載してください)

時 期	取組内容(概要)
<これまでの取組>	
令和7年 10月8日	令和6年12月20日に開催された全国ブロック会議の内容を市町村に伝達するために、「地域における障害児者の相談支援体制の整備の推進に係る研修会」を開催しました。 会議に参加した基幹相談支援センターの職員3名が相談支援アドバイザーとして会議内容の説明や地域での相談支援体制の整備に係るグループワークを行うとともに、厚生労働省の専門官に講師として、行政説明を行っていただきました。 また、県内2カ所の基幹相談支援センターから好事例の紹介を行いました。
<これからの予定>	令和7年11月14日に開催される「全国ブロック会議」の内容を市町村に伝
令和7年度末まで	達するために、市町村職員、基幹及び拠点の職員を対象に研修会を実施します。 会議に参加する基幹相談支援センターの職員3名が相談支援アドバイザー として会議内容の説明やグループワークでの助言を行うとともに、参加した 県の職員から行政説明を行います。

### 3. 取組を進めたことによる成果等

・「2」の取組を進めたことによる市町村の基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備に向けた動き、協議会の活動状況など、市町村における相談支援体制整備の成果等を記載してください。

基幹相談支援センターを整備した市町村は令和6年4月1日時点で40市町村であったが、 令和7年4月1日時点では47市町村となった。

地域生活支援拠点等を整備した市町村については令和6年度から増加がなく、38市町であった。

# 4. 取組を進める上での課題

・「2」の取組を進める上での課題を記載してください。

厚生労働省の会議の内容を伝達する研修会について、参加者の中に行政職員がいない自治体があり、未整備また整備されていても機能を強化していくことが必要であるため、行政職員の積極的な参加を呼び掛け意識の醸成を図ってまいりたい。

# 1. 令和6年度「ブロック会議」で検討した1年後の「目標」と「具体的な取組」

・令和6年度「ブロック会議」で各都道府県が検討した1年後の「目標」と「取組」の概要を記載してくださ <u>い</u>(詳細は不要)。方針や方向性に変更があった場合は変更を反映したものを記載してください(変更した 理由も記載してください)。

	1年後の目標	具体的な取組
未設置・未整備市町村	設置促進	基幹相談支援センター未設置区市町村については、 アドバイザーを派遣して、まずは説明から始める。
設置・整備済み市町村	基幹相談支援センター、地域生活 支援拠点、自立支援協議会につい ての把握(都として区市町村がど のように運営しているかを把握す る必要がある)	・未設置区市町村を含めた連絡会の開催を検討 ・アンケート調査の実施

# 2. 現在までの進捗状況とこれから取り組む予定等

・令和6年度「ブロック会議」終了後から現在までの、各市町村への相談支援体制整備の強化に向けた支援の 主な進捗状況と、これからの取組予定を記載してください。(誰と取り組んだかも記載してください)

土な進捗状况と、こ	れからの取組予定を記載してくたさい。(誰と取り組んだかも記載してください)
時 期	取組内容(概要)
<これまでの取組> 令和6年12月~令和7年3月	【基幹相談支援センター】 東京都障害者相談支援体制整備事業の実施 ・4区9市1町にアドバイザーを派遣 ・研修会において、全国ブロック会議の内容を伝達
令和7年4月~ 令和6年度~令和7年度	令和7年度東京都障害者相談支援体制整備事業の開始に向け調整 【地域生活支援拠点等】 ・各区市町村補助事業の実施 「地域生活支援拠点連携強化事業」 令和6年度:7区3市が活用 令和7年度:6区7市が活用予定 「地域生活支援拠点における緊急時受入体制支援事業」 令和6年度:4区5市が活用 令和7年度:8区5市が活用予定 ・区市町村に対して好事例の共有 【自立支援協議会】
令和7年2~3月 令和7年6月 令和7年8月	都内全区市町村に対して「東京都内の自立支援協議会の動向」調査を実施 調査結果をとりまとめた「令和6年度版 東京都内の自立支援協議会の動向」を発行 令和7年度地域自立支援協議会交流会を開催 ・テーマは「当事者が望む地域生活を支える相談支援とは何かを考える。」 ・17区14市89名の地域自立支援協議会関係者が参加
令和7年6月·10月	自立支援協議会担当者連絡会を2回開催 ・1回目では、厚労省専門官が「地域における障害児者の相談支援体制の整備の推進 〜基幹・拠点等・協議会の構築に向けて〜」と題して基調講演 ・6つの区市が先駆的取組を発表
<これからの予定> 令和7年11月~	【基幹相談支援センター】 東京都障害者相談支援体制整備事業の開始(4区5市の予定) 【地域生活支援拠点等】 補助事業の継続 区市町村への事例共有等
令和7年12月	【自立支援協議会】 東京都自立支援協議会セミナーの開催
令和8年2~3月	・相談支援をテーマに有識者、当事者、支援者が講演、パネルディスカッション実施 都内全区市町村に対して「東京都内の自立支援協議会の動向」調査を実施 101

### 3. 取組を進めたことによる成果等

・「2」の取組を進めたことによる市町村の基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備に向けた動き、協議会の活動状況など、市町村における相談支援体制整備の成果等を記載してください。

### 【基幹相談支援センター】

事業開始前の32自治体から40自治体に増

#### 【地域生活支援拠点等】

事業開始前の33自治体から39自治体に増

#### 【自立支援協議会】

調査実施により、基幹相談支援センターの設置状況や機能、自立支援協議会及び地域生活 支援拠点等との連携有無、地域生活支援拠点等の整備状況・類型、拠点コーディネータの配 置有無、また法改正を踏まえた自立支援協議会の見直し等の取組状況を把握 協議会活性化、相談支援体制推進に向けた発信を通じた意識の醸成

### 4. 取組を進める上での課題

・「2」の取組を進める上での課題を記載してください。

### 【基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等】

- ・社会資源や利用者が少ない町村への設置促進
- 共同設置の方法

#### 【自立支援協議会】

こちらの働きかけに対して消極的な自治体に、取組を進めてもらうこと。

都道府県の取組状況等

都道府県名

神奈川県

# 1. 令和6年度「ブロック会議」で検討した1年後の「目標」と「具体的な取組」

・令和6年度「ブロック会議」で各都道府県が検討した1年後の「目標」と「取組」の概要を記載してくださ <u>い</u>(詳細は不要)。方針や方向性に変更があった場合は変更を反映したものを記載してください(変更した 理由も記載してください)。

	1年後の目標	具体的な取組	
未設置・未整備市町村	●基幹センター未設置6市町村、 地域生活支援拠点未設置4市町村 について、少なくとも「設置を検 討中」となるように進める。	●適切な情報提供を行い、設置についての必要性を 理解してもらえるように、既存の会議体等を活用し ていく。	
設置・整備済み市町村	●各市町村ごとの取り組みについて、状況の見える仕組みを作っていく。	●各市町村同士で横の動きを確認できるよう、既存 の協議体や会議体の組織を見直しながら、客観的に 各市町村が状況を俯瞰できるようにする。	

102

### 2. 現在までの進捗状況とこれから取り組む予定等

・令和6年度「ブロック会議」終了後から現在までの、各市町村への相談支援体制整備の強化に向けた支援の 主な進捗状況と、これからの取組予定を記載してください。(誰と取り組んだかも記載してください)

時 期	取組内容(概要)
<これまでの取組> 令和7年1月 令和7年3月 令和7年4月 令和7年7月 令和7年8月	【基幹相談支援センター】 ・障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター会議でブロック会議の内容について、報告。 ・「神奈川県相談支援従事者人材育成ビジョン」を改訂する。 ・神奈川県障害相談支援広域アドバイザー制度を委託により、開始する。 ・基幹センター未設置である県西圏域の各市町(2市8町)を県西圏域地域生活ナビゲーションセンター・広域アドバイザーと一緒に地域アセスメントを行う。 ・県内の基幹相談支援センター職員・主任相談支援専門員・各市町村行政職員を対象にした基幹相談支援センター連絡会を開催。改訂された人材育成ビジョンについて説明し、相談支援体制整備に向けた方向性を共有する。 ・各圏域協議会で人材育成ビジョンについての周知を行う。 ・県央圏域地域生活ナビゲーションセンターと広域アドバイザーで基幹センター未設置の愛川町に訪問。地域アセスメントを行う。
	【地域生活支援拠点等】 ・市町村に対し障害者支援施設等の利用希望者の状況について調査を実施。 ・ハイリスク者が多い市町村を訪問し、支援状況や地域生活支援拠点等の緊急相談・対応機能の整備状況等について 聞き取った。 ・拠点未設置の市町村に電話でのヒアリングを実施した。
<これからの予定>	【基幹相談支援センター】 ・各障害保健福祉圏域ごとに改訂された人材育成ビジョンの内容を伝達。管轄の関係機関に相談支援体制整備に向けた方向性の共有を進める。 ・神奈川県内の市町村の規模の違いに鑑み、過疎地域・準過疎地域における体制整備について、現状の実態を洗い出し、重層的支援体制整備事業も活用しながら基幹センター設置も視野に入れつつ、取り組みを検討する。
	【地域生活支援拠点等】 ・虐待を受けるなど在宅生活が困難になった方の緊急受入体制について検討する会議を圏域ごとに実施する。 ・この会議の中で地域の特徴を踏まえた緊急相談・対応の在り方について参加者に考えてもらい地域生活支援拠点の機能強化や市町村間の連携強化につなげたい。

## 3. 取組を進めたことによる成果等

・「2」の取組を進めたことによる市町村の基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備に向けた動き、協議会の活動状況など、市町村における相談支援体制整備の成果等を記載してください。

#### 【基幹相談支援センター】

- ・県、圏域ナビ、広域アドバイザーで基幹相談支援センター未設置の市町村を回ることで、市町村単位での地域の実情や現 状を知る機会となり、県としてもサポートを進めていく意思があることを市町村側に知ってもらう機会となった。
- ・改訂された人材育成ビジョンを圏域協議会や基幹相談支援センター連絡会で周知・説明することにより、改めて相談支援 専門員が育ち、相談支援体制整備を強化していくために基幹相談支援センターの役割の重要性を共有することができた。

#### 【地域生活支援拠点】

・障害者支援施設等の利用希望者調査を通じて各市町村のハイリスク者の洗い出しが行われ、地域の相談支援体制や地域生活支援拠点等の機能について自己点検するきっかけとなった。

## 4. 取組を進める上での課題

・「2」の取組を進める上での課題を記載してください。

#### 【基幹相談支援センター】

- ・県内の市町村は、人口規模や障害福祉サービス等の社会資源の充実度などが異なるため、一括りに考えるのは無理があり、 個別具体的に 市町村ごとにどのように体制を整備していくべきなのかを検討していく必要がある。
- ・人材育成ビジョンについて、各障害保健福祉圏域までの周知・説明機会を持つことはできたが、さらにこれを市町村単位・事業所単位までどのように周知を進めていくかが課題となっている。
- ・政令指定都市には独自の人材育成ビジョンを有しているところもあり、県の人材育成ビジョンの考え方を共有するための方法が課題となっている。

#### 【地域生活支援拠点】

- ・人口規模が小さい自治体はハイリスク者や緊急対応事案の発生頻度が低いことから、地域生活支援拠点等の整備の必要性をあまり感じていない。
- ・拠点等の緊急対応機能について、親亡きあとに備えた予防的な取組は進んでいるものの、あらゆる緊急事態に対応できる 体制を目指している自治体は少ない。

# 1. 令和6年度「ブロック会議」で検討した1年後の「目標」と「具体的な取組」

・令和6年度「ブロック会議」で各都道府県が検討した1年後の「目標」と「取組」の概要を記載してくださ <u>い</u>(詳細は不要)。方針や方向性に変更があった場合は**変更を反映したものを記載**してください(変更した 理由も記載してください)。

	1年後の目標	具体的な取組
未設置・未整備市町村	【基幹】 ・設置に向けて市町村が具体的に動いている (青写真ができている。必要性を理解してい る)  ※【拠点】は整備済み	<ul><li>・市町村の障害福祉計画の確認 (基幹や拠点を整備することになっているか。)</li><li>・圏域マネージャーと状況確認 (委託相談の状況、周辺の基幹の状況)</li><li>・未設置の村と話をする(設置に向けた提案)</li></ul>
設置・整備済み市町村	【基幹】 ・基本的にやるべきことを理解している。 ・事業計画に反映している。 【拠点】 ・拠点の目的を理解している。 ・コーディネーターの役割を理解している。 ・コーディネーターの配置について市町村が 具体的に検討している(人材・予算)	・改めて、全市町村に対して、基幹と拠点の説明 ・圏域マネージャーによるフォローアップ、確認

# 2. 現在までの進捗状況とこれから取り組む予定等

・令和6年度「ブロック会議」終了後から現在までの、各市町村への相談支援体制整備の強化に向けた支援の **主な進捗状況と、これからの取組予定を記載してください。**(誰と取り組んだかも記載してください)

工艺是沙区的	これがりの取組予定を記載してくたさい。(誰と取り組んだかも記載してくたさい)
時 期	取組内容(概要)
くこれまでの取組> ・随時	<
·令和7年2月~ 3月	・令和6年度末において、未設置の市村に対して、県担当者、圏域マネージャーが中心となり状況確認や設置に向けた協議等を実施。
- 随時	<b>く令和7年度&gt;</b> <ul> <li>・基幹相談支援センターが未設置の4市村について状況確認。</li> <li>令和8年度の設置に向けて具体的に検討中 3件、 検討中(具体的な時期等未定) 1件</li> <li>※令和6年度末に協議等を実施したことなどから、現状は状況の確認のみを行い、具体的な協議等は</li> <li>実施していない。</li> </ul>
・令和7年6月	・基幹相談支援センターの機能強化、地域生活支援拠点の検証、協議会の活性化 県協議会が開催する会議等で、基幹相談支援センターの設置の促進・機能の充実、地域生活支援拠 点に係る機能の充実等について説明。
	※地域生活支援拠点事業について ・市町村が主体となって整備を進める必要があるが、拠点コーディネーターの設置など、具体的な体制整備を進めている市町村は少ない状況。今後、必要に応じて、具体的な検証等の機会を確保していく必要がある。 ・拠点コーディネーターの配置について、市町村では要件を満たす人材の確保が難しく、予算の確保も困難な状況にある。
<これからの予定> ・令和7年10月~ 12月 ・令和7年12月	・令和7年度、本県の圏域マネージャーについて2圏域が不在の状況にあり、当該圏域の協議会の運営状況、地域生活支援拠点や基幹相談支援センターの状況等を確認するため、県担当者と他圏域のマネージャーが訪問し、確認等を行う予定。 ・県と地域の合同自立支援協議会(12月5日)を開催し、協議会を活用した地域づくりについて協議予定。あわせて、地域生活支援拠点や基幹相談支援センターの機能強化等に向けた必要な対応について、周知等を行う予定。
	104

### 3. 取組を進めたことによる成果等

- ・「2」の取組を進めたことによる市町村の基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備に向けた動き、協議会の活動状況など、市町村における相談支援体制整備の成果等を記載してください。
  - ・基幹については、令和8年度の設置に向けて具体的に検討中の案件が3件となり、本県における相談支援体制の整備が着実に進展している。
  - ・市町村担当者への説明会等を通じて、基幹および拠点の機能充実等に関する理解を一定程度得ることができたものと認識している。
  - ・県内全域を対象としたネットワーク会議等で地域生活支援拠点の運営状況や、コーディネータの配置について確認したところ、運営状況が一部にとどまっている地域や、コーディネータの設置等に関する具体的な検討が進んでいない地域が複数あるなど、具体的な課題が明確になりつつある。

### 4. 取組を進める上での課題

- ・「2」の取組を進める上での課題を記載してください。
  - ・基幹相談支援センターでは、障害のある方や家族からの相談件数の増加に加え、本来業務以外の役割にも対応している事例があり、業務が逼迫している状況にある。
  - ・基幹が未設置の市村について、人口規模や障害のある方の人数が少ない状況等を踏まえ、どのような支援体制やサービス提供の形が適切かを含めて、今後の対応方針を検討する必要がある。
  - ・地域生活支援拠点では、拠点コーディネーターの設置が求められているものの、市町村における予算や人材の確保が難しく、整備が進んでいない状況にある。
  - ・地域自立支援協議会について、地域の課題の抽出や対応について、協議会と連動できていない地域も見受けられ、基本的な協議会の目的や運営方法など、市町村にあらためて理解と意識を促す必要がある。
  - ・圏域マネージャーが不在となり、未設置の圏域が発生。

都道府県の取組状況等

都道府県名

長野県

# 1. 令和6年度「ブロック会議」で検討した1年後の「目標」と「具体的な取組」

・令和6年度「ブロック会議」で各都道府県が検討した1年後の「目標」と「取組」の概要を記載してくださ <u>い</u>(詳細は不要)。方針や方向性に変更があった場合は変更を反映したものを記載してください(変更した 理由も記載してください)。

	1年後の目標		ļ		
		1~3月	4~6月	7 ~ 9 ~12	1月~3月
未設置・未整備市町村	基幹 未設置6か所→2か所設 置 目的・役割分担の明確化 (設置に向けて動き出し てもらうため) 拠点 長野北部・小川村の設置 の後押し	障がい者相談支援 体制等機能強化会 議(以下機能強化 会議)→COの 横のつながり	機能強化会議 →3の機能の連動 の説明 →新制度、経過措置 が切れる項目等についての説明と併せて相談支援体制整備について解説  課題と協議会からの意	フォーラムの分科会で 基幹センター連絡会 →特徴整理 ⇒ 7 月機能強化会議では、 O J T 体制(モニタリン グ検証)をテーマに意思決 定支援を大テーマに設定。 □ フォーラムでは意思決定。 □ R 7 課題	機能強化会議 →特徴周知
設置・整備済み市町村	基幹 各機関の特徴を周知、見 える化 拠点 不足している機能の整備 COの役割の明確化と配 置の促進	域からの課題の整理 本会 →県の状況共有	ケートに基づく活動・ 機能強化会議 →3つの機能の連動 の説明		地域からの課題の整理  ⇒2月機能強化会議では地域生活支援拠点等の運用について取り扱う予定  本会 →県の状況共有

## 2. 現在までの進捗状況とこれから取り組む予定等

・令和6年度「ブロック会議」終了後から現在までの、各市町村への相談支援体制整備の強化に向けた支援の 主な進捗状況と、これからの取組予定を記載してください。 (誰と取り組んだかも記載してください)

時 期	取組内容(概要)
<r7年3月></r7年3月>	機能強化会議(県内の拠点CO、拠点整備に向けた体制整備) 企画:運営委員 参加:市町村担当者、基幹・委託、拠点CO等
<r7年4月~6月> <r7年5月></r7年5月></r7年4月~6月>	地域からの課題の整理⇒課題を基にした令和7年度の活動を計画 機能強化会議(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ、本年度 の推進テーマを明確化する)
<r7年7月></r7年7月>	企画:運営委員 参加:市町村担当者、基幹・委託、主任相談支援専門員等 機能強化会議(OJT体制・モニタリング検証の体制整備) 企画:運営委員 参加:市町村担当者、基幹・委託、主任相談支援専門員、人材育成
<r7年10月></r7年10月>	部会員等 自立支援協議会フォーラム(障害福祉計画の折り返し~意思決定支援の取 組~)
	企画:運営委員 参加:市町村担当者、地域協議会事務局、地域協議会関係者等
<これからの予定>	地域からの課題集約
<r8年1月></r8年1月>	地域協議会・拠点・基幹の状況調査
	機能強化会議(県内の拠点COの配置促進、拠点整備に向けた体制整備) 企画:運営委員 参加:市町村担当者、基幹・委託、拠点CO)

27

## 3. 取組を進めたことによる成果等

- ・「2」の取組を進めたことによる市町村の基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備に向けた動き、協議会の活動状況など、市町村における相談支援体制整備の成果等を記載してください。
  - ・地域生活支援拠点等の県内状況の集約、共有、課題感についての協議を実施。
  - ・総合支援センター、基幹相談支援センターの設置状況の集約、協議会本会での共有。 運営委員会において、大北圏域地域の状況の聞取り
  - ・地域OJT体制の状況について集約、共有
  - ・令和7年4月~長野市、木曽圏域に基幹相談支援センター設置。
  - ・県の相談支援体制整備事業の中で基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の未設置地域において、設置にむけての打合せ会開始。

## 4. 取組を進める上での課題

- ・「2」の取組を進める上での課題を記載してください。
  - 場を設けても、それを活用できる地域と、その場限りで終わってしまいがちで、その先につながりにくい地域がある。
  - 拠点を整備しても、点検をしていないため機能が低下している地域がある。
  - ・基幹が中心に拠点整備を進めた地域では、拠点登録している事業者が情報共有の場を設けていない地域がある。
  - ・資源の少ない地域での整備の難しさ(圏域を越えた体制整備の検討)。
  - 夜間支援を行う事業者の理解不足。
  - 担当者等の定期的な人事異動により、機能の継続に遅滞が生じている地域がある。